

○電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）	【第一条関係】	．．．．．	1
○電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）	【第二条関係】	．．．．．	88
○電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号）	【第三条関係】	．．．．．	98
○石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則（昭和五十一年通商産業省令第二十六号）	【第四条関係】	．．．．．	113
○電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号）	【第五条関係】	．．．．．	112
○発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年通商産業省令第五十四号）	【第六条関係】	．．．．．	116
○沖縄振興開発金融公庫の貸付金を借り入れた一般電気事業者の公告手続に関する省令（平成十四年経済産業省令第七十三号）	【第七条関係】	．．．．．	117
○経済産業省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成十五年経済産業省令第三十九号）	【第八条関係】	．．．．．	118
○一般電気事業者間における振替供給に係る費用の算定に関する省令（平成十六年経済産業省令第一百十八号）	【第九条関係】	．．．．．	201
○電源線に係る費用に関する省令（平成十六年経済産業省令第一百十九号）	【第十条関係】	．．．．．	241
○電気事業託送供給等収支計算規則（平成十八年経済産業省令第二号）	【第十一条関係】	．．．．．	301
○原子力発電工事償却準備引当金に関する省令（平成十九年経済産業省令第二十号）	【第十二条関係】	．．．．．	381
○電気使用制限等規則（平成二十三年経済産業省令第二十八号）	【第十三条関係】	．．．．．	401
○広域的運営推進機関に関する省令（平成二十六年経済産業省令第三十六号）	【第十四条関係】	．．．．．	461
○電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款において定めるべき事項等に関する省令（平成二十七年経済産業省令第五十六号）	【第十五条関係】	．．．．．	148
○小売電気事業の登録の申請等に関する省令（平成二十七年経済産業省令第五十八号）	【第十六条関係】	．．．．．	169

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 電気事業（第四条―第四十七条の三）</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>第三章～第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（削る）</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 電気事業</p> <p>第一節 事業の許可等（第四条―第二十一条の三）</p> <p>第二節 業務（第二十二条―第四十七条の三）</p> <p>第三節 あつせん及び仲裁（第四十七条の三の二―第四十七条の三の七）</p> <p>第三章～第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（卸電気事業）</p> <p>第二条 法第二条第一項第三号の経済産業省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>一 一般電気事業者にその一般電気事業の用に供するための電気を供給する事業の用に供することを主たる目的とする発電用の電気工作物の出力の合計が、二百万キロワットを超えること。</p> <p>二 専ら一般電気事業者にその一般電気事業の用に供するための電気に係る振替供給を行う事業（当該振替供給を十年以上の期間にわたり行うことを約しているものであり、その供給電力が千キロワットを超えるもの又は当該振替供給を五年以上の期間にわたり行うことを約しているものであり、その供給電力が十キロワットを超えるもの。）の用に供する変電、送電及び配電用の電気工作物であること。</p>

(削る)

(電気の使用者の需要規模)

第二条の二 法第二条第一項第七号の経済産業省令で定める要件は、次項に定める一の需要場所における電気の使用者の需要が、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 沖縄電力株式会社の供給区域以外の地域において一般電気事業者又は特定規模電気事業者が維持し、及び運用する特別高圧電線路又は高圧電線路から受電する者であつて、使用最大電力が原則として五十キロワット以上の者の需要

二 沖縄電力株式会社の供給区域内において一般電気事業者又は特定規模電気事業者が維持し、及び運用する特別高圧電線路から受電する者であつて、使用最大電力が原則として二千キロワット以上の者の需要

2| 前項の一の需要場所は、事業開始地点以外の場所であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 一の建物内(集合住宅その他の複数の者が所有し、又は占有している一の建物内であつて、一般電気事業者以外の者が設置する受電設備を介して電気の供給を受ける当該一の建物内の全部又は一部が存在する場合には、当該全部又は一部)

二 さく、へいその他の客観的な遮断物によつて明確に区画された一の構内

三 隣接する複数の前号に定める構内であつて、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いもの

四 道路その他の公共の用に供せられる土地(前二号に掲げるものを除く。)において、一般電気事業者以外の者が設置する受電設備を介して電気の供給を受ける街路灯その他の施設が設置されている部分

(削る)

(密接な関係)

第二条 法第二条第一項第五号ロの経済産業省令で定める密接な関係を有する者が維持し、及び運用する非電気事業用電気工作物は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 生産工程における関係、資本関係、人的関係等を有する者が維持し、及び運用する非電気事業用電気工作物が維持し、及び運用する非電気事業用電気工作物
- 二 取引等（前号の生産工程における関係を除く。）により一の企業に準ずる関係を有し、かつ、その関係が長期にわたり継続することが見込まれる者が維持し、及び運用する非電気事業用電気工作物

第三条 法第二条第一項第五号ロの経済産業省令で定める密接な関係を有する者の需要は、一の需要場所ごとに次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 生産工程における関係、資本関係、人的関係等を有する者の需要
- 二 取引等（前号の生産工程における関係を除く。）により一の企業に準ずる関係を有し、かつ、その関係が長期にわたり

(卸供給)

第三条 法第二条第一項第十一号の経済産業省令で定める電気の供給は、次のとおりとする。

- 一 供給の相手方たる一般電気事業者との間で十年以上の期間にわたり行うことを約している電気の供給であつて、その供給電力が千キロワットを超えるもの
- 二 供給の相手方たる一般電気事業者との間で五年以上の期間にわたり行うことを約している電気の供給であつて、その供給電力が十万キロワットを超えるもの

(密接な関係)

第三条の二 法第二条第一項第十四号ハの経済産業省令で定める密接な関係を有する者が設置する非電気事業用電気工作物は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 生産工程における関係、資本関係、人的関係等を有する者が設置する非電気事業用電気工作物
- 二 取引等（前号の生産工程における関係を除く。）により一の企業に準ずる関係を有し、かつ、その関係が長期にわたり継続することが見込まれる者が設置する非電気事業用電気工作物

第三条の三 法第二条第一項第十四号ハの経済産業省令で定める密接な関係を有する者の特定規模需要は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 生産工程における関係、資本関係、人的関係等を有する者の特定規模需要
- 二 取引等（前号の生産工程における関係を除く。）により一の企業に準ずる関係を有し、かつ、その関係が長期にわたり

2 | 継続することが見込まれる者の需要
前項の「一の需要場所」とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 | 一の建物内（集合住宅その他の複数の者が所有し、又は占有している一の建物内であつて、一般送配電事業者以外の者が設置する受電設備を介して電気の供給を受ける当該一の建物内の全部又は一部が存在する場合には、当該全部又は一部

二 | 柵、塀その他の客観的な遮断物によつて明確に区画された一の構内

三 | 隣接する複数の前号に掲げる構内であつて、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いもの

四 | 道路その他の公共の用に供せられる土地（前二号に掲げるものを除く。）において、一般送配電事業者以外の者が設置する受電設備を介して電気の供給を受ける街路灯その他の施設が設置されている部分

（離島）

第三条の二 | 法第二条第一項第八号イの経済産業省令で定める離島は、別表第一の上欄に掲げる区域を供給区域とする一般送配電事業者ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる離島とする。

（送電事業に係る送電用の電気工作物の要件）

第三条の三 | 法第二条第一項第十号の経済産業省令で定める要件は、専ら一般送配電事業者に小売電気事業、一般送配電事業若しくは特定送配電事業の用に供するための電気又は法第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係る振替供給を行う事業（当該振替供給を十年以上の期間にわたりに行うことを約

継続することが見込まれる者の特定規模需要
（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

しているものであり、その供給電力が千キロワットを超えるもの又は当該振替供給を五年以上の期間にわたり行うことを約しているものであり、その供給電力が十万キロワットを超えるもの。)の用に供する送電用の電気工作物であることとする。

第二章 (略)

(削る)

第四条 (一般送配電事業の許可申請)

2 (略)

3 法第四条第二項の事業収支見積書は、事業開始の日以後十年内の日を含む毎事業年度について、様式第三により作成するものとする。

4 法第四条第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 一般送配電事業の用に供する電気工作物(配電用のものを除く。)の概要及び供給区域の境界を明示した地形図

二 (略)

三 電力潮流図

四 一般送配電事業の用に供する変電所又は発電所の主要設備の配置図

(削る)

五 他の一般送配電事業者による一般送配電事業の用に供するための電気を供給する場合にあっては、その供給の相手方と

第二章 (略)

第一節 事業の許可等

第四条 (事業の許可申請)

2 (略)

3 法第四条第二項の事業収支見積書は、事業開始の日以後五年内の日を含む毎事業年度について、様式第三により作成するものとする。

4 法第四条第二項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 電気事業の用に供する電気工作物(配電用のものを除く。)の概要及び一般電気事業又は特定電気事業に係る場合は、供給区域の境界又は供給地点の位置を明示した地形図並びに特定電気事業に係る場合は、供給地点を記載した図面

二 (略)

三 一般電気事業に係る場合は、電力潮流図

四 電気事業の用に供する発電所又は変電所の主要設備の配置図

五 一般電気事業又は卸電気事業に係る場合は、発電原価計算書

六 一般電気事業又は卸電気事業に係る場合であつて、一般電気事業者による一般電気事業の用に供するための電気を供給

の契約書の写し

(削る)

六 他¹の者から一般送配電事業の用に供するための電気の供給を受ける場合²にあつては、その供給をする者との契約書の写し

七 (略)

八 様式第四の一般送配電事業遂行体制説明書

(削る)

九 申請者が法人である場合³にあつては、当該申請者の定款、登記事項証明書、最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書並びに役員の履歴書

十 申請者が法人の発起人である場合⁴にあつては、当該法人の定款及び役員となるべき者の履歴書

十一 申請者が地方公共団体である場合⁵にあつては、当該申請者が一般送配電事業を営むことについての議決に係る議会の会議録の写し

十二 一般送配電事業の用に供する水力発電所を設置する場合⁶において、発電水力に関する水利使用について行政庁の許可又は登録を要するときは、その許可書又は登録書の写し(許可又は登録の申請をしている場合⁷にあつては、その申請書の写し)

十三 申請者が推進機関の会員でない場合⁸にあつては、当該申請者が推進機関に加入する手続をとつたことを証する書類、経済産業大臣は、法第三条の許可を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

する場合は、その供給の相手方との契約書の写し

七 特定電気事業に係る場合は、その電気の使用者又はその電気の使用者を代表する者との契約書の写し

八 他¹から電気事業の用に供するための電気の供給を受ける場合は、その供給をする者との契約書の写し

九 (略)

(新設)

十 申請者が地方公共団体である場合は、電気事業を営むことについての議会の会議録の写し

十一 申請者が会社又は法人である組合(以下「組合」という。)²である場合は、その者の定款、登記事項証明書、最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書並びに役員の履歴書

十二 申請者が会社又は組合の発起人である場合は、その会社又は組合の定款及び役員となるべき者の履歴書

(新設)

十三 電気事業の用に供する水力発電所又は原子力発電所を設置する場合³において、発電水力に関する水利使用又は原子炉について行政庁の許可又は登録を要するときは、その許可書又は登録書の写し(許可又は登録の申請をしている場合は、その申請書の写し)

(新設)

(新設)

(事業開始の届出)

第五条 法第七条第四項の規定による届出をしようとする者は、様式第五の事業開始届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(供給区域の変更の許可申請)

第六条 法第八条第一項の規定により供給区域の変更の許可を受けようとする者は、様式第六の供給区域変更許可申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 供給区域を増加する場合にあつては、増加する区域に対し電気の供給を開始する日以後十年内の日を含む毎事業年度におけるその区域内の用途別の需要の見込み及び供給の計画を記載した書類

四 供給区域を増加する場合は、所要資金の額及び調達方法を記載した書類

五 供給区域を増加する場合は、増加する区域に対し電気の供給を開始する日以後十年内の日を含む毎事業年度における様式第三の事業収支見積書

六 (略)

七 供給区域の増加に伴い他の者から電気の供給を受ける場合にあっては、その供給をする者との契約書の写し

八 申請者が地方公共団体である場合にあっては、当該申請者が供給区域を変更することについての議決に係る議会の会議録の写し

2 | 経済産業大臣は、法第八条第一項の許可を受けようとする者

(事業開始の届出)

第五条 法第七条第四項の規定による届出をしようとする者は、様式第四の事業開始届出書を提出しなければならない。

(供給区域の変更の許可申請)

第六条 法第八条第一項の規定により供給区域の変更の許可を受けようとする者は、様式第五の供給区域変更許可申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。

一・二 (略)

三 供給区域を増加する場合は、増加する区域に対し電気の供給を開始する日以後五年内の日を含む毎事業年度におけるその区域内の用途別の需要の見込み及び供給の計画を記載した書類

四 供給区域を増加する場合は、所要資金の額及び調達方法を記載した書類

五 供給区域を増加する場合は、増加する区域に対し電気の供給を開始する日以後五年内の日を含む毎事業年度における様式第三の事業収支見積書

六 (略)

七 供給区域の増加に伴い他の者から電気の供給を受ける場合は、その供給をする者との契約書の写し

八 申請者が地方公共団体である場合は、供給区域の変更についての議会の会議録の写し

(新設)

に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(削る)

(供給の相手方の変更の許可申請)

第七条 法第八条第一項の規定により供給の相手方たる一般電気事業者の変更の許可を受けようとする者は、様式第六の供給関係変更許可申請書に次の書類（供給の相手方の減少の場合は、第一号の書類に限る。）を添えて提出しなければならない。

- 一 変更を必要とする理由を記載した書類
- 二 供給の相手方との契約書の写し

(供給地点の変更の許可申請)

第八条 法第八条第一項の規定により供給地点の変更の許可を受けようとする者は、様式第七の供給地点変更許可申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。

- 一 変更を必要とする理由を記載した書類
- 二 増加し、又は減少する供給地点の位置を明示した地形図及び供給地点を記載した図面
- 三 供給地点を増加する場合は、増加する地点に対し電気の供給を開始する日以後五年内の日を含む毎事業年度におけるその地点内の用途別の需要の見込み及び供給の計画を記載した書類
- 四 供給地点を増加する場合は、所要資金の額及び調達方法を記載した書類
- 五 供給地点を増加する場合は、増加する地点に対し電気の供給を開始する日以後五年内の日を含む毎事業年度における様式第三の事業収支見積書
- 六 供給地点を増加する場合は、送電関係一覧図

(削る)

(削る)

- 七 増加する供給地点における電気の使用
- 八 供給地点の増加に伴い他から電気の供給を受ける場合は、その供給をする者との契約書の写し
- 九 申請者が地方公共団体である場合は、供給地点の変更についての議会の会議録の写し

(軽微な変更)

- 第八条の二 法第八条第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、次のいずれにも該当する変更とする。
- 一 変更しようとする供給地点を含む全ての供給地点における需要の合計が当該特定電気事業者の最大供給電力（特定電気事業の用に供することができる最大電力をいう。以下この条において同じ。）を上回らないと見込まれること。
 - 二 変更しようとする供給地点における需要が五十キロワット未満であり、かつ、最大供給電力の十パーセント未満であると見込まれること。

(削る)

(供給地点の変更の届出)

- 第八条の三 法第八条第三項の規定による届出をしようとする者は、様式第七の二の供給地点変更届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。
- 一 変更を必要とする理由を記載した書類
 - 二 増加し、又は減少する供給地点の位置を明示した地形図及び供給地点を記載した図面
 - 三 供給地点を増加する場合は、増加する地点に対し電気の供給を開始する日以後五年内の日を含む毎事業年度におけるその地点内の用途別の需要の見込み及び供給の計画を記載した

書類

四 供給地点を増加する場合は、所要資金の額及び調達方法を記載した書類

五 供給地点を増加する場合は、増加する地点に対し電気の供給を開始する日以後五年内の日を含む毎事業年度における様式第三の事業収支見積書

六 供給地点を増加する場合は、送電関係一覧図

七 増加する供給地点における電気の使用者又はその電気の使用者を代表する者との契約書の写し

八 供給地点の増加に伴い他から電気の供給を受ける場合は、その供給をする者との契約書の写し

九 届出者が地方公共団体である場合は、供給地点の変更についての議会の会議録の写し

(供給区域等の増加に伴う事業開始の届出)

第九条 第五条の規定は、法第八条第七項において準用する法第七条第四項の規定による届出をしようとする者に準用する。

(電気工作物の重要な変更)

第十条 法第九条第一項の経済産業省令で定める重要な変更は、次のとおりとする。

一 発電用のものに係る変更であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 設置の場所、原動力の種類又は周波数の変更

ロ 出力の変更であつて、その変更する出力が十五万キロワット以上又はその者の電気事業の用に供する発電所の出力の合計の二十パーセント以上のもの

二 変電用のものに係る変更であつて、次のいずれかに該当す

(供給区域の増加に伴う事業開始の届出)

第七条 第五条の規定は、法第八条第二項において準用する法第七条第四項の規定による届出をしようとする者に準用する。

(電気工作物の重要な変更)

第八条 法第九条第一項の経済産業省令で定める重要な変更は、次の各号に掲げるものとする。

(削る)

(削る)

- 一 (略)
- 二 変電用のものに係る変更であつて、次のいずれかに該当するもの
- イ 設置の場所の変更であつて、電圧三十万ボルト以上のもの又は電圧三十万ボルト未満のものであつて、容量十五万キロボルトアンペア以上若しくは出力十五万キロワット以上の周波数変換機器若しくは整流機器の設置を伴うもの若しくは出力がその者の電気事業の用に供する変電所の出力の合計の二十パーセント以上のものを設置することに伴うもの

- 三 (新設)
- (略)
- イ 設置の場所の変更であつて、電圧三十万ボルト以上のもの又は電圧三十万ボルト未満のものであつて、容量十五万キロボルトアンペア以上若しくは出力十五万キロワット以上の周波数変換機器若しくは整流機器の設置を伴うもの若しくは出力がその者の電気事業の用に供する変電所の出力の合計の二十パーセント以上のものを設置することに伴うもの
- ロ 設置の場所の変更であつて、廃止することに伴うもの
- ハ 周波数の変更
- ニ 電圧三十万ボルト以上のものの出力の変更であつて、その変更する出力が三十万キロボルトアンペアを超えるもの又はその者の電気事業の用に供する変電所の出力の合計の二十パーセント以上のもの
- ホ 電圧三十万ボルト未満のもの出力の変更であつて、周波数変換機器若しくは整流機器の容量を十五万キロボルトアンペア以上とし、又はこれらの出力を十五万キロワット以上とすることに伴うもの

ロ 設置の場所の変更であつて、廃止することに伴うもの
ハ 周波数の変更

ニ 電圧三十万ボルト以上のものの出力の変更であつて、その変更する出力が三十万キロボルトアンペアを超えるもの又はその者の電気事業の用に供する変電所の出力の合計の二十パーセント以上のもの

ホ 電圧三十万ボルト未満のものの出力の変更であつて、周波数変換機器若しくは整流機器の容量を十五万キロボルトアンペア以上とし、又はこれらの出力を十五万キロワット以上とすることに伴うもの

三 発電用のものに係る変更であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 設置の場所、原動力の種類又は周波数の変更

ロ 出力の変更であつて、その変更する出力が十五万キロワット以上又はその者の電気事業の用に供する発電所の出力の合計の二十パーセント以上のもの

(電気工作物等の変更の届出)

第九条 法第九条第一項の規定による一般送配電事業の用に供する電気工作物の変更の届出をしようとする者は、様式第七の電気工作物変更届出書に次に掲げる書類(電気工作物の廃止の場合にあつては、第一号の書類に限る。)を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 三 (略)

四 変更が変電所又は発電所に係る場合にあつては、その変電所又は発電所の主要設備の配置図

五 (略)

2 法第九条第二項の規定による氏名若しくは名称及び住所又は

(新設)

(電気工作物等の変更の届出)

第十一条 法第九条第一項の規定による電気事業の用に供する電気工作物の変更の届出をしようとする者は、様式第八の電気工作物変更届出書に次の書類(電気工作物の廃止の場合は、第一号の書類に限る。)を添えて提出しなければならない。

一 三 (略)

四 変更が発電所又は変電所に係る場合は、その発電所又は変電所の主要設備の配置図

五 (略)

2 法第九条第二項の規定による氏名若しくは名称及び住所の変

主たる営業所その他の営業所の名称及び所在地の変更の届出をしようとする者は、様式第八の氏名等変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

3 法第九条第二項の規定による一般送配電事業の用に供する電気工作物の変更の届出をしようとする者は、様式第七の電気工作物変更届出書を提出しなければならない。

(事業の譲渡し及び譲受けの認可申請)

第十條 法第十條第一項の認可を受けようとする者は、様式第九の事業譲渡譲受認可申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一〜四 (略)

五 譲受人の譲受けの日以後十年内の日を含む毎事業年度における様式第三の事業収支見積書

六 主たる技術者の履歴書

七 様式第四の一般送配電事業遂行体制説明書
(削る)

八 譲受人が一般送配電事業者以外の者であつて、法人である

場合に於ては、その者の定款、登記事項証明書、最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書並びに役員の履歴書

九 譲受人が法人の発起人である場合に於ては、その法人の定款及び役員となるべき者の履歴書

十 譲渡人又は譲受人が地方公共団体である場合に於ては、当該譲渡人又は譲受人の譲渡し又は譲受けについての議決に係る議会の会議録の写し

十一 譲受人の譲受けの日以後十年内の日を含む毎年度における用途別の需要見込み及び供給の計画を記載した書類

更の届出をしようとする者は、様式第八の二の氏名等変更届出書を提出しなければならない。

3 法第九条第二項の規定による電気事業の用に供する電気工作物の変更の届出をしようとする者は、様式第八の電気工作物変更届出書を提出しなければならない。

(事業の譲渡し及び譲受けの認可申請)

第十二條 法第十條第一項の認可を受けようとする者は、様式第九の事業譲渡譲受認可申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。

一〜四 (略)

五 譲受人の譲受けの日以後五年内の日を含む毎事業年度における様式第三の事業収支見積書

(新設)

六 譲渡人又は譲受人が地方公共団体である場合は、譲渡し又は譲受けについての議会の会議録の写し

七 譲受人が電気事業者以外の者であつて、会社又は組合である場合は、その者の定款、登記事項証明書、最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書並びに役員の履歴書

八 譲受人が会社又は組合の発起人である場合は、その会社又は組合の定款及び役員となるべき者の履歴書

(新設)

(新設)

十二 譲渡しに係る一般送配電事業に水力発電所が属する場合において、発電水力に関する水利使用に係る権利の譲渡し又は譲受けについて行政庁の承認又は許可を要するときは、その承認書又は許可書の写し（承認又は許可の申請をしている場合にあつては、その申請書の写し）

2 経済産業大臣は、法第十条第一項の認可を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

（合併及び分割の認可申請）

第十一条 法第十条第二項の認可を受けようとする者は、様式第十の合併認可申請書又は様式第十一の分割認可申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一（三）（略）

四 合併又は分割の日以後十年内の日を含む毎事業年度における様式第三の事業収支見積書

五 主たる技術者の履歴書

六 様式第四の一般送配電事業遂行体制説明書

七 当事者の一方が一般送配電事業者以外の者である場合にあっては、その者の定款、登記事項証明書並びに最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書

八 合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により一般送配電事業の全部を承継する法人の定款及び役員となるべき者の履歴書

九 合併又は分割の日以後十年内の日を含む毎事業年度における用途別の需要見込み及び供給の計画を記載した書類
（削る）

九 譲渡しに係る電気事業に水力発電所又は原子力発電所が属する場合において、発電水力に関する水利使用に係る権利又は原子力発電所の譲渡し又は譲受けについて行政庁の承認又は許可を要するときは、その承認書又は許可書の写し（承認又は許可の申請をしている場合は、その申請書の写し）
（新設）

（合併及び分割の認可申請）

第十三条 法第十条第二項の認可を受けようとする者は、様式第十の合併認可申請書又は様式第十一の二の分割認可申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。

一（三）（略）

四 合併又は分割の日以後五年内の日を含む毎事業年度における様式第三の事業収支見積書

（新設）

（新設）

五 当事者の一方が電気事業者以外の者である場合は、その者の定款、登記事項証明書並びに最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書

六 合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により電気事業の全部を承継する法人の定款及び役員となるべき者の履歴書

（新設）

七 合併しようとする電気事業者が電気事業の用に供する原子

2 | 経済産業大臣は、法第十条第二項の認可を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(一般送配電事業の地位の承継の届出)

第十二条 法第十一条第二項の規定による地位の承継の届出をしようとする者は、様式第十二の事業承継届出書に事業の相続があつたことを証する書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

(設備の譲渡し等)

第十三条 法第十三条第一項の規定による設備譲渡等の届出をしようとする者は、様式第十三の設備譲渡等届出書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 一 三 (略)
- 四 その設備を譲り渡し、又は所有権以外の権利の目的とすることにより一般送配電事業に及ぼす影響に関する説明書

第十四条 法第十三条第一項ただし書の経済産業省令で定める設備は、次に掲げるものとする。

- 一 送電線路、配電線路、変電所、発電所及び給電設備（以下この条において「電気」の供給に直接必要な設備」という。）
以外の設備
- 二 電気の供給に直接必要な設備であつて、その帳簿価額が前事業年度末の電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第

力発電所を設置している場合において、その合併について行政庁の認可を受けているとき、又は認可の申請をしているときは、その認可書又は申請書の写し
(新設)

(電気事業の地位の承継の届出)

第十四条 法第十一条第二項の規定による地位の承継の届出をしようとする者は、様式第十一の電気事業承継届出書を提出しなければならない。

(設備の譲渡し等)

第十六条 法第十三条第一項の規定による設備譲渡等の届出をしようとする者は、様式第十二の設備譲渡等届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。

- 一 一 三 (略)
- 四 その設備を譲り渡し、又は所有権以外の権利の目的とすることにより電気事業に及ぼす影響に関する説明書

第十七条 法第十三条第一項ただし書の経済産業省令で定める設備は、次のとおりとする。

- 一 発電所、変電所、送電線路、配電線路及び給電設備（以下この条において「電気」の供給に直接必要な設備」という。）
以外の設備
- 二 電気の供給に直接必要な設備であつて、その帳簿価額が前事業年度末の電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第

五十七号) 第六条第一項に規定する電気事業固定資産の帳簿
価額の総額の百分の一未満のもの

(事業の休止及び廃止の許可申請)

第十五条 法第十四条第一項の許可を受けようとする者は、様式
第十四の事業休止(廃止)許可申請書に次の各号に掲げる書類
(事業の全部を休止し、又は廃止する場合にあつては、第一号
の書類に限る。)を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 休止又は廃止を必要とする理由を記載した書類
- 二 一般送配電事業の一部を休止し、又は廃止する場合にあつては、休止し、又は廃止する事業に係る供給区域の境界を明示した地形図

(削る)

- 三 休止し、又は廃止する一般送配電事業に係る電気工作物の概要を記載した書類
- 四 休止又は廃止の日以後十年内の日を含む毎事業年度における様式第三の事業収支見積書

2 | 経済産業大臣は、法第十四条第一項の許可を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(法人の解散の認可申請)

第十六条 法第十四条第二項の認可を受けようとする者は、様式
第十五の解散認可申請書に解散を必要とする理由を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

五十七号) 第六条第一項に規定する電気事業固定資産の帳簿
価額の総額の百分の一未満のもの

(事業の休止及び廃止の許可申請)

第十八条 法第十四条第一項の許可を受けようとする者は、様式
第十三の事業休止(廃止)許可申請書に次の書類(事業の全部
を休止し、又は廃止する場合は、第一号の書類に限る。)を添
えて提出しなければならない。

- 一 休止又は廃止を必要とする理由を記載した書類
- 二 一般の需要に応じ電気を供給する事業の一部を休止し、又は廃止する場合は、休止し、又は廃止する事業に係る供給区域の境界を明示した地形図

- 三 特定電気事業の一部を休止し、又は廃止する場合は、休止し、又は廃止する事業に係る供給地点の位置を明示した地形図及びその供給地点を記載した図面
- 四 休止し、又は廃止する事業に係る電気工作物の概要を記載した書類
- 五 休止又は廃止の日以後五年内の日を含む毎事業年度における様式第三の事業収支見積書

(新設)

(法人の解散の認可申請)

第十九条 法第十四条第二項の認可を受けようとする者は、様式
第十四の解散認可申請書に解散を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

経済産業大臣は、法第十四条第二項の認可を受けようとする者に対し、前項の書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(削る)

(削る)

(新設)

(特定規模電気事業の記載事項)

第十九条の二 法第十六条の二第二項の規定による特定規模電気事業の開始の届出をしようとする者は、様式第十四の二の特定規模電気事業開始届出書を提出しなければならない。

2 法第十六条の二第一項の経済産業省令で定める事項は、供給力として使用する主な発電機の設置場所及び出力とする。

3 法第十六条の二第二項の規定による特定規模電気事業の変更の届出をしようとする者は、様式第十四の三の特定規模電気事業変更届出書を提出しなければならない。

4 法第十六条の二第三項の規定による特定規模電気事業の廃止の届出をしようとする者は、様式第十四の四の特定規模電気事業廃止届出書を提出しなければならない。

(特定規模電気事業者の電線路の届出)

第十九条の三 法第十六条の三第一項の届出をしようとする者は、様式第十四の五の特定規模電気事業者電線路届出書に、第三項に規定する書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第十六条の三第一項の経済産業省令で定める事項は、電線路に関するものにあつては、供給開始予定年月日、設置の場所、電圧、こう長及び送電容量とし、供給場所に関するものにあつては、事業所名その他の供給場所の名称及び住所とする。

3 法第十六条の三第二項の経済産業省令で定める書類は、送電関係一覧図及び届出に係る電線路に属する供給場所ごとの需要

に| 応ずる電力及び電力量を記載した書類とする。

4| 法第十六条の三第七項の規定による変更の届出をしようとする者は、様式第十四の六の特定規模電気事業者電線路変更届出書にその変更に係る書類を添えて提出しなければならない。

5| 法第十六条の三第八項の規定により読み替えて準用する同条第三項の経済産業省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

一| 電線路を介して電気の供給が行われていない場所において、既に届け出られた電線路の増設により特定規模電気事業としての電気の供給を行おうとすることに伴う変更

二| 電線路に係る変更であつて、次のいずれかに該当するもの以外のもの（前号に掲げるものを除く。）

イ| 電圧の変更（昇圧に限る。）を伴うもの

ロ| 電線路のこう長の増加を伴うもの

ハ| 送電容量の増加を伴うもの

三| 電線路の廃止その他の供給場所の減少を伴う変更

（特定規模電気事業の地位の承継の届出）

第十九条の四 法第十六条の四第二項の規定による地位の承継の届出をしようとする者は、様式第十四の七の特定規模電気事業承継届出書を提出しなければならない。

（構内の定義）

第二十条 法第十七条第一項第一号の経済産業省令で定める構内は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一| さく、へいその他の客観的な遮断物によつて明確に区画された一の構内

二| 隣接する複数の前号に定める構内であつて、それぞれの構

（削る）

（削る）

内において営む事業の相互の関連性が高いもの

(特定供給の許可申請)

第二十条の二 法第十七条第二項の申請書は、様式第十五によるものとする。

2 法第十七条第二項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 供給を必要とする理由を記載した書類
- 二 供給の相手方との契約書の写し
- 三 電気を供給する事業を営む者が供給の相手方と第二十一条で定める関係を有することに關する説明書
- 四 送電関係一覽図

3 法第十七条第二項第四号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 供給する電力及び電力量
- 二 供給開始予定年月日

(密接な関係)

第二十一条 法第十七条第三項第一号の経済産業省令で定める関係は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 生産工程、資本関係、人的関係等におけるもの
- 二 取引等(前号の生産工程におけるものを除く。)により一の企業に準ずる関係を有し、かつ、その関係が長期にわたり継続することが見込まれるもの
- 三 自らが維持し、及び運用する電線路を介して電気を供給する事業を営もうとする場合にあつては、共同して組合を設立し、かつ、当該組合が長期にわたり存続することが見込まれるもの

(削る)

(削る)

(削る)

(特定供給の変更届出)
第二十一条の二 法第十七条第四項の規定による届出をしようとする者は、様式第十五の二の特定供給変更届出書にその変更に係る書類を添えて提出しなければならない。

(削る)

(特定供給の廃止届出)
第二十一条の三 法第十七条第五項の規定による届出をしようとする者は、様式第十五の三の特定供給廃止届出書を提出しなければならない。

(削る)

第二節 業務

(供給約款)

(削る)

第二十二条 法第十九条第一項の供給約款は、次の事項について定めるものとする。

- 一 適用区域又は適用範囲
- 二 供給の種別
- 三 供給電圧及び周波数
- 四 料金、一般電気事業供給約款料金算定規則（平成十一年通商産業省令第百五号）第二十一条第二項に規定する基準平均燃料価格及び換算係数並びに同条第四項に規定する基準調整単価
- 五 電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法（電気の利用者の負担となるものについては、その金額又は金額の決定の方法）
- 六 前二号に掲げるもののほか、電気の利用者の負担となるものがあるときは、その事項及び金額又は金額の決定の方法

(削る)

- 七 供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法
- 八 送電上の責任の分界
- 九 電気の使用方法、器具、機械その他の用品の使用等に関し制限を設けるときは、その事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、電気の供給条件又は一般電気事業者及び電気の使用者の責任に関する事項があるときは、その事項
- 十一 有効期間を定めるときは、その期間
- 十二 実施期日

第二十三条 法第十九条第一項の規定による供給約款の設定の認

可を受けようとする者は、様式第十六の供給約款設定認可申請書に供給約款の案及び次の書類を添えて提出しなければならない。

- 一 一般電気事業供給約款料金算定規則様式第一から第八までにより作成した書類
- 二 電気の使用者の負担となるべき金額（料金を除く。）の算出の根拠又は金額の決定の方法に関する説明書

(削る)

第二十四条 法第十九条第一項の規定により供給約款の変更の認

可を受けようとする者は、様式第十七の供給約款変更認可申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。

- 一 変更を必要とする理由を記載した書類
- 二 変更しようとする部分を明らかにした変更前の供給約款
- 三 第二十二条第四号の事項の変更（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号。以下「再エネ特措法」という。）第十六条第一項に規定する賦課金の額（以下「賦課金額」という。）若

(削る)

しくはその額に係る表示若しくは請求の方法のみの変更(以下「賦課金額のみの変更」という。)又は消費税及び地方消費税に相当する額(以下「消費税等相当額」という。)若しくはその額に係る表示若しくは請求の方法のみの変更(以下「消費税等相当額のみの変更」という。)を除く。)をしよ
うとするときは、一般電気事業供給約款料金算定規則様式第一から第八まで(社会的経済的事情の変動による法第十九条第一項の認可を受けた供給約款で設定した料金を算定した際に同規則第三条第二項第二号の規定により供給計画等を基に算定した数量の変更に伴う同号の規定により算定した燃料費の変動に対応する場合にあつては、同規則様式第八の二から第八の六まで)により作成した書類

四 第二十二号第五号又は第六号の事項を変更しようとするときは、電気の利用者の負担となるべき金額の算出の根拠又は金額の決定の方法に関する説明書

第二十四条の二 法第十九条第三項の経済産業省令で定める料金を引き下げる場合その他の電気の利用者の利益を阻害するおそれがないと見込まれる場合は、次の各号のいずれかに該当する同条第一項の認可を受けた供給約款(同条第四項又は第七項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下この条から第二十四条の五までにおいて同じ。) (以下この条から第二十四条の五までにおいて「供給約款」という。)の変更とする。

一 供給約款により電気の供給を受け、現に電気を使用している者(以下「電気利用者」という。)の料金及びその支払期日から支払が遅延することにより追加的に発生する当該電気利用者の負担(以下「料金等」という。)を変更する場合で

あつて、当該電気使用者の電気の使用量、最大需要電力その他の使用形態並びに当該電気使用者が料金を支払うべき義務の発生する日からその支払を行う日までの期間並びに一般電気事業の用に供する石炭、石油及び液化天然ガス（輸入されたものに限る。）の価格が当該供給約款の変更の前後において同一であると仮定した場合において、いずれかの電気使用者の支払うべき料金等を合計した額が減少し、かつ、その他の電気使用者の支払うべき料金等を合計した額が増加しないと見込まれる場合

二 電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法を変更する場合であつて、いずれの電気使用者の負担も増加しない場合

三 前二号に掲げるもののほか、電気使用者の負担となる事項を変更する場合であつて、いずれの電気使用者の負担も増加しない場合

四 供給電力若しくは供給電力量の計測方法又は料金調定の方法を変更する場合であつて、いずれの電気使用者の支払うべき料金等の額及びその他の負担も増加しない場合

五 送電上の責任の分界を変更する場合であつて、いずれの電気使用者の支払うべき料金等の額及びその他の負担も増加しない場合

六 電気の使用方法、器具、機械その他の用品の使用等を変更する場合であつて、いずれの電気使用者に対しても不利なものとしな場合

七 電気使用者が料金を支払うべき義務の発生する日から一般電気事業者が当該電気使用者に対する電気の供給を停止できる日までの期間を変更する場合であつて、いずれの電気使用者に対する期間も短縮されない場合

(削る)

- 八 電気の供給を停止できる条件又は電気の需給契約を解除できる条件を変更する場合であつて、いずれの電気使用者に対する条件も不利なものではない場合
- 九 電気使用者が選択し得る事項を追加する場合
- 十 前各号に掲げるもののほか、供給約款の構成又は使用する字句等を変更する場合

第二十四条の三 法第十九条第四項の規定による供給約款の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第十七の二の供給約款変更届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。

- 一 変更を必要とする理由を記載した書類
- 二 変更しようとする部分を明らかにした変更前の供給約款
- 三 第二十四条第四号の事項の変更（賦課金額のみの変更又は消費税等相当額のみの変更を除く。）をしようとするとき（次条各号に掲げる費用の額の減少のみに対応する場合を除く。）は、一般電気事業供給約款料金算定規則様式第一及び第三から第八までにより作成した書類
- 四 第二十四条第四号の事項の変更（賦課金額のみの変更又は消費税等相当額のみの変更を除く。）をしようとするとき（次条各号に掲げる費用の額の減少のみに対応する場合に限る。）は、一般電気事業供給約款料金算定規則様式第九から第十四までにより作成した書類
- 五 第二十五条第五号又は第六号の事項を変更しようとするときは、電気の使用者の負担となるべき金額の算出の根拠又は金額の決定の方法に関する説明書

第二十四条の四 法第十九条第六項の他の法律の規定により支払

(削る)

(削る)

うべき費用の額の増加に対応する場合（一般電気事業を行うに当たり当該費用を節減することが著しく困難な場合に限る。）として経済産業省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する供給約款の変更とする。

一 賦課金額の増加に対応する場合

二 石油石炭税相当額の増加（石油石炭税の税率の増加その他の石油石炭税に関する制度の改正に起因するものに限る。）に対応する場合

三 電源開発促進税相当額の増加（電源開発促進税の税率の増加その他の電源開発促進税に関する制度の改正に起因するものに限る。）に対応する場合

四 消費税等相当額の増加（消費税若しくは地方消費税の税率の増加その他の消費税若しくは地方消費税の制度の改正に起因するもの又は前二号の増加に伴うものに限る。）に対応する場合

第二十四条の五 法第十九条第七項の規定による供給約款の変更の届出をしようとする者は、様式第十七の三の供給約款変更届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。

一 変更を必要とする理由を記載した書類

二 変更しようとする部分を明らかにした変更前の供給約款

三 第二十二条第四号の事項の変更（賦課金額のみの変更又は消費税等相当額のみの変更を除く。）をしようとするときは、一般電気事業供給約款料金算定規則様式第九から第十四までにより作成した書類

四 第二十二条第五号又は第六号の事項を変更しようとするときは、電気の利用者の負担となるべき金額の算出の根拠又は金額の決定の方法に関する説明書

(削る)

(選択約款)

第二十五条 法第十九条第十二項の選択約款は、次の事項について定めるものとする。

- 一 名称
 - 二 目的
 - 三 適用条件
 - 四 供給の種別があるときは、その種別
 - 五 供給電圧及び周波数を定めるときは、その事項
 - 六 料金並びに一般電気事業供給約款料金算定規則第二十一条第二項に規定する基準平均燃料価格及び換算係数並びに同条第四項に規定する基準調整単価を定めるときは、その事項
 - 七 電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法（電気の利用者の負担となるものについては、その金額又は金額の決定の方法）
 - 八 前二号に掲げるもののほか、電気の利用者の負担となるものがあるときは、その事項及び金額又は金額の決定の方法
 - 九 供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法
 - 十 送電上の責任の分界
 - 十一 電気の使用方法、器具、機械その他の用品の使用等に関する制限を設けるときは、その事項
 - 十二 前各号に掲げるもののほか、電気の供給条件又は一般電気事業者及び電気の利用者の責任に関する事項があるときは、その事項
 - 十三 有効期間を定めるときは、その期間
 - 十四 実施期日
- 2 前項第五号から第十二号までの事項は、当該事項について供給約款を準用する場合は、その旨を記載することをもってこれ

(削る)

に代えることができる。

第二十六条 法第十九条第十二項の規定による選択約款の設定の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第十八の選択約款届出書に当該選択約款及び次の書類を添えて提出しなければならない。

一 当該選択約款が当該一般電気事業者の一般電気事業の用に供する設備の効率的な使用その他の効率的な事業運営に資する理由を記載した書類

二 料金の算出の根拠又は電気の利用者の負担となるべき金額の算出の根拠若しくは金額の決定の方法に関する説明書

2 法第十九条第十二項の規定による選択約款の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第十九の選択約款変更届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。

一 変更を必要とする理由を記載した書類

二 変更しようとする部分を明らかにした変更前の選択約款

三 前条第一項第三号及び第六号から第八号までの事項を変更しようとするときは、料金の算出の根拠又は電気の利用者の負担となるべき金額の算出の根拠若しくは金額の決定の方法に関する説明書

(最終保障約款)

第二十六条の二 法第十九条の二第一項の最終保障約款は、次の事項について定めるものとする。

一 適用区域又は適用範囲

二 供給の種別があるときは、その種別

三 供給電圧及び周波数

(削る)

(削る)

四 料金

五 電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法（電気の使用者の負担となるものについては、その金額又は金額の決定の方法）

六 前二号に掲げるもののほか、電気の使用者の負担となるものがあるときは、その事項及び金額又は金額の決定の方法

七 供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法

八 送電上の責任の分界

九 電気の使用方法、器具、機械その他の用品の使用等に関する制限を設けるときは、その事項

十 前各号に掲げるもののほか、電気の供給条件又は一般電気事業者及び電気の使用者の責任に関する事項があるときは、その事項

十一 有効期間を定めるときは、その期間

十二 実施期日

第二十六条の三 法第十九条の二第一項の規定による最終保障約款の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第十九の二の最終保障約款届出書に当該最終保障約款及び料金の算出の根拠又は電気の使用者の負担となるべき金額の算出の根拠若しくは金額の決定の方法に関する説明書を添えて提出しなければならない。

2 法第十九条の二第一項の規定による最終保障約款の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第十九の三の最終保障約款変更届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。

一 変更を必要とする理由を記載した書類

二 変更しようとする部分を明らかにした変更前の最終保障約

(削る)

款

三 前条第四号から第六号までの事項を変更しようとするときは、料金の算出の根拠又は電気の使用者の負担となるべき金額の算出の根拠若しくは金額の決定の方法に関する説明書

(供給約款等以外の供給条件の認可申請)

第二十七条 法第二十一条第一項ただし書の認可を受けようとする者は、様式第二十の供給約款等以外の供給条件認可申請書に

次の書類を添えて提出しなければならない。

一 供給約款又は選択約款以外の供給条件による供給を必要とする理由を記載した書類

二 料金又は電気の使用者の負担となるべき金額を定めようとするときは、料金の算出の根拠又は電気の使用者の負担となるべき金額の算出の根拠若しくは金額の決定の方法に関する説明書

(卸供給に係る供給条件)

第二十八条 法第二十二条第一項の規定による料金その他の供給

条件の届出をしようとする者は、様式第二十一の卸・融通供給条件届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。

一 供給の相手方との契約書の写し

二 届出をしようとする者が一般電気事業者である場合は、卸供給料金算定規則(平成十一年通商産業省令第百七号)様式第一、第三及び第四により作成した書類

三 届出をしようとする者が卸電気事業者又は卸供給事業者である場合は、卸供給料金算定規則様式第一、第二及び第四により作成した書類

四 届出をした供給条件の変更に係るものであるときは、変更

(削る)

- を必要とする理由を記載した書類
- 2| 当初法第二十二條第一項の規定による届出をした料金その他の供給条件の変更に係る同項の規定による届出をする場合であつて、料金を変更する場合（原価又は利潤の変更を伴わない場合に限る。）、料金を変更しない場合、又は消費税等相当額のみを変更する場合には、前項の規定にかかわらず、同項第二号又は第三号の書類を添付することを要しない。
- 3| 当初法第二十二條第一項の規定による届出をした料金その他の供給条件の変更に係る同項の規定による届出をする場合であつて、石油石炭税相当額の変動（石油石炭税の税率の変動その他の石油石炭税に関する制度の改正に起因するものに限る。）及びその変動に伴う消費税等相当額の変動のみに対応する場合には、第一項第二号中「様式第一、第三及び第四」とあるのは「様式第五及び第六」と、同項第三号中「様式第一、第二及び第四」とあるのは「様式第五及び第六」と読み替えるものとする。
- 4| 当初法第二十二條第七項の規定による届出をした特定入札に依つて落札した供給条件（同条第一項又は第九項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。次項において同じ。）の変更に係る同条第一項の規定による届出をする場合であつて、料金を変更する場合（原価又は利潤の変更を伴わない場合に限る。）、料金を変更しない場合、又は消費税等相当額の減少のみの変更をする場合には、第一項の規定にかかわらず、同項第二号又は第三号の書類を添付することを要しない。
- 5| 当初法第二十二條第七項の規定による届出をした特定入札に依つて落札した供給条件の変更に係る同条第一項の規定による届出をする場合であつて、石油石炭税相当額の減少（石油石炭税の税率の減少その他の石油石炭税に関する制度の改正に起因

(削る)

するものに限る。)及びその減少に伴う消費税等相当額の減少のみに対応する場合には、第一項第二号中「様式第一、第三及び第四」とあるのは「様式第五及び第六」と、同項第三号中「様式第一、第二及び第四」とあるのは「様式第五及び第六」と読み替えるものとする。

第二十九条 法第二十二條第一項第二号の承認を受けようとする

者は、様式第二十二の卸・融通特例承認申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。

- 一 料金その他の供給条件を定め難い理由を記載した書類
- 二 供給の相手方との契約書の写し

(入札)

第三十条 法第二十二條第五項の経済産業省令で定める入札の実

施の方法の要件は、次のとおりとする。

- 一 募集期間が三月以上であること。
- 二 次の事項が募集の開始の前に公表されること。

イ 募集期間その他の募集の手続

ロ 募集を行う一般電気事業者自らの応札の有無

ハ 入札により受けようとする卸供給の規模

ニ 入札により受けようとする卸供給の開始時期

ホ 入札により受けようとする卸供給が満たすべき要件

ヘ 入札により受けようとする卸供給を決定するに当たつて

の評価の方法

ト 卸供給の契約に係る当事者間の負担及び責任に関する事項

チ 募集から調達の開始までの期間が十年を超えるものであるときは、供給を受ける区域内の系統に関する情報

(削る)

(削る)

第三十一条 法第二十二條第五項の公表は、募集の締切りの日の三月前から、営業所及び事務所において掲示することにより、これを行わなければならない。

(削る)

(特定入札に於じて落札した供給条件)

第三十二條 法第二十二條第七項の規定による特定入札に於じて落札した供給条件の届出をしようとする者は、一般電気事業者と卸供給を行うことを約した日から一月以内に、様式第二十三の落札供給条件届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。

- 一 供給の相手方との契約書の写し
- 二 当該供給条件を落札した入札に関する説明書
- 三 次の事項を記載した当該卸供給の用に供する発電用の電気工作物に関する説明書
 - イ 設置の場所(都道府県郡市区町村を記載すること。)
 - ロ 原動力の種類
 - ハ 出力
- ニ 着工予定年月

(削る)

第三十二條の二 法第二十二條第八項の他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応する場合(卸供給を行うに当たり当該費用を節減することが著しく困難な場合に限る。)として経済産業省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する特定入札に於じて落札した供給条件(同条第九項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。)の変更とする。

- 一 石油石炭税相当額の増加(石油石炭税の税率の増加その他

(削る)

の石油石炭税に関する制度の改正に起因するものに限る。) に対応する場合

二 消費税等相当額の増加(消費税若しくは地方消費税の税率の増加その他の消費税若しくは地方消費税に関する制度の改正に起因するもの又は前号の増加に伴うものに限る。)に対応する場合

第三十二条の三 法第二十二條第九項の規定による特定入札に
じて落札した供給条件の変更の届出をしようとする者は、様式
第二十三の二の落札供給条件変更届出書に次の書類を添えて提
出しなければならない。

- 一 変更を必要とする理由を記載した書類
- 二 供給の相手方との契約書の写し
- 三 卸供給に係る料金の変更(消費税等相当額のみの変更を除く。)をしようとするときは卸供給料金算定規則様式第五及び第六により作成した書類
- 四 卸供給の契約に係る供給の相手方の負担に関する事項を変更しようとするときは、供給の相手方の負担となるべき金額の算出の根拠又は金額の決定の方法に関する説明書

(特定電気事業者の供給条件)

第三十三條 法第二十四條第一項の供給条件は、次の事項について定めるものとする。

- 一 適用地点
- 二 供給の種別があるときは、その種別
- 三 供給電圧及び周波数
- 四 料金
- 五 電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する

(削る)

(削る)

費用の負担の方法（電気の使用者の負担となるものについては、その金額又は金額の決定の方法）

六 前二号に掲げるもののほか、電気の使用者の負担となるものがあるときは、その事項及び金額又は金額の決定の方法

七 供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法

八 送電上の責任の分界

九 電気の使用方法、器具、機械その他の用品の使用等に関する制限を設けるときは、その事項

十 前各号に掲げるもののほか、電気の供給条件又は特定電気事業者及び電気の使用者の責任に関する事項があるときは、その事項

十一 有効期間を定めるときは、その期間

十二 実施期日

第三十四条 法第二十四条第一項の規定による供給条件の設定の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第二十四の特定電気事業供給条件届出書に料金の算出の根拠又は電気の使用者の負担となるべき金額の算出の根拠若しくは金額の決定の方法に関する説明書を添えて提出しなければならない。

2 法第二十四条第一項の規定による供給条件の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第二十五の特定電気事業供給条件変更届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。ただし、第三号及び第四号の書類は、前条第四号から第六号までの事項を変更しようとするものでない場合には、添付することを要しない。

一 変更を必要とする理由を記載した書類

二 変更しようとする部分を明らかにした変更前の供給条件

(削る)

- 三 料金の算出の根拠又は電気の使用者の負担となるべき金額の算出の根拠若しくは金額の決定の方法に関する説明書
- 四 変更後の供給条件の実施の日以後三年内の日を含む毎事業年度における様式第三の事業収支見積書

(補完供給契約)

第三十五条 法第二十四条の二第一項の経済産業省令で定める事由は、特定電気事業者のその特定電気事業の用に供する発電用の電気工作物（託送供給により特定電気事業者のその特定電気事業の用に供するものを除く。）に係る検査、補修又は事故とする。

(削る)

第三十六条 法第二十四条の二第一項の規定により補完供給契約

に係る供給条件の認可を受けようとする者は、様式第二十六の補完供給契約供給条件認可申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。

- 一 供給の相手方との契約書の案
- 二 料金の算出の根拠又は特定電気事業者の負担となるべき金額の算出の根拠若しくは金額の決定の方法に関する説明書
- 2 法第二十四条の二第一項の規定により補完供給契約に係る供給条件の変更の認可を受けようとする者は、様式第二十七の補完供給契約供給条件変更認可申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。ただし、料金又は特定電気事業者の負担となるべき金額を変更しようとするものでない場合は、第三号の書類を添付することを要しない。
 - 一 変更を必要とする理由を記載した書類
 - 二 供給の相手方との契約書の案
 - 三 料金の算出の根拠又は特定電気事業者の負担となるべき金

(一般送配電事業者の振替供給の範囲)

第十七条 法第十七条第一項の経済産業省令で定める振替供給は、沖縄電力株式会社以外の一般送配電事業者が行う次に掲げる振替供給とする。

(削る)

(削る)

(削る)

一 小売電気事業、一般送配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気に係る振替供給であつて、当該振替供給を行う一般送配電事業者の供給区域以外の地域における需要に応じて供給する電気に係るもの

二 法第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係る振替供給であつて、当該振替供給を行う一般送配電事業者の供給区域以外の地域における同号ロに規定する非電気事業者用電気工作物を維持し、及び運用する他の者の需要又は第三条第一項各号に掲げる需要に応じて供給する電気に係るもの

額の算出の根拠若しくは金額の決定の方法に関する説明書

(一般電気事業者の振替供給の範囲)

第三十八条 法第二十四条の三第一項の経済産業省令で定める振替供給は、一般電気事業者（沖縄電力株式会社を除く。以下この条において同じ。）が行う電気の供給であつて、次のとおりとする。

一 一般電気事業の用に供するための電気に係る振替供給であつて、十年以上の期間にわたり行うことを約しているものであり、その供給電力が千キロワットを超えるもの

二 一般電気事業の用に供するための電気に係る振替供給であつて、五年以上の期間にわたり行うことを約しているものであり、その供給電力が十キロワットを超えるもの

三 特定電気事業の用に供するための電気に係る振替供給であつて、当該振替供給を行う一般電気事業者の供給区域以外の地域における事業開始地点の需要に応じて供給する電気に係るもの

四 特定規模電気事業の用に供するための電気に係る振替供給であつて、当該振替供給を行う一般電気事業者の供給区域以外の地域における特定規模需要に応じて供給する電気に係るもの

五 法第二条第一項第十四号ハに掲げる接続供給に係る電気に係る振替供給であつて、当該振替供給を行う一般電気事業者の供給区域以外の地域における同号ハに規定する非電気事業者用電気工作物を設置する他の者の特定規模需要又は第三条の三各号に掲げる特定規模需要に応じて供給する電気に係るもの

(託送供給等約款において定めるべき事項)

第十八条 法第十八条第一項の託送供給等約款は、小売電気事業、一般送配電事業及び特定送配電事業の用に供するための電気並びに法第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係る託送供給及び発電量調整供給に関し、振替供給又は接続供給及び発電量調整供給に関する次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、沖縄電力株式会社にあつては、第一号に掲げる事項について定めることを要しない。

一 振替供給に関する次に掲げる事項

イ (略)

ロ 電気計器及び工事に関する費用の負担に関する事項

ハ ロに掲げるもののほか、供給の相手方の負担となるものがある場合にあつては、その内容

ニ 契約の申込み方法並びに契約の更新及び解除に関する事項

ホ・ヘ (略)

ト イからへまでに掲げるもののほか、供給条件又は一般送配電事業者及び供給の相手方の責任に関する事項がある場合にあつては、その内容

チ 有効期間を定める場合にあつては、その期間

二 接続供給及び発電量調整供給に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則(平成二十八年経済産業省令第 号)第三十二条第一項に規定する調整を行う場合にあつては、同条第二項に規定する離島

(託送供給約款)

第三十九条 法第二十四条の三第一項の託送供給約款は、一般電気事業、特定電気事業及び特定規模電気事業の用に供するための電気並びに法第二条第一項第十四号ハに掲げる接続供給に係る電気に係る託送供給に関し、振替供給又は接続供給に関する次の事項について定めるものとする。ただし、沖縄電力株式会社にあつては、第一号に掲げる事項について定めることを要しない。

一 振替供給に関する部分について定めるべき事項

イ (略)

ロ 電気計器及び工事に関する費用の負担の方法(供給の相手方の負担となるものについては、その金額又は金額の決定の方法)

ハ ロに掲げるもののほか、供給の相手方の負担となるものがあるときは、その事項及び金額又は金額の決定の方法

ニ 契約の申込み方法並びに更新及び解除の要件

ホ・ヘ (略)

ト イからへまでに掲げるもののほか、電気の供給条件又は一般電気事業者及び供給の相手方の責任に関する事項があるときは、その事項

チ 有効期間を定めるときは、その期間

二 接続供給に関する部分について定めるべき事項

イ・ロ (略)

(新設)

基準平均燃料価格及び換算係数並びに同条第四項に規定する離島基準調整単価

二 電気計器及び工事に関する費用の負担に関する事項

ホ ロからニまでに掲げるもののほか、供給の相手方の負担となるものがある場合にあつては、その内容

ヘ 契約の申込み方法並びに契約の更新及び解除に関する事項

ト 一般送配電事業者が受電することとなる電気に係る受電電力及び受電電力量の供給の相手方による通知の方法

チ 供給の停止及び中止並びにこれらの解除に関する事項

リ・ヌ イからルまでに掲げるもののほか、供給条件又は一般送配電事業者及び供給の相手方の責任に関する事項がある場合にあつては、その内容

ワ 有効期間を定める場合にあつては、その期間

カ (略)

2 |

ハ 電気計器及び工事に関する費用の負担の方法（供給の相手方の負担となるものについては、その金額又は金額の決定の方法）

ニ ロ及びハに掲げるもののほか、供給の相手方の負担となるものがあるときは、その事項及び金額又は金額の決定の方法

ホ 契約の申込み方法並びに更新及び解除の要件

ヘ 受電電力及び受電電力量の供給の相手方による通知の方法

チ 供給の停止及び中止並びにその解除に関する要件

リ・ヌ イから又までに掲げるもののほか、電気の供給条件又は一般電気事業者及び供給の相手方の責任に関する事項があるときは、その事項

ワ 有効期間を定めるときは、その期間

前項第二号ロに規定する事項を定めるに際しては、特定電気事業を営む他の者がその事業開始地点の需要に応ずるために必要とする特定電気事業の用に供するための電気の量の変動（補完供給契約の対象となるものを除く。）若しくは特定規模電気事業を営む他の者がその供給の相手方の需要に応ずるために必要とする特定規模電気事業の用に供するための電気の量の変動又は法第二条第一項第十四号ハに掲げる接続供給に係る電気の量の変動であつて、三十分を単位として契約電力の三パーセ

(託送供給等約款の認可の申請)

第十九条 法第十八条第一項の規定による託送供給等約款の設定の認可を受けようとする者は、様式第十六の託送供給等約款認可申請書に託送供給等約款の案及び次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の規定に基づいて作成した同令様式第一から様式第八までの書類

二 供給の相手方の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

2 法第十八条第一項の規定により託送供給等約款の変更の認可を受けようとする者は、様式第十七の託送供給等約款変更認可申請書にその変更後の託送供給等約款の案及び次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 変更しようとする部分を明らかにした変更前の託送供給等約款

三 前条第二号口の事項を変更(消費税及び地方消費税に相当する額(以下「消費税等相当額」という。))のみの変更を除く。)しようとする場合にあつては、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の規定に基づいて作成した同令様式第一から様式第八までの書類

ントの範囲内のものを基本とするものとする。ただし、三十分を単位として契約電力の三パーセントの範囲内を超えるものについて定めることを妨げるものではない。

第四十条 法第二十四条の三第一項の規定による託送供給約款の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第二十八の託送供給約款届出書に、当該託送供給約款及び次の書類を添えて提出しなければならない。

一 一般電気事業託送供給約款料金算定規則(平成十一年通商産業省令第百六号)様式第一から第八までにより作成した書類

二 供給の相手方の負担となるべき金額(料金を除く。)の算出の根拠又は金額の決定の方法に関する説明書

2 法第二十四条の三第一項の規定による託送供給約款の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第二十九の託送供給約款変更届出書に、その変更後の託送供給約款及び次の書類を添えて提出しなければならない。

一 (略)

二 変更しようとする部分を明らかにした変更前の託送供給約款

三 前条第一項第二号口の事項を変更(消費税等相当額のみの変更を除く。)しようとするときは、一般電気事業託送供給約款料金算定規則様式第一から第八まで(石油石炭税相当額の変動(石油石炭税の税率の変動その他の石油石炭税に関する制度の改正に起因するものに限る。))又は電源開発促進税相当額の変動(電源開発促進税の税率の変動その他の電源開発促進税に関する制度の改正に起因するものに限る。))及び

四 前条第一号ロ若しくはハ又は同条第二号ニ若しくはホの事項を変更しようとする場合にあっては、供給の相手方の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

(託送供給等約款以外の供給条件の認可の申請)

第二十条 法第十八条第二項ただし書の認可を受けようとする者は、様式第十八の託送供給等特例認可申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 法第十八条第一項の認可を受けた託送供給等約款（同条第五項若しくは第八項の規定による変更の届出があったとき、又は法第十九条第二項の規定による変更があったときは、そ

これらの変動に伴う消費税等相当額の変動のみに対応する場合にあっては同規則様式第九から第十三まで、社会的経済的事項の変動による法第二十四条の三第一項の規定により届け出た託送供給約款で設定した料金（同規則第二十九条の二の二又は第二十九条の五の規定により同規則第二十九条の二の二第一項各号に掲げる変動額又は同規則第二十九条の五第一項各号に掲げる変動額を基に変動範囲内発電料金等（同規則第二十九条の二の二第一項に規定する変動範囲内発電料金等をいう。）を算定し、かつ、法第二十四条の三第一項の規定により変更後の託送供給約款を届け出た一般電気事業者にあっては、当該変更後の託送供給約款を届け出る前に定めていた託送供給約款で設定した料金）を算定した際に同規則第四条第二項第二号の規定により供給計画等を基に算定した数量の変更に伴う同号の規定により算定した燃料費の変動に対応する場合にあっては、同規則様式第十四及び第十五）により作成した書類

四 前条第一項第一号ロ若しくはハ又は同条第一項第二号ハ若しくはニの事項を変更しようとするときは、供給の相手方の負担となるべき金額の算出の根拠又は金額の決定の方法に関する説明書

第四十一条 法第二十四条の三第二項ただし書の承認を受けようとする者は、様式第三十の託送供給特例承認申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。

一 託送供給約款により難い理由を記載した書類

の変更後のもの) 以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由を記載した書類

二 料金その他の供給の相手方の負担となるものの金額を定めようとする場合にあっては、当該金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

(託送供給等約款の変更の届出)

第二十一条 法第十八条第四項の経済産業省令で定める料金を引き下げる場合その他の電気の利用者の利益を阻害するおそれがないと見込まれる場合は、次の各号のいずれかに該当する同条第一項の認可を受けた託送供給等約款(同条第五項又は第八項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下この条から第二十五条までにおいて単に「託送供給等約款」という。)の変更とする。

一 託送供給等約款により接続供給を受ける者又は発電量調整供給を受ける者(以下「接続供給等利用者」という。)の料金及びその支払期日から支払が遅延することにより追加的に発生する当該接続供給等利用者の負担(以下「料金等」という。)を変更する場合であつて、当該接続供給等利用者が受ける接続供給又は発電量調整供給に係る電気の量、最大需要電力その他の利用形態並びに当該接続供給等利用者が料金を支払うべき義務の発生する日からその支払を行う日までの期間並びに一般送配電事業の用に供する石炭、石油及び液化天然ガス(輸入されたものに限る。)の価格が当該託送供給等約款の変更の前後において同一であると仮定した場合において、いずれかの接続供給等利用者の支払うべき料金を合計した額が減少し、かつ、その他の接続供給等利用者の支払うべき料金を合計した額が増加しないと見込まれる場合(一

二 供給の相手方との契約書の写し

(新設)

-
- 般送配電事業託送供給等約款料金算定規則第二十八条第二項に規定する電気の買取りに係る離島におけるインバランス料金の額が減少する場合を含む。)
- 二 電気計器及び工事に関する費用の負担に関する事項を変更する場合であつて、いずれの託送供給等約款により託送供給を受ける者又は発電量調整供給を受ける者(以下「託送供給等利用者」という。)の負担も増加しない場合
- 三 前二号に掲げるもののほか、託送供給等利用者の負担となる事項を変更する場合であつて、いずれの託送供給等利用者の負担も増加しない場合
- 四 受電電力、受電電力量、供給電力若しくは供給電力量の計測方法又は料金調定の方法を変更する場合であつて、いずれの託送供給等利用者の支払うべき料金等の額及びその他の負担も増加しない場合
- 五 送電上の責任の分界を変更する場合であつて、いずれの託送供給等利用者の支払うべき料金等の額及びその他の負担も増加しない場合
- 六 託送供給等利用者が料金を支払うべき義務の発生する日から一般送配電事業者が当該託送供給等利用者に対する電気の供給を停止できる日までの期間を変更する場合であつて、いずれの託送供給等利用者に対する期間も短縮されない場合
- 七 電気の供給を停止できる条件又は託送供給等に係る契約を解除できる条件を変更する場合であつて、いずれの託送供給等利用者に対する条件も不利なものとしめない場合
- 八 託送供給等利用者が選択し得る事項を追加する場合
- 九 前各号に掲げるもののほか、託送供給等約款の構成又は使用する字句等を変更する場合
-

第二十二條 法第十八條第五項の規定による託送供給等約款の変

更の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第十九の託送供給等約款変更届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 変更を必要とする理由を記載した書類

二 変更しようとする部分を明らかにした変更前の託送供給等約款

三 第十八條第二号ロの事項を変更（消費税等相当額のみの変更を除く。）しようとする場合（次条各号に掲げる費用の額の減少のみに対応する場合を除く。）にあつては、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の規定に基づいて作成した同令様式第一及び第三から様式第八までの書類

四 第十八條第二号ロの事項を変更（消費税等相当額のみの変更を除く。）しようとする場合（次条各号に掲げる費用の額の減少のみに対応する場合に限る。）にあつては、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の規定に基づいて作成した同令様式第九から様式第十三までの書類

五 第十八條第一号ロ若しくはハ又は同條第二号ニ若しくはホの事項を変更しようとする場合にあつては、託送供給等利用者の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

第二十三條 法第十八條第七項の他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応する場合（一般送配電事業を行うに当たり当該費用を節減することが著しく困難な場合に限る。）として経済産業省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する託送供給等約款の変更とする。

一 石油石炭税相当額の増加（石油石炭税の税率の増加その他

（新設）

（新設）

の石油石炭税に関する制度の改正に起因するものに限る。）
に対応する場合

二 電源開発促進税相当額の増加（電源開発促進税の税率の増加その他の電源開発促進税に関する制度の改正に起因するものに限る。）に対応する場合

三 消費税等相当額の増加（消費税若しくは地方消費税の税率の増加その他の消費税若しくは地方消費税の制度の改正に起因するもの又は前二号の増加に伴うものに限る。）に対応する場合

第二十四条 法第十八条第八項の規定による託送供給等約款の変更の届出をしようとする者は、様式第二十の託送供給等約款変更届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 変更を必要とする理由を記載した書類

二 変更しようとする部分を明らかにした変更前の託送供給等約款

三 第十八条第二号ロの事項を変更（消費税等相当額のみの変更を除く。）しようとする場合にあつては、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の規定に基づいて作成した同令様式第九から様式第十三までの書類

四 第十八条第一号ロ若しくはハ又は同条第二号ニ若しくはホの事項を変更しようとする場合にあつては、託送供給等利用者の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

（託送供給等約款の公表）

第二十五条 法第十八条第十二項の規定による託送供給等約款の

（新設）

第四十二条 法第二十四条の三第四項の規定による託送供給約款

公表は、その実施の日の十日前から、営業所及び事務所に添え置くとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

(最終保障供給に係る約款において定めるべき事項)

第二十六条 法第二十条第一項の最終保障供給に係る約款は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 適用区域又は適用範囲
- 二 供給の種別がある場合にあつては、その種別
- 三 供給電圧及び周波数
- 四 料金
- 五 電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担に関する事項
- 六 前二号に掲げるもののほか、電気の利用者の負担となるものがある場合にあつては、その内容
- 七 契約の申込みの方法及び解除に関する事項
- 八 供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法
- 九 供給の停止及び中止に関する事項
- 十 送電上の責任の分界
- 十一 電気の使用方法、器具、機械その他の用品の使用等に関する制限を設ける場合にあつては、その内容
- 十二 前各号に掲げるもののほか、供給条件又は一般送配電事業者及び電気の利用者の責任に関する事項がある場合にあつては、その内容
- 十三 有効期間を定める場合にあつては、その期間
- 十四 実施期日

(最終保障供給に係る約款の届出)

の公表は、その実施の日の十日前から、営業所及び事務所に
おいて掲示することにより、これを行わなければならない。

(新設)

第二十七条 法第二十条第一項の規定による最終保障供給に係る

約款の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第二十一の最終保障供給に係る約款届出書に当該約款及び次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 料金の算出の根拠に関する書類

二 電気の使用者の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

2 法第二十条第一項の規定による最終保障供給約款の変更の届

出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第二十二の最終保障供給約款変更届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 変更を必要とする理由を記載した書類

二 変更しようとする部分を明らかにした変更前の最終保障供給

約款

三 前条第四号から第六号までの事項を変更しようとする場合にあっては、料金の算出の根拠又は電気の使用者の負担となるものの金額の算出の根拠若しくは当該金額の決定の方法に関する説明書

(最終保障供給約款以外の供給条件の承認の申請)

第二十八条 法第二十条第二項ただし書の承認を受けようとする

者は、様式第二十三の最終保障供給特例承認申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由を記載した書類

二 料金その他の電気の使用者の負担となるものの金額を定めようとする場合にあっては、当該金額の算出の根拠又は当該

(新設)

(新設)

金額の決定の方法に関する説明書

(最終保障供給約款の公表)

第二十九条 法第二十条第四項において準用する法第十八条第十二項の規定による最終保障供給約款の公表は、その実施の日の十日前から、その供給区域（離島を除く。）における営業所及び事務所に添え置くとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

(新設)

(離島供給に係る約款において定めるべき事項)

第三十条 法第二十一条第一項の離島供給に係る約款は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(新設)

- 一 適用区域又は適用範囲
- 二 供給の種別がある場合にあつては、その種別
- 三 供給電圧及び周波数
- 四 料金
- 五 電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担に関する事項
- 六 前二号に掲げるもののほか、電気の使用者の負担となるものがある場合にあつては、その内容
- 七 契約の申込みの方法及び解除に関する事項
- 八 供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法
- 九 供給の停止及び中止に関する事項
- 十 送電上の責任の分界
- 十一 電気の使用方法、器具、機械その他の用品の使用等に関する制限を設ける場合にあつては、その内容
- 十二 前各号に掲げるもののほか、供給条件又は一般送配電事業者及び電気の使用者の責任に関する事項がある場合にあつ

ては、その内容

十三 有効期間を定める場合にあつては、その期間

十四 実施期日

(離島供給に係る約款の届出)

第三十一条 法第二十一条第一項の規定による離島供給に係る約款の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第二十四の離島供給に係る約款届出書に当該約款及び次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 料金の算出の根拠に関する書類

二 電気の使用者の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

2 法第二十一条第一項の規定による離島供給約款の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第二十五の離島供給約款変更届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 変更を必要とする理由を記載した書類

二 変更しようとする部分を明らかにした変更前の離島供給約款

三 前条第四号から第六号までの事項を変更しようとする場合にあつては、料金の算出の根拠又は電気の使用者の負担となるものの金額の算出の根拠若しくは当該金額の決定の方法に関する説明書

(離島供給約款以外の供給条件の承認の申請)

第三十二条 法第二十一条第二項ただし書の承認を受けようとする者は、様式第二十六の離島供給特例承認申請書に次に掲げる

(新設)

(新設)

書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 離島供給約款以外の供給条件による離島供給を必要とする理由を記載した書類

二 料金その他の電気の使用者の負担となるものの金額を定めようとする場合にあつては、当該金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

(離島供給約款の公表)

第三十三条 法第二十一条第四項において準用する法第十八条第十二項の規定による離島供給約款の公表は、その実施の日の十日前から、離島を管轄する営業所及び事務所に添え置くとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

(削る)

(削る)

(新設)

(卸電気事業者の振替供給の範囲)

第四十二条の二 法第二十四条の四第一項の経済産業省令で定める振替供給は、次のとおりとする。

- 一 一般電気事業の用に供するための電気に係る振替供給であつて、十年以上の期間にわたり行うことを約しているものであり、その供給電力が千キロワットを超えるもの
- 二 一般電気事業の用に供するための電気に係る振替供給であつて、五年以上の期間にわたり行うことを約しているものであり、その供給電力が十キロワットを超えるもの

(卸電気事業者の振替供給)

第四十二条の三 法第二十四条の四第一項の料金その他の供給条件は、次の事項について定めるものとする。

- 一 適用範囲

(削る)

- 二 料金
- 三 電気計器及び工事に關する費用の負担の方法（供給の相手方の負担となるものについては、その金額又は金額の決定の方法）
- 四 前二号に掲げるもののほか、供給の相手方の負担となるものがあるときは、その事項及び金額又は金額の決定の方法（新設）
- 五 受電電力、受電電力量、供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法
- 六 送電上の責任の分界
- 七 前各号に掲げるもののほか、電気の供給条件又は卸電気事業者及び一般電気事業者の責任に關する事項があるときは、その事項
- 八 有効期間を定めるときは、その期間
- 九 実施期日
- 第四十二条の四 法第二十四条の四第一項の規定による料金その他の供給条件の設定の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第三十の二の振替供給条件届出書に料金の算出の根拠又は供給の相手方の負担となるべき金額の算出の根拠若しくは金額の決定の方法に關する説明書を添えて提出しなければならない。
- 2 法第二十四条の四第二項の規定による振替供給条件の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第三十の三の振替供給条件変更届出書に次の書類を添えて提出しなければならない。
- 一 変更を必要とする理由を記載した書類
- 二 変更しようとする部分を明らかにした変更前の供給条件

(削る)

(供給区域外に設置する電線路による供給の許可申請)

第三十四条 法第二十四条第一項の許可を受けようとする者は、様式第二十七の供給区域外に設置する電線路による供給許可申請書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 三 (略)
- 四 供給することにより一般送配電事業に及ぼす影響に関する説明書
- 五 供給するために電気工作物を設置する場合にあつては、その電気工作物の概要並びにその設置のために要する資金の額及び調達方法を記載した書類
- 六 (略)

(託送供給に係る協議に関する裁定の申請)

第三十五条 法第二十五条第二項の裁定を申請しようとする者は、様式第二十八の裁定申請書に協議の経過に関する説明書を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

三 前条第二号から第四号までの事項を変更しようとするときは、料金の算出の根拠又は供給の相手方の負担となるべき金額の算出の根拠若しくは金額の決定の方法に関する説明書

第四十二条の五 法第二十四条の四第一項ただし書の承認を受けようとする者は、様式第三十の四の振替供給条件届出不要承認申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。

- 一 法第二十四条の四第一項に規定する振替供給による電気の供給が想定されない理由を記載した書類
- 二 電気の受給地点を示した送電関係一覧図

(一般電気事業者の供給区域外の供給の許可申請)

第四十三条 法第二十五条第一項の許可を受けようとする者は、様式第三十一の供給区域外の供給許可申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。

- 一 三 (略)
- 四 供給することにより一般電気事業に及ぼす影響に関する説明書
- 五 供給するために電気工作物を設置する場合は、その電気工作物の概要並びにその設置のために要する資金の額及び調達方法を記載した書類
- 六 (略)

(新設)

(消費税等相当額の表示に係る手続の特例)

第三十六条、第十九条、第二十条、第二十二條、第二十四條、第二十七條、第二十八條、第三十一條、第三十二條及び第三十四條の規定に基づき申請書又は届出書を提出しようとする場合であつて、消費税等相当額又はその額に係る表示若しくは請求の方法の変更をしようとするときは、これらの規定に掲げるもののほか、消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(賦課金額に係る手続の特例)

第三十七條、第二十七條、第二十八條、第三十一條及び第三十二條の規定に基づき申請書又は届出書を提出しようとする場合であつて、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成二十三年法律第百八号。以下「再エネ特措法」という。)第十六條第一項に規定する賦課金の額(以下「賦課金額」という。)又はその額に係る表示若しくは請求の方法の変更をしようとするときは、これらの規定に掲げるもののほか、賦課金額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(電圧及び周波数の値)

第三十八條 法第二十六條第一項(法第二十七條の二十六第一項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の経済産業省令で定める電圧の値は、その電気を供給する場所において次の表の上欄に掲げる標準電圧にに応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

(新設)

(新設)

(電圧及び周波数の値)

第四十四條 法第二十六條第一項の経済産業省令で定める電圧の値は、その電気を供給する場所において次の表の上欄に掲げる標準電圧にに応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

標準電圧	維持すべき値
百ボルト	百一ボルトの上下六ボルトを超えない値
二百ボルト	二百二ボルトの上下二十ボルトを超えない値

2 (略)

(電圧及び周波数の測定方法等)

第三十九条 法第二十六条第三項(法第二十七条の二十六第一項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。)の経済産業省令で定める電圧の測定方法は、次に掲げるものとする。

一 四 (略)

2 3 (略)

(電磁的方法による保存)

第四十条 (略)

2 3 (略)

(送電事業の許可申請)

第四十一条 法第二十七条の五第一項の申請書は、様式第二十九によるものとする。

2 法第二十七条の五第二項の事業計画書は、様式第二によるものとする。

3 法第二十七条の五第二項の事業収支見積書は、事業開始の日以後五年内の日を含む毎事業年度について、様式第三により作

標準電圧	維持すべき値
百ボルト	百一ボルトの上下六ボルトを超えない値
二百ボルト	二百二ボルトの上下二十ボルトを超えない値

2 (略)

(電圧及び周波数の測定方法等)

第四十五条 法第二十六条第三項の経済産業省令で定める電圧の測定方法は、次のとおりとする。

一 四 (略)

2 3 (略)

(電磁的方法による保存)

第四十五条の二 (略)

2 3 (略)

(新設)

- 成するものとする。
- 4 法第二十七条の五第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。
- 一 送電事業の用に供する電気工作物の概要
 - 二 送電関係一覧図
 - 三 送電事業の用に供する変電所の主要設備の配置図
 - 四 一般送配電事業者に小売電気事業、一般送配電事業者若しくは特定送配電事業の用に供するための電気又は法第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係る振替供給を行うことを約している場合にあつては、その供給の相手方との契約書の写し
 - 五 主たる技術者の履歴書
 - 六 様式三十の送電事業遂行体制説明書
 - 七 申請者が法人である場合にあつては、当該申請者の定款、登記事項証明書、最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書並びに役員履歴書
 - 八 申請者が法人の発起人である場合にあつては、当該法人の定款及び役員となるべき者の履歴書
 - 九 申請者が地方公共団体である場合にあつては、当該申請者が送電事業を営むことについての議決に係る議会の会議録の写し
 - 十 申請者が推進機関の会員でない場合にあつては、当該申請者が推進機関に加入する手続をとったことを証する書類
- 5 経済産業大臣は、法第二十七条の四の許可を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(送電事業者の振替供給の範囲)

第四十二条 法第二十七条の十一第一項の経済産業省令で定める振替供給に係る契約の要件は、次に掲げるものとする。

一 小売電気事業、一般送配電事業若しくは特定送配電事業の用に供するための電気又は法第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係る振替供給に係る契約であつて、十年以上の期間にわたり行うこと及びその供給電力が千キロワットを超えるものであることを約するもの

二 小売電気事業、一般送配電事業若しくは特定送配電事業の用に供するための電気又は法第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に係る振替供給に係る契約であつて、五年以上の期間にわたり行うこと及びその供給電力が十キロワットを超えるものであることを約するもの

(送電事業者の振替供給条件において定めるべき事項)

第四十三条 法第二十七条の十一第一項の料金その他の供給条件は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 適用範囲
- 二 料金
- 三 電気計器及び工事に関する費用の負担に関する事項
- 四 前二号に掲げるもののほか、供給の相手方の負担となるものがある場合にあつては、その内容
- 五 契約の更新及び解除に関する事項
- 六 受電電力、受電電力量、供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法
- 七 送電上の責任の分界
- 八 前各号に掲げるもののほか、供給条件又は送電事業者及び一般送配電事業者の責任に関する事項がある場合にあつては、その内容

(新設)

(新設)

- 九 有効期間を定める場合にあつては、その期間
十 実施期日

(振替供給条件の届出)

第四十四条 法第二十七条の十一第一項の規定による料金その他の供給条件の設定の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第三十一の振替供給条件届出書に料金の算出の根拠及び供給の相手方の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第二十七条の十一第一項の規定による振替供給条件の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第三十二の振替供給条件変更届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 変更を必要とする理由を記載した書類
- 二 変更しようとする部分を明らかにした変更前の供給条件
- 三 前条第二号から第四号までの事項を変更しようとする場合にあっては、料金の算出の根拠及び供給の相手方の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

(準用)

第四十五条 第五条から第十六条までの規定は送電事業者に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

第五条

法第七条第四項

法第二十七条の十一

<p>第六條第一項 第二号</p>	<p>第六條第一項</p>	<p>第六條</p>	<p>第六條の見出し、第六條、第七條の見出し</p>	
<p>増加し、又は減少する供給区域の境界を明示した地形図</p>	<p>様式第六の供給区域変更許可申請書に次の各号に掲げる書類</p>	<p>法第八條第一項</p>	<p>供給区域</p>	
<p>振替供給の相手方との契約書の写し</p>	<p>様式第三十三の振替供給関係変更許可申請書に第一号及び第二号に掲げる書類（振替供給の相手方の減少の場合にあつては、第一号の書類に限る。）</p>	<p>法第二十七條の十二において読み替えて準用する法第八條第一項</p>	<p>振替供給の相手方たる一般送配電事業者</p>	<p>において読み替えて準用する法第七條第四項</p>

第九條第三項	第九條第二項	第九條第一項 第四号	第九條第一項	第八條	第七條
法第九條第二項	法第九條第二項	発電所又は変電所	法第九條第一項	法第九條第一項	法第八條第二項
法第二十七條の十二 において読み替えて 準用する法第九條第 二項	法第二十七條の十二 において読み替えて 準用する法第九條第 二項	変電所	法第二十七條の十二 において読み替えて 準用する法第九條第 一項	第一号及び第二号	法第二十七條の十二 において読み替えて 準用する法第八條第 二項
法第九條第二項	法第九條第二項	変電所	法第九條第一項	法第九條第一項	法第八條第二項

		第十條第一項		第十條第一項			
	次の各号	法第十條第二項		様式第四の一般送配 電事業遂行体制説明 書		十年	
	次の各号	法第十條第一項					
	で 第一号から第十号ま	法第二十七條の十二 において準用する法 第十條第二項		様式第三十の送電事 業遂行体制説明書		五年	二項
		第十一條第一 項		第十條第一項 第七号、第十 一條第一項第 六号		第十條第一項 第五号、第十 一號、第十一 條第四号、第 九号及び第十 五條第一項第 四号	

第十二条	法第十一条第二項	法第二十七条の十二 において準用する法 第十一条第二項
第十三条	法第十三条第一項	法第二十七条の十二 において準用する法 第十三条第一項
第十四条	法第十三条第一項	法第二十七条の十二 において準用する法 第十三条第一項
第十五条第一項	送電線路、配電線路 、変電所、発電所及 び給電設備	送電線路、変電所及 び給電設備
第十五条第一項	法第十四条第一項	法第二十七条の十二 において準用する法 第十四条第一項
第十六条	次の各号	第一号、第三号及び 第四号
第十六条	法第十四条第二項	法第二十七条の十二 において準用する法 第十四条第二項

2 第三十六条の規定は前条の届出書の提出に準用する。

(特定送配電事業の届出)

第四十五条の二 法第二十七条の十三第一項の規定による特定送配電事業の届出をしようとする者は、様式第三十四の特定送配電事業届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第二十七条の十三第一項第六号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先

二 送電用及び配電用の電気工作物のこう長及び送電容量

三 小売電気事業者又は一般送配電事業者にその小売電気事業者又は一般送配電事業の用に供するための電気に係る託送供給を行うことを約している場合にあつては、その託送供給の相手方及びその内容

3 法第二十七条の十三第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 特定送配電事業の用に供する電気工作物の概要（配電用のものを除く。）及び供給地点の位置を明示した地形図並びに供給地点を記載した図面

二 送電関係一覧図

三 特定送配電事業の用に供する変電所又は発電所の主要設備の配置図

四 特定送配電事業の用に供する電気工作物に属する供給地点ごとの需要に应ずる電力及び電力量を記載した書類

五 小売電気事業者又は一般送配電事業者にその小売電気事業者又は一般送配電事業の用に供するための電気に係る託送供給を行うことを約している場合にあつては、その託送供給の相手方との契約書の写し

(新設)

六 届出者が法人である場合にあっては、当該届出者の定款及び登記事項証明書

七 届出者が法人の発起人である場合にあっては、当該法人の定款

八 届出者が推進機関の会員でない場合にあっては、当該届出者が推進機関に加入する手続をとったことを証する書類

(供給地点の変更の届出)

第四十五条の三 法第二十七条の十三第七項の規定による供給地点の変更の届出をしようとする者は、様式第三十五の供給地点変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第二十七条の十三第八項において準用する同条第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 変更を必要とする理由を記載した書類

二 増加し、又は減少する供給地点の位置を明示した地形図及び供給地点を記載した図面

三 供給地点を増加する場合にあっては、送電関係一覧図

四 増加する供給地点において小売電気事業者又は一般送配電事業者による小売電気事業又は一般送配電事業の用に供するための電気に係る託送供給を行うことを約している場合にあっては、その託送供給の相手方との契約書の写し

(電気工作物の変更の届出)

第四十五条の四 法第二十七条の十三第七項の規定による特定送配電事業の用に供する電気工作物の変更の届出をしようとする者は、様式第三十六の電気工作物変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第二十七条の十三第八項において準用する同条第二項の経

(新設)

(新設)

濟産業省令で定める書類は、次に掲げるもの（電気工作物の廃止の場合にあつては、第一号の書類に限る。）とする。

- 一 変更を必要とする理由を記載した書類
- 二 変更工事の概要の説明書
- 三 変更に係る電気工作物の概要を明示した地形図
- 四 変更が発電所又は発電所に係る場合にあつては、その発電所又は発電所の主要設備の配置図
- 五 送電関係一覽図

（軽微な変更）

第四十五条の五 法第二十七条の十三第八項の規定により読み替えて準用する同条第三項の經濟産業省令で定める軽微な変更は、配電用の電気工作物に係るものであつて、次に掲げるものとする。

- 一 配電用の電気工作物を介して電気の供給が行われていない場所において、既に届け出られた配電用の電気工作物の増設により特定送配電気事業としての電気の供給を行おうとすることに伴うもの
- 二 次のいずれかに該当するもの以外のもの（前号に掲げるものを除く。）
 - イ 電圧の変更（昇圧に限る。）を伴うもの
 - ロ 配電用の電気工作物のこう長の増加を伴うもの
 - ハ 送電容量の増加を伴うもの
- 三 配電用の電気工作物の廃止その他の供給地点の減少を伴う変更

（氏名等の変更の届出）

第四十五条の六 法第二十七条の十三第九項の規定による同条第

（新設）

（新設）

一項第一号、第二号、第五号又は第六号に掲げる事項の変更の届出をしようとする者は、様式第三十七の氏名等変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(特定送配電事業の地位の承継の届出)

第四十五条の七 法第二十七条の二十四第二項の規定による地位の承継の届出をしようとする者は、様式第三十八の特定送配電事業承継届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 当該事業の全部の譲渡し又は相続、合併若しくは分割があつたことを証する書類

二 特定送配電事業者の地位を承継した者が特定送配電事業者以外の者である場合にあつては、次に掲げる書類

イ 法人である場合にあつては、当該法人の定款及び登記事項証明書

ロ 法人の発起人である場合にあつては、当該法人の定款

三 当該事業が小売供給を行うものに係るものである場合にあつては、法第二十七条の十八第一項各号（第四号を除く。）に該当しないことを誓約する書面

(事業の休止及び廃止並びに法人の解散の届出)

第四十五条の八 法第二十七条の二十五第一項の規定による事業の全部若しくは一部の休止又は廃止の届出をしようとする者は、様式第三十九の特定送配電事業休止（廃止）届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、事業の全部を休止し、又は廃止する場合にあつては、各号に掲げる書類を添付することを要しない。

一 休止し、又は廃止する事業に係る託送供給地点の位置を明

(新設)

(新設)

示した地形図及びその供給地点を記載した図面

二 休止し、又は廃止する事業に係る電気工作物の概要を記載した書類

2 法第二十七条の二十五第二項の規定による特定送配電事業者たる法人の解散の届出をしようとする者は、様式第三十九の二の解散届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(構内の定義)

第四十五条の九 法第二十七条の三十一第一項第一号の経済産業省令で定める構内は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 柵、塀その他の客観的な遮断物によつて明確に区画された一の構内

二 隣接する複数の前号に定める構内であつて、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いもの

(特定供給の許可申請)

第四十五条の十 法第二十七条の三十一第二項の申請書は、様式第三十九の三によるものとする。

2 法第二十七条の三十一第二項第の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 供給を必要とする理由を記載した書類

二 供給の相手方との契約書の写し

三 電気を供給する事業を営む者が供給の相手方と第四十五条の十一で定める関係を有することに關する説明書

四 送電関係一覽図

3 法第二十七条の三十一第二項第四号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

(新設)

(新設)

- 一 供給する電力及び電力量
- 二 供給開始予定年月日

(密接な関係)

第四十五条の十一 法第二十七条の三十一第三項第一号の経済産業省令で定める関係は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 生産工程における関係、資本関係、人的関係等におけるもの
- 二 取引等(前号の生産工程におけるものを除く。)により一の企業に準ずる関係を有し、かつ、その関係が長期にわたり継続することが見込まれるもの
- 三 自らが維持し、及び運用する電線路を介して電気を供給する事業を営もうとする場合にあつては、共同して組合を設立し、かつ、当該組合が長期にわたり存続することが見込まれるもの

(特定供給の変更届出)

第四十五条の十二 法第二十七条の三十一第四項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十九の四の特定供給変更届出書にその変更に係る書類を添えて提出しなければならない。

(特定供給の廃止届出)

第四十五条の十三 法第二十七条の三十一第五項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十九の五の特定供給廃止届出書を提出しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(卸供給事業者の届出)

(削る)

第四十五条の三 法第二十八条の二第一項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十一の二の卸供給事業開始届出書を提出しなければならない。

2 法第二十八条の二第一項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 卸供給事業の用に供する発電用の電気工作物の設置の場所、原動力の種類、周波数及び出力
- 二 事業開始年月日

3 法第二十八条の二第二項の規定による届出をしようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める届出書を提出しなければならない。

- 一 当該届出が法第二十八条の二第二項第一号に係るものである場合 様式第三十一の三の卸供給事業変更届出書
- 二 当該届出が法第二十八条の二第二項第二号に係るものである場合 様式第三十一の四の卸供給事業廃止届出書
- 三 当該届出が法第二十八条の二第二項第三号に係るものである場合 様式第三十一の五の卸供給事業休止届出書
- 4 法第二十八条の二第二項第三号の経済産業省令で定める場合は、卸供給事業を休止した場合とする。

(特定自家用電気工作物)

第四十五条の十四 (略)

(特定自家用電気工作物設置者の届出)

第四十五条の十五 法第二十八条の三第一項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十九の六の特定自家用電気工作物接続届出書を提出しなければならない。

2 法第二十八条の三第一項の経済産業省令で定める事項は、次

(特定自家用電気工作物設置者の届出)

第四十五条の五 法第二十八条の三第一項の規定による届出をしようとする者は、様式第三十一の六の特定自家用電気工作物接続届出書を提出しなければならない。

2 法第二十八条の三第一項の経済産業省令で定める事項は、次

次に掲げるものとする。

- 一 電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先
 - 二 特定自家用電気工作物の設置の場所、原動力の種類、周波数、出力及びその用途
 - 三 逆流防止装置（特定自家用電気工作物の発電に係る電気を、一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路とを直接又は一般送配電事業者以外の者が維持し、及び運用する電線路を通じて間接に送電できないようにするための装置をいう。以下同じ。）の有無
- 3 法第二十八条の三第二項の規定による届出をしようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める届出書を提出しなければならない。
- 一 当該届出が法第二十八条の三第二項第一号に係るものである場合 様式第三十九の七の特定自家用電気工作物設置者変更届出書
 - 二 当該届出が法第二十八条の三第二項第二号に係るものである場合 様式第三十九の八の特定自家用電気工作物の要件に該当しなくなった場合の届出書
 - 三 当該届出が法第二十八条の三第二項第三号に係るものである場合 様式第三十九の九の特定自家用電気工作物が一般電気事業者が維持し、及び運用する電線路とを直接又は一般送配電事業者以外の者が維持し、及び運用する電線路を通じて間接に電氣的に接続されている状態でなくなった場合の届出書

(削る)

に掲げるものとする。

- (新設)
- 一 特定自家用電気工作物の設置の場所、原動力の種類、周波数及び出力
 - 二 逆流防止装置（特定自家用電気工作物の発電に係る電気を、一般電気事業者が維持し、及び運用する電線路に送電できないようにするための装置をいう。以下同じ。）の有無
- 3 法第二十八条の三第二項の規定による届出をしようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める届出書を提出しなければならない。
- 一 当該届出が法第二十八条の三第二項第一号に係るものである場合 様式第三十一の七の特定自家用電気工作物設置者変更届出書
 - 二 当該届出が法第二十八条の三第二項第二号に係るものである場合 様式第三十一の八の特定自家用電気工作物の要件に該当しなくなった場合の届出書
 - 三 当該届出が法第二十八条の三第二項第三号に係るものである場合 様式第三十一の九の特定自家用電気工作物が一般電気事業者の電線路と電氣的に接続されている状態でなくなった場合の届出書

(供給計画の届出)

第四十六条 法第二十九条第一項の規定による届出をしようとする者（以下この条において「供給計画届出者」という。）は、

- 次の各号に掲げる事項（卸電気事業者、特定電気事業者及び特定規模電気事業者にあつては、第二号ホ及びへに掲げる事項を除く。）について当該各号に定める期間における計画を記載した様式第三十二の供給計画届出書を提出しなければならない。
- 一 電気の供給（振替供給、接続供給及び特定供給並びに法第十七条第一項第一号に掲げる電気の供給を除く。以下この項において同じ。）についての事項
- イ 年度別の最大電力の供給に関すること 初年度以降十年間
- ロ 年度別の電力量の供給に関すること 初年度以降十年間
- ハ 月別の最大電力の供給に関すること 初年度
- ニ 月別の電力量の供給に関すること 初年度
- 二 電気工作物の設置及び運用についての事項
- イ 使用を開始し、又は能力を変更する発電所に関すること 初年度以降十年間
- ロ 使用を開始し、又は能力を変更する主要な送電線路及び変電所に関すること 初年度以降十年間
- ハ 第十一年度以降に使用を開始し、又は能力を変更する発電所であつて、第十年度以内に着工するものうち出力三十五万キロワット以上のもの（能力を変更するものにあつては、その変更する出力が三十五万キロワット以上のものに限る。）に関すること 第十一年度以降
- ニ 電気の取引（振替供給、接続供給及び特定供給並びに法第十七条第一項第一号に掲げる電気の供給を除く。以下この号において同じ。）に関すること 初年度以降十年間
- ホ 初年度において実施する法第二十二条第一項第一号の入札による電気の調達規模及び調達期間に関すること 初年度以降十年間

へ 第二年度以降九年間において実施する法第二十二條第一項第一号の入札による電気の調達規模及び調達期間に関すること第二年度以降九年間

2 |

前項の届出書には、次の書類（卸電気事業者、特定電気事業者及び特定規模電気事業者にあつては、第一号イ及びロ、第四号並びに第五号の書類を除く。）を添付しなければならない。

一 前項第一号に規定する事項に関する次の書類

イ 供給計画届出者が自らの供給区域内において行う電気の供給（振替供給及び特定供給並びに法第十七條第一項第一号に掲げる電気の供給を除く。）に対する需要について記載した様式第三十三の供給区域需要電力量想定書

ロ 供給計画届出者が行う電気の供給（振替供給、接続供給及び特定供給並びに法第十七條第一項第一号に掲げる電気の供給を除く。）に対する需要について記載した様式第三十三の二の自社需要電力量想定書

ハ 様式第三十四の初年度における発電所別発電計画明細書

ニ 様式第三十五の初年度における火力発電所燃料計画明細書

ホ 様式第三十六の初年度における電気の取引に関する計画書

二 前項第二号イに規定する事項に関する発電原価及びその内訳を記載した書類（既に添付されたものから変更がないもの、既に着工したもの、落札した供給条件に対応する発電所に係るもの及び出力一万キロワット未満の発電所であつて、ダムを伴わない水力発電所（前項第二号イに規定する使用の開始又は能力の変更により河川の流況に変化が生じないものに限る。）、火力発電所、燃料電池発電所、風力発電所、太陽光発電所、地熱発電所、バイオマス発電所、廃棄物発電所又

は全国的な電力系統に連系していない離島（沖縄本島を除く。）における発電所に係るものを除く。）

三 様式第三十八の初年度、第五年度及び第十年度の各年度末における電力系統の状況を記載した書類

四 初年度及び第五年度の最大需要電力発生時における電力潮流の状況を記載した書類

五 様式第三十八の二の初年度、第五年度及び第十年度の会社間連系線ごとの送電容量並びに最大需要電力発生時における運用容量及び受給電力を記載した書類

3 法第二十九条第二項の規定により推進機関が供給計画を送付しようとするときは、様式第三十八の三の供給計画取りまとめ送付書に従い、これを行わなければならない。

4 法第二十九条第三項の規定による供給計画の変更の届出をしようとする者は、様式第三十九の供給計画変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類及び当該変更に係る前項各号の書類の変更の内容を添えて提出しなければならない。

（広域的運営を図るために必要な措置）

第四十六条の三 法第二十九条第六項第五号の経済産業省令で定める措置は、一般電気事業者及び卸電気事業者に対して行う次に掲げる措置とする。

一・二 (略)

（供給命令等の実施細目に関する裁定の申請）

第四十七条 法第三十二条第一項の裁定を申請しようとする者は、様式第四十の裁定申請書に協議の経過に関する説明書を添えて提出しなければならない。

（広域的運営を図るために必要な措置）

第四十六条の三 法第二十九条第六項第五号の経済産業省令で定める措置は、一般送配電事業者及び送電事業者に対して行う次に掲げる措置とする。

一・二 (略)

（供給命令等の実施細目に関する裁定の申請）

第四十七条 法第三十二条において準用する法第二十五条第二項の裁定を申請しようとする者は、様式第二十八の裁定申請書に協議の経過に関する説明書を添えて提出しなければならない。

(削る)

(賦課金額に係る手続の特例)
第四十七条の二、第二十三条、第二十四条、第二十四条の三、第二十四条の五、第二十六条、第二十六条の三、第二十七条、第三十四条及び第四十三条の規定に基づき申請書又は届出書を提出しようとする場合であつて、賦課金額又はその額に係る表示若しくは請求の方法の変更をしようとするときは、これらの規定に掲げるもののほか、賦課金額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出しなければならない。

(削る)

(消費税等相当額の表示に係る手続の特例)

第四十七条の三、第二十三条、第二十四条、第二十四条の三、第二十四条の五、第二十六条、第二十六条の三、第二十七条、第二十八条、第三十二条の三、第三十四条、第三十六条、第四十条、第四十二条の四及び第四十三条の規定に基づき申請書又は届出書を提出しようとする場合であつて、消費税等相当額又はその額に係る表示若しくは請求の方法の変更をしようとするときは、これらの規定に掲げるもののほか、消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出しなければならない。

(削る)

第三節 あつせん及び仲裁

(あつせん及び仲裁に関する通知の方法)

第四十七条の三の二、令第七条、第八条第二項、第十条第二項及び第十一条(これらの規定を令第十二条第二項において準用する場合を含む。)並びに第十二条第一項の規定による通知は、書面により行うものとする。

(あつせん及び仲裁に関する通知の方法)

第四十七条の三の二、令第二条の四、第二条の五第二項、第二条の七第二項及び第二条の八(これらの規定を令第二条の九第二項において準用する場合を含む。)並びに第二条の九第一項の規定による通知は、書面により行うものとする。

2 令第七条第一項の規定による通知をする場合には、同項の申

2 令第二条の四第一項の規定による通知をする場合には、同項

請に係る申請書の写しを併せて送付しなければならない。

(名簿の記載事項)

第四十七条の三の三 令第九條の名簿には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 三 (略)

(あっせん及び仲裁の状況の報告)

第四十七条の三の四 令第十五條の規定による報告は、国の会計年度の経過後一月以内に、当該会計年度中における次に掲げる事項についてするものとする。

一 四 (略)

五 その他電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）の事務に関し重要な事項

(あっせんの申請)

第四十七条の三の五 法第三十五條第一項の規定によるあっせんの申請をしようとする者は、様式第四十の申請書を委員会に提出しなければならない。

2 (略)

(仲裁の申請)

第四十七条の三の六 法第三十六條第一項の規定による仲裁の申請をしようとする者は、様式第四十の二の申請書を委員会に提出しなければならない。

2・3 (略)

(申請の方法)

の申請に係る申請書の写しを併せて送付しなければならない。

(名簿の記載事項)

第四十七条の三の三 令第二條の六の名簿には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 三 (略)

(あっせん及び仲裁の状況の報告)

第四十七条の三の四 令第二條の十二の規定による報告は、国の会計年度の経過後一月以内に、当該会計年度中における次に掲げる事項についてするものとする。

一 四 (略)

五 その他電力取引監視等委員会（以下「委員会」という。）の事務に関し重要な事項

(あっせんの申請)

第四十七条の三の五 法第三十七條の二第一項の規定によるあっせんの申請をしようとする者は、様式第四十の二の申請書を委員会に提出しなければならない。

2 (略)

(仲裁の申請)

第四十七条の三の六 法第三十七條の三第一項の規定による仲裁の申請をしようとする者は、様式第四十の三の申請書を委員会に提出しなければならない。

2・3 (略)

(申請の方法)

第四十七条の三の七 法第三十五条第一項の規定によるあつせん又は法第三十六条第一項の規定による仲裁の申請をしようとする者は、当該申請を当該者の住所を管轄する経済産業局長又は沖繩総合事務局長を経由して行うことができる。

(自家用電気工作物の範囲)

第四十八条の二 法第三十八条第四項第四号の主務省令で定める要件は、電気事業法第二条第一項第十四号の要件等を定める省令(平成二十八年経済産業省令第 号)第一条第一項に規定する特定発電用電気工作物の同項に規定する小売電気事業等用接続最大電力の合計が二百キロワット(沖繩電力株式会社)の供給区域にあつては、十キロワットを超えらることとする。

(費用の負担等に関する裁定の申請)

第四十九条 第四十七条の規定は、法第四十一条第二項において準用する法第二十五条第二項の裁定を申請しようとする者に準用する。

(保安規程)

第五十条 法第四十二条第一項の保安規程は、次の各号に掲げる事業用電気工作物の種類ごとに定めるものとする。

- 一 事業用電気工作物であつて、一般送配電事業、送電事業又は発電事業(法第三十八条第四項第四号に掲げる事業に限る。)の用に供するもの
- 二 (略)

3 第一項第二号に掲げる事業用電気工作物を設置する者は、法

第四十七条の三の七 法第三十七条の二第一項の規定によるあつせん又は法第三十七条の三第一項の規定による仲裁の申請をしようとする者は、当該申請を当該者の住所を管轄する経済産業局長又は沖繩総合事務局長を経由して行うことができる。

(新設)

(費用の負担等に関する裁定の申請)

第四十九条 第四十七条の規定は、法第四十一条第二項において準用する法第三十二条第一項の裁定を申請しようとする者に準用する。

(保安規程)

第五十条 法第四十二条第一項の保安規程は、次の各号に掲げる事業用電気工作物の種類ごとに定めるものとする。

- 一 事業用電気工作物であつて、一般電気事業又は卸電気事業の用に供するもの
- 二 (略)

3 第一条第二号に掲げる事業用電気工作物を設置する者は、法

第四十二条第一項の保安規程において、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。ただし、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）、鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）、軌道法（大正十年法律第七十六号）又は鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）が適用され又は準用される自家用電気工作物については発電所、変電所及び送電線路に係る次の事項について定めることをもって足りる。

一〇七（略）

八 事業用電気工作物（使用前自主検査、溶接事業者検査若しくは定期事業者検査（以下「法定事業者検査」と総称する。）又は法第五十一条の二第一項若しくは第二項の確認（以下「使用前自己確認」という。）を実施するものに限る。）の法定事業者検査又は使用前自己確認に係る実施体制及び記録の保存に関すること。

九（略）

4 大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二条第四号に規定する地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）内に法第三十八条第四項各号に掲げる事業の用に供する電気工作物を設置する電気事業者（大規模地震対策特別措置法第六条第一項に規定する者を除く。次項において同じ。）にあつては、前二項に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。

一〇七（略）

5 大規模地震対策特別措置法第三条第一項の規定による強化地域の指定の際、現に当該強化地域内において法第三十八条第四項各号に掲げる事業の用に供する電気工作物を設置している電気事業者は、当該指定の日から六月以内に保安規程において前項に掲げる事項について定め、法第四十二条第二項の規

第四十二条第一項の保安規程において、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。ただし、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）、鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）、軌道法（大正十年法律第七十六号）又は鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）が適用され又は準用される自家用電気工作物については発電所、変電所及び送電線路に係る次の事項について定めることをもって足りる。

一〇七（略）

八 事業用電気工作物（使用前自主検査、溶接事業者検査又は定期事業者検査（以下「法定事業者検査」と総称する。）を実施するものに限る。）の法定事業者検査に係る実施体制及び記録の保存に関すること。

九（略）

4 大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二条第四号に規定する地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）内に電気事業の用に供する電気工作物を設置する電気事業者（同法第六条第一項に規定する者を除く。次項において同じ。）にあつては、前二項に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。

一〇七（略）

5 大規模地震対策特別措置法第三条第一項の規定による強化地域の指定の際、現に当該強化地域内において電気事業の用に供する電気工作物を設置している電気事業者は、当該指定の日から六月以内に保安規程において前項に掲げる事項について定め、法第四十二条第二項の規定による届出をしなければな

定による届出をしなければならぬ。

6 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）第三条第一項の規定により南海トラフ地震防災対策推進地域として指定された地域内に法第三十八条第四項各号に掲げる事業の用に供する電気工作物を設置する電気事業者（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第五条第一項に規定する者を除き、同法第二条第二項に規定する南海トラフ地震（以下「南海トラフ地震」という。）に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第四条第一項に規定する南海トラフ地震防災対策推進基本計画で定める者に限る。次項において同じ。）にあっては、第二項及び第三項に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。

一（二）（略）

7 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定による南海トラフ地震防災対策推進地域の指定の際、現に当該南海トラフ地震防災対策推進地域内において法第三十八条第四項各号に掲げる事業の用に供する電気工作物を設置している電気事業者は、当該指定のあった日から六月以内に、保安規程において前項に掲げる事項について定め、法第四十二条第二項の規定による届出をしなければならぬ。

8 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）第三条第一項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定された地域内に法第三十八条第四項各号に掲げる事業の用に供する電気工作物を設置する電気事業者（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第六条第一項に規定する者を除き、同法第二

らぬ。

6 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）第三条第一項の規定により南海トラフ地震防災対策推進地域として指定された地域内に電気事業の用に供する電気工作物を設置する電気事業者（同法第五条第一項に規定する者を除き、同法第二条第二項に規定する南海トラフ地震（以下「南海トラフ地震」という。）に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第四条第一項に規定する南海トラフ地震防災対策推進基本計画で定める者に限る。次項において同じ。）にあっては、第二項及び第三項に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。

一（二）（略）

7 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定による南海トラフ地震防災対策推進地域の指定の際、現に当該南海トラフ地震防災対策推進地域内において電気事業の用に供する電気工作物を設置している電気事業者は、当該指定のあった日から六月以内に、保安規程において前項に掲げる事項について定め、法第四十二条第二項の規定による届出をしなければならぬ。

8 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）第三条第一項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定された地域内に電気事業の用に供する電気工作物を設置する電気事業者（同法第六条第一項に規定する者を除き、同法第二条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震（以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」とい

条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震（以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」という。）に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第五条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者に限る。次項において同じ。）にあつては、第二項及び第三項に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。

一（二）（略）

9 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定による日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定の際、現に当該日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域において法第三十八条第四項各号に掲げる事業の用に供する電気工作物を設置している電気事業者は、当該指定のあつた日から六月以内に、保安規程において前項に掲げる事項について定め、法第四十二条第二項の規定による届出をしなければならない。

（簡易な方法による環境影響評価）

第六十一条の二 法第四十六条の三の経済産業省令で定める簡易な方法は、次のとおりとする。

一 環境影響評価の項目については、別表第一の上欄に掲げる項目とすること。

二 環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第三項に規定する第二種事業を行おうとする者に係る調査及び予測については、既存の文献又は資料の収集等により、別表第一の下欄に掲げる内容を行うものとする。

三（略）
2（略）

う。）に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第五条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者に限る。次項において同じ。）にあつては、第二項及び第三項に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。

一（二）（略）

9 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定による日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定の際、現に当該日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域において電気事業の用に供する電気工作物を設置している電気事業者は、当該指定のあつた日から六月以内に、保安規程において前項に掲げる事項について定め、法第四十二条第二項の規定による届出をしなければならない。

（簡易な方法による環境影響評価）

第六十一条の二 法第四十六条の三の経済産業省令で定める簡易な方法は、次のとおりとする。

一 環境影響評価の項目については、別表第一の上欄に掲げる項目とすること。

二 環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第三項に規定する第二種事業を行おうとする者に係る調査及び予測については、既存の文献又は資料の収集等により、別表第一の下欄に掲げる内容を行うものとする。

三（略）
2（略）

第七十二条 第七十条第二号の承認を受けようとする者は、様式第五十一の使用承認申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。ただし、その申請に係る事業用電気工作物につき第二号又は第三号の書類を既に提出している場合であつて、その既に提出しているものと内容に変更がないときはこれらの書類を、添付することを要しない。

一 三 (略)

第七十三条の六の二 法第五十一条第三項の原子力を原動力とする発電用の事業用電気工作物以外の事業用電気工作物であつて経済産業省令で定めるものは、出力十五キロワット未満の火力発電設備に属する電気工作物（当該電気工作物の構造その他の関係により経済産業大臣（令第二十七条の表第十七号の権限に係る電気工作物に係る場合は、当該権限を行使する産業保安監督部長。以下この条において同じ。）が指示するものを除く。）とする。

2 (略)

(設置者による事業用電気工作物の自己確認)

第七十四条 法第五十一条の二第一項の主務省令で定める事業用電気工作物は、別表第六に掲げる電気工作物とする。

第七十五条 法第五十一条の二第一項の主務省令で定めるときは、事業用電気工作物が滅失し、若しくは損壊した場合又は災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事を行った場合の当該工事に係る事業用電気工作物を使用するときとす

第七十二条 第七十条第二号の承認を受けようとする者は、様式第五十一の使用承認申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。ただし、その申請に係る事業用電気工作物につき第三号又は第四号の書類を既に提出している場合であつて、その既に提出しているものと内容に変更がないときはこれらの書類を、添付することを要しない。

一 三 (略)

第七十三条の六の二 法第五十一条第三項の原子力を原動力とする発電用の事業用電気工作物以外の事業用電気工作物であつて経済産業省令で定めるものは、出力十五キロワット未満の火力発電設備（内燃力を原動力とするものを除く。）に属する電気工作物（当該電気工作物の構造その他の関係により経済産業大臣（令第九条の表第九号の二の権限に係る電気工作物に係る場合は、当該権限を行使する産業保安監督部長。以下この条において同じ。）が指示するものを除く。）とする。

2 (略)

第七十四条から第七十八条まで 削除

る。

第七十六条 使用前自己確認は、電気工作物の各部の損傷、変形等の状況並びに機能及び作動の状況について、法第三十九条第一項の技術基準に適合するものであることを確認するために十分な方法で行うものとする。

第七十七条 法第五十一条の二第二項の主務省令で定める変更は、別表第七に掲げる電気工作物の変更とする。

第七十八条 法第五十一条の二第三項の届出をしようとする者は、様式第五十三の使用前自己確認結果届出書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて提出しなければならない。

- 一 使用前自己確認を行った年月日
 - 二 使用前自己確認の対象
 - 三 使用前自己確認の方法
 - 四 使用前自己確認の結果
 - 五 使用前自己確認を実施した者及び主任技術者の氏名
 - 六 使用前自己確認の結果に基づいて補修等の措置を講じたとき、その内容
 - 七 当該事業用電気工作物の属する別表第三の上欄に掲げる電気工作物の種類に応じて、同表の下欄に掲げる添付書類
- 2 | 使用前自己確認の結果の記録は、使用前自己確認を行った後

五年間保存するものとする。ただし、使用前自己確認に係る事業用電気工作物を廃止した場合は、この限りでない。

(自家用電気工作物の使用開始の届出)

第八十七条 法第五十三条ただし書の主務省令で定める場合は、法第四十七条第一項の認可又は法第四十八条第一項の規定による届出に係る電気工作物を他から譲り受け、又は借り受けて自家用電気工作物として使用する場合以外の場合とする。

(削る)

(削る)

(削る)

(一般用電気工作物の調査)

第九十六条 法第五十七条第一項の経済産業省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 電線路維持運用者が維持し、及び運用する電線路と直接に電氣的に接続する一般用電気工作物が、当該電線路を介して供給される電気を使用するものである場合以外の場合

二 電線路維持運用者が維持し、及び運用する電線路が、災害その他非常の場合に、一時的に、当該電線路と直接に電氣的に接続する一般用電気工作物に供給される電気の電路となる場合

2) (略)

(自家用電気工作物の使用開始の届出)

第八十七条 法第五十三条ただし書の主務省令で定める場合は、次の場合以外の場合とする。

一 法第四十七条第一項の認可又は法第四十八条第一項の規定による届出に係る電気工作物を他から譲り受け、又は借り受けて自家用電気工作物として使用する場合

二 鉄道営業法、軌道法又は鉄道事業法が適用され又は準用される変電所の直流き電側設備又は交流き電側設備を使用する場合

三 電車線路、き電線路又は帰線を使用する場合

(一般用電気工作物の調査)

(新設)

第九十六条 (略)

第百一条 所轄産業保安監督部長は、次の場合には、当該登録点検業務受託法人の業務区域内の電線路維持運用者に、その旨を通知しなければならない。

一 三 (略)

第百二条 登録点検業務受託法人は、点検業務を受託する契約を締結したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を、当該受託に係る電線路維持運用者に通知するものとする。契約が更新されたときも、同様とする。

一 三 (略)

2 登録点検業務受託法人は、契約期間満了前に契約が終了したときは、遅滞なく、その旨を当該受託に係る電線路維持運用者に通知するものとする。

(削る)

第百一条 所轄産業保安監督部長は、次の場合には、当該登録点検業務受託法人の業務区域内の一般用電気工作物において使用する電気を供給する者に、その旨を通知しなければならない。

一 三 (略)

第百二条 登録点検業務受託法人は、点検業務を受託する契約を締結したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を、当該受託電気工作物において使用する電気を供給する者に通知するものとする。契約が更新されたときも、同様とする。

一 三 (略)

2 登録点検業務受託法人は、契約期間満了前に契約が終了したときは、遅滞なく、その旨を当該受託電気工作物において使用する電気を供給する者に通知するものとする。

(公聴会)

第百三十四条 経済産業大臣は、法第百八条の規定により公聴会を開こうとするときは、その期日の二十一日前までに、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を告示しなければならない。

2 公聴会は、経済産業大臣又はその指名する職員が議長として主宰する。

3 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、その期日の十四日前までに、意見の概要を記載した文書によりその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

4 経済産業大臣は、前項の規定による届出をした者のうちから、公聴会に出席して意見を述べることができる者を指定し、その期日の三日前までに指定した者に対しその旨を通知しなければ

ばならない。

5 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、学識経験のある者、関係行政機関の職員その他の参考人に公聴会に出席を求めることができる。

6 公聴会においては、第四項の規定による指定を受けた者又は前項の規定により公聴会に出席を求められた者以外の者は意見を述べることができない。

7 第四項の規定による指定を受けた者又は第五項の規定により公聴会に出席を求められた者は、病気その他の事故により公聴会に出席することができないときは、意見を記載した書類を議長に提出することができる。

8 公聴会に出席して意見を述べる者が事案の範囲を超えて発言するとき、又は公聴会に出席している者が公聴会の秩序を乱し、若しくは不穏な言動をするときは、議長は、これらの者に対し、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

9 議長は、公聴会の期日又は場所を変更したときは、その期日及び場所を第四項の規定による指定を受けた者及び第五項の規定により公聴会に出席を求められた者に通知しなければならない。

(聴聞)

第二百三十五条 (略)

2 経済産業大臣は、行政手続法第十七条第一項の許可の申請をした者のうちから、聴聞に出席して意見を述べることができる者を指定し、その期日の三日前までに指定した者に対しその旨を通知しなければならない。

(意見の聴取)

ばならない。

5 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、学識経験のある者、関係行政機関の職員その他の参考人に公聴会に出席を求めることができる。

6 公聴会においては、第四項の規定による指定を受けた者又は前項の規定により公聴会に出席を求められた者以外の者は意見を述べることができない。

7 第四項の規定による指定を受けた者又は第五項の規定により公聴会に出席を求められた者は、病気その他の事故により公聴会に出席することができないときは、意見を記載した書類を議長に提出することができる。

8 公聴会に出席して意見を述べる者が事案の範囲を超えて発言するとき、又は公聴会に出席している者が公聴会の秩序を乱し、若しくは不穏な言動をするときは、議長は、これらの者に対し、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

9 議長は、公聴会の期日又は場所を変更したときは、その期日及び場所を第四項の規定による指定を受けた者及び第五項の規定により公聴会に出席を求められた者に通知しなければならない。

(聴聞)

第二百三十五条 (略)

2 前条第四項の規定は、聴聞に準用する。この場合において、「前項の規定による届出」とあるのは、「行政手続法第十七条第一項の許可の申請」と読み替えるものとする。

(意見の聴取)

第三百三十六条 (略)

- 2| 経済産業大臣は、意見聴取会を開こうとするときは、その期日の二十一日前までに、意見聴取会の期日及び場所並びに事案の内容を審査請求人に対し通知しなければならない。
- 3| (略)
- 4| 経済産業大臣は、前項の規定による届出をした者のうちから、意見聴取会に出席して意見を述べることができる者を指定し、その期日の三日前までに指定した者に対しその旨を通知しなければならない。
- 5| 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、学識経験のある者、関係行政機関の職員その他の参考人に意見聴取会に出席を求めることができる。
- 6| 意見聴取会においては、審査請求人、参加人、第四項の規定による指定を受けた者又はこれらの代理人及び前項の規定による意見聴取会に出席を求められた者以外の者は、意見を述べることができない。
- 7| 意見聴取会においては、議長は、最初に審査請求人又はこれらの代理人に審査請求の要旨及び理由を陳述させなければならない。
- 8| 意見聴取会において審査請求人又はこれらの代理人が出席しないときは、議長は、審査請求書の朗読をもって前項の規定による陳述に代えることができる。
- 9| 審査請求人又は利害関係人の代理人は、その代理権を証する書類を議長に提出しなければならない。
- 10| 意見聴取会に出席して意見を述べる者が事案の範囲を超えて発言するとき、又は意見聴取会に出席している者が意見聴取会

第三百三十六条 (略)

- 2| (略)
- (新設)
- 3| 意見聴取会においては、異議申立人若しくは審査請求人、参加人、第七項において準用する第三百三十四条第四項の規定による指定を受けた者又はこれらの代理人及び第七項において準用する同条第五項の規定により意見聴取会に出席を求められた者以外の者は、意見を述べることができない。
- 4| 意見聴取会においては、議長は、最初に異議申立人若しくは審査請求人又はこれらの代理人に異議申立て又は審査請求の要旨及び理由を陳述させなければならない。
- 5| 意見聴取会において異議申立人若しくは審査請求人又はこれらの代理人が出席しないときは、議長は、異議申立書又は審査請求書の朗読をもって前項の規定による陳述に代えることができる。
- 6| 異議申立人若しくは審査請求人又は利害関係人の代理人は、その代理権を証する書類を議長に提出しなければならない。
(新設)

の秩序を乱し、若しくは不穏な言動をするときは、議長は、これらの者に対し、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

11 議長は、意見聴取会の期日又は場所を変更したときは、その期日及び場所を第四項の規定による指定を受けた者及び第五項の規定により意見聴取会に出席を求められた者に通知しなければならない。

(削る)

(申請書等の写しの提出)

第三百三十八条 経済産業大臣に対し次の表の上欄に掲げる申請又は届出をしようとする者は、その申請又は届出に係る書類の写し一通をそれぞれ同表の下欄に定める経済産業局長又は産業保安監督部長に提出しなければならない。

一 法第三条及び第二十七条の四の許可の申請	申請に係る電気工作物の設置の場所を管轄する経済産業局長
二～四 (略)	(略)

2 (略)

附則

(一の需要場所の特例)

第十七条 第三条第二項第一号から第三号までに掲げる一の需要場所(以下この条において「原需要場所」という。)において

(新設)

7 第三百三十四条第四項、第五項、第八項及び第九項並びに前条第一項の規定は、意見聴取会に準用する。

(申請書等の写しの提出)

第三百三十八条 経済産業大臣に対し次の表の上欄に掲げる申請又は届出をしようとする者は、その申請又は届出に係る書類の写し一通をそれぞれ同表の下欄に定める経済産業局長又は産業保安監督部長に提出しなければならない。

一 法第三条第一項の許可の申請	申請に係る電気工作物の設置の場所を管轄する経済産業局長
二～四 (略)	(略)

2 (略)

附則

(一の需要場所の特例)

第十七条 第二条の二第二項第一号から第三号までに掲げる一の需要場所(以下この条において「原需要場所」という。)にお

、次の各号に掲げる設備（当該設備を使用するために必要な電灯その他の付随設備を含む。）が設置されている場所を含む必要最小限の場所（以下この条において「特例需要場所」という。）については、当該各号に定める要件を満たし、かつ、当該設備の設置に際し、当該設備に係る電気の使用者又は小売電気事業者から一般送配電事業者に対して申出があったときは、同項の規定にかかわらず、当分の間、原需要場所における次の各号に掲げる設備につきそれぞれ一に限り、一の需要場所とみなす。

一 電気自動車専用急速充電設備（電気自動車（電気を動力源の全部又は一部として用いる自動車をいう。以下この条において同じ。）に搭載された蓄電池に相当程度短時間で当該蓄電池の容量のうち相当量を充電することができる設備であつて、絶縁変圧器、整流器、電気自動車に搭載された専用電子計算機から発信される制御指令信号に基づき電気の供給量を自動的に制御するための装置及び充電用コネクタから構成されるものであり、かつ、当該設備と併設される電気自動車に搭載された蓄電池に充電することができる設備（相当程度短時間で当該蓄電池の容量のうち相当量を充電することができるものを除く。）を含むものをいう。以下この条において同じ。）イからハまでに掲げる要件を満たすこと

イ 公道に面している等、特例需要場所への一般送配電事業者の検針、保守、保安等の業務のための立入りが容易に可能であり、かつ、特例需要場所以外の原需要場所への一般送配電事業者の立入りに支障が生じないこと。

ロ（略）

ハ 特例需要場所に係る配線工事その他の工事に関する費用は、当該電気自動車専用急速充電設備に係る電気の使用者

いて、次の各号に掲げる設備（当該設備を使用するために必要な電灯その他の付随設備を含む。）が設置されている場所を含む必要最小限の場所（以下この条において「特例需要場所」という。）については、当該各号に定める要件を満たし、かつ、当該設備の設置に際し、当該設備に係る電気の使用者又は特定規模電気事業者から一般電気事業者に対して申出があったときは、同項の規定にかかわらず、当分の間、原需要場所における次の各号に掲げる設備につきそれぞれ一に限り、一の需要場所とみなす。

一 電気自動車専用急速充電設備（電気自動車（電気を動力源の全部又は一部として用いる自動車をいう。）に搭載された蓄電池に相当程度短時間で当該蓄電池の容量のうち相当量を充電することができる設備であつて、絶縁変圧器、整流器、電気自動車に搭載された専用電子計算機から発信される制御指令信号に基づき電気の供給量を自動的に制御するための装置及び充電用コネクタから構成されるものをいう。以下この条において同じ。）イからハまでに掲げる要件を満たすこと

イ 公道に面している等、特例需要場所への一般電気事業者の検針、保守、保安等の業務のための立入りが容易に可能であり、かつ、特例需要場所以外の原需要場所への一般電気事業者の立入りに支障が生じないこと。

ロ（略）

ハ 特例需要場所に係る配線工事その他の工事に関する費用は、当該電気自動車専用急速充電設備に係る電気の使用者

又は小売電気事業者が負担するものであること。

二 再エネ特措法第三条第二項に規定する認定発電設備（以下この条において単に「認定発電設備」という。）イからニまでに掲げる要件を満たすこと

イ（略）

ロ 公道に面している等、特例需要場所への一般送配電事業者の検針、保守、保安等の業務のための立入り（認定発電設備の全部又は一部が壁面等に設置されている場合にあつては当該認定発電設備付近への一般送配電事業者の立入り）が容易に可能であり、かつ、特例需要場所以外の原需要場所への一般送配電事業者の立入りに支障が生じないこと

ハ（略）

ニ 特例需要場所に係る配線工事その他の工事に関する費用は、当該認定発電設備に係る電気の利用者又は小売電気事業者が負担するものであること。

2

二の第三条第二項第二号に掲げる場所である高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第一条に規定する会社が管理するサービスエリア又はパーキングエリア（以下この条において「サービスエリア等」という。）から成る第三条第二項第三号に掲げる一の需要場所において、当該それぞれのサービスエリア等に電気自動車専用急速充電設備が設置されている場合にあつては、当該電気自動車専用急速充電設備（当該電気自動車専用急速充電設備を使用するために必要な電灯その他の付随設備を含む。）が設置されている場所を含む必要最小限の場所（以下この条において「特例需要場所」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たし、かつ、当該電気自動車専用急速充電設備の設置に際し、当該電気自動車専用急速充電設備に係る電

又は特定規模電気事業者が負担するものであること。

二 再エネ特措法第三条第二項に規定する認定発電設備（以下この条において単に「認定発電設備」という。）イからニまでに掲げる要件を満たすこと

イ（略）

ロ 公道に面している等、特例需要場所への一般電気事業者の検針、保守、保安等の業務のための立入り（認定発電設備の全部又は一部が壁面等に設置されている場合にあつては当該認定発電設備付近への一般電気事業者の立入り）が容易に可能であり、かつ、特例需要場所以外の原需要場所への一般電気事業者の立入りに支障が生じないこと。

ハ（略）

ニ 特例需要場所に係る配線工事その他の工事に関する費用は、当該認定発電設備に係る電気の利用者又は特定規模電気事業者が負担するものであること。

2

二の第二条の二第二項第二号に掲げる場所である高速道路株式会社が管理するサービスエリア又はパーキングエリア（以下この条において「サービスエリア等」という。）から成る第二条の二第二項第三号に掲げる一の需要場所において、当該それぞれのサービスエリア等に電気自動車専用急速充電設備が設置されている場合にあつては、当該電気自動車専用急速充電設備（当該電気自動車専用急速充電設備を使用するために必要な電灯その他の付随設備を含む。）が設置されている場所を含む必要最小限の場所（以下この条において「特例需要場所」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たし、かつ、当該電気自動車専用急速充電設備の設置に際し、当該電気自動車専用急速充電設備

気の使用者又は小売電気事業者から一般送配電事業者に対して申出があったときは、同項及び前項の規定にかかわらず、当分の間、当該それぞれのサービスエリア等における電気自動車専用急速充電設備につきそれぞれ一に限り、一の需要場所とみなす。

一 特別需要場所への一般送配電事業者の検針、保守、保安等の業務のための立入りが容易に可能であり、かつ、特別需要場所以外のサービスエリア等への一般送配電事業者の立入りに支障が生じないこと。

二 (略)

三 特別需要場所に係る配線工事その他の工事に関する費用は、当該電気自動車専用急速充電設備に係る電気の利用者又は小売電気事業者が負担するものであること。

3 第三条第二項の規定にかかわらず、第一項の場合においては原需要場所から特別需要場所を除いた場所を、前項の場合においては二のサービスエリア等から成る同条第二項第三号に掲げる一の需要場所から特別需要場所を除いた場所を、それぞれの需要場所とみなす。

に係る電気の利用者又は特定規模電気事業者から一般電気事業者に対して申出があったときは、同項及び前項の規定にかかわらず、当分の間、当該それぞれのサービスエリア等における電気自動車専用急速充電設備につきそれぞれ一に限り、一の需要場所とみなす。

一 特別需要場所への一般電気事業者の検針、保守、保安等の業務のための立入りが容易に可能であり、かつ、特別需要場所以外のサービスエリア等への一般電気事業者の立入りに支障が生じないこと。

二 (略)

三 特別需要場所に係る配線工事その他の工事に関する費用は、当該電気自動車専用急速充電設備に係る電気の利用者又は特定規模電気事業者が負担するものであること。

3 第二条の二第二項の規定にかかわらず、第一項の場合においては原需要場所から特別需要場所を除いた場所を、前項の場合においては二のサービスエリア等から成る同条第二項第三号に掲げる一の需要場所から特別需要場所を除いた場所を、それぞれの需要場所とみなす。

改正案	現行
<p>(定義) 第一条 (略) 2 (略) 一、六 (略) 七 「供給支障時間」とは、供給支障事故が発生した時から電気の供給の停止又は使用の制限が終了した時までの時間をいう。</p> <p>八 「発電支障事故」とは、発電所の電気工作物の故障、損傷、破損、欠陥又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより当該発電所の発電設備（発電事業の用に供するものに限る。）が直ちに運転が停止し、又はその運転を停止しなければならないことをいう。</p> <p>(定期報告) 第二条 次の表の報告対象者の欄に掲げる者は、それぞれ同表の報告書名の欄に掲げる報告書を、それぞれ同表の様式番号及び報告期限の欄に掲げるところに従い、同表の報告先の欄に掲げる者に提出しなければならない。</p>	<p>(定義) 第一条 (略) 2 (略) 一、六 (略) 七 「供給支障時間」とは、供給支障事故が発生した時から電気の供給の停止又は使用の制限が終了した時までの時間をいう。この場合において、配電線路に係る供給支障事故については、当該配電線路の発電所又は変電所の引出し口の遮断器が投入されたときは、当該配電線路に係る電気の供給の停止は、終了したものとみなす。</p> <p>(新設) 第二条 電気事業者、自家用電気工作物を設置する者又は登録調査機関は、次の表の報告書名の欄に掲げる報告書を、それぞれ同表の様式番号及び報告期限の欄に掲げるところに従い、同表の報告先の欄に掲げる者に提出しなければならない。ただし、卸電気事業者にあつては同表第三号に掲げる報告書を、特定規模電気事業者にあつては同表第二号及び第三号に掲げる報告書を、自家用電気工作物を設置する者にあつては出力千キロワツ</p>

報告書名	一 発受電 月報	二 設備資 金報
報告対象者	電気事業者	一般送配電事 業者、送電事 業者、特定送 配電事業者及 び発電事業者
様式番号	様式第二	様式第三
報告期限	翌々月十 五日	毎事業年 度の最終 月の末日 から三月 (法第三 十八條第 四項第一 号、第二 号及び第 四号に掲 げる事業 を営む者 にあつて は、毎四 半期の最 終月の末
報告先	経済産業 大臣	経済産業 大臣

報告書名	一 発受 電月報	二 設備 資金年報
電気事業者	二 様式第 二	三 様式第 三
自家用電 気工作物 を設置す る者	日 翌月末	毎事業 年度の 最終月 の末日 から三 月を経 過する 日
登録調査 期間	—	—
報告先	経済産業 大臣	経済産業 大臣(た だし、令 第九条の 表第一号 上欄に掲 げる者に あつては 供給区 域又は電 気工作物 の設置の 場所を管 轄する経 済産業局 長(中部

ト未満の発電所について同表第五号に掲げる報告書を提出することを要しない。

四 電気保	三 一 般 用 電 氣 工 作 物 調 査 年 報	
法第三十八條	法第五十七條 第一項の調査 を実施した者 及び登録調査 機関	
様式第八	様式第五	
七月末日	五月末日	日 から 二 月 を 経 過 す る 日
経済産業	電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長（産業保安監督部の支部長及び中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署長を含む。以下同じ。）	

四 電気	三 一 般 用 電 氣 工 作 物 調 査 年 報	
様式第	様式第 五	
七月末	五月末 日	
—	様式 第 五	
—	五月 末 日	
—	様式 第 五	
—	五月 末 日	
経済産業	電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長（産業保安監督部の支部長及び中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署長を含む。以下同じ。）	経済産業局電力・ガス事業北陸支局長を含む以下同じ。）

六 ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する柱上変圧器の使用状況調	五 自家用発電所運転半期報	安年報（原子力発電所に係るものを除く。）
法第三十八條第四項各号に掲げる事業を営む者	法第二十八條の三第一項の接続に係る発電用の自家用電気工作物（出力千キロワット未満の発電所を除く。）を設置する者	第四項各号に掲げる事業を営む者
様式第十	様式第九	
七月末日	四月末日及び十月末日	
経済産業大臣	電気工作物の設置の場所を管轄する経済産業局長（中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長を含む。以下同じ。）	大臣

六 ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する柱上変圧	五 自家用発電所運転半期報	保安年報（原子力発電所に係るものを除く。）
様式第十	様式第九	八
七月末日	四月末日及び十月末日	日
様式第十	様式第九	
様式第十	四月末日及び十月末日	
様式第十	四月末日	
経済産業大臣	電気工作物の設置の場所を管轄する経済産業局長	大臣

査年報（当該機器を有する場合には限る。）

（事故報告）

第三条 電気事業者（法第三十八条第四項各号に掲げる事業を営む者に限る。以下この条において同じ。）又は自家用電気工作物を設置する者は、電気事業者にあつては電気事業の用に供する電気工作物（原子力発電工作物を除く。以下この項において同じ。）に関して、自家用電気工作物を設置する者にあつては自家用電気工作物（鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）、軌道法（大正十年法律第七十六号）又は鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）が適用され又は準用される自家用電気工作物であつて、発電所、変電所又は送電線路（電気鉄道の専用敷地内に設置されるものを除く。）に属するもの（変電所の直流き電側設備又は交流き電側設備を除く。）以外のもの及び原子力発電工作物を除く。以下この項において同じ。）に関して、次の表の事故の欄に掲げる事故が発生したときは、それぞれ同表の報告先の欄に掲げる者に報告しなければならない。この場合において、二以上の号に該当する事故であつて報告先の欄に掲げる者が異なる事故は、経済産業大臣に報告しなければならない。

器の使用状況調査年報（当該機器を有する場合には限る。）

（事故報告）

第三条 電気事業者又は自家用電気工作物を設置する者は、電気事業者にあつては電気事業の用に供する電気工作物（原子力発電工作物を除く。以下この項において同じ。）に関して、自家用電気工作物を設置する者にあつては自家用電気工作物（鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）、軌道法（大正十年法律第七十六号）又は鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）が適用され又は準用される自家用電気工作物であつて、発電所、変電所又は送電線路（電気鉄道の専用敷地内に設置されるものを除く。）に属するもの（変電所の直流き電側設備又は交流き電側設備を除く。）以外のもの及び原子力発電工作物を除く。以下この項において同じ。）に関して、次の表の事故の欄に掲げる事故が発生したときは、それぞれ同表の報告先の欄に掲げる者に報告しなければならない。

四 次に掲げるものに属する主要電気	<p>一 感電又は電気工作物の破損若しくは電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより人が死傷した事故（死亡又は病院若しくは診療所に入院した場合に限る。）</p> <p>二 電気火災事故（工作物にあつては、その半焼以上の場合に限る。）</p> <p>三 電気工作物の破損又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより、他の物件に損傷を与え、又はその機能の全部又は一部を損なわせた事故</p>	事故		報告先
		電気事業 者	電気工作物の設置の場所を所管する産業保安監督部長	
電気工作		電気工作物の設置の場所を所管する産業保安監督部長		
電気工作		電気工作物の設置の場所を所管する産業保安監督部長		

四 次に掲げるものに属する主要電気	<p>一 感電又は破損事故若しくは電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより人が死傷した事故（死亡又は病院若しくは診療所に治療のため入院した場合に限る。）</p> <p>二 電気火災事故（工作物にあつては、その半焼以上の場合に限る。ただし、前号及び次号から第五号までに掲げるものを除く。）</p> <p>三 破損事故又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより、公共の財産に被害を与え、道路、公園、学校その他の公共の用に供する施設若しくは工作物の使用を不可能にさせた事故又は社会的に影響を及ぼした事故（前二号に掲げるものを除く。）</p>	事故		報告先
		電気事業 者	電気工作物の設置の場所を所管する産業保安監督部長	
電気工作		電気工作物の設置の場所を所管する産業保安監督部長		
電気工作		電気工作物の設置の場所を所管する産業保安監督部長		

<p>六 水力発電所、火力発電所、燃料電池発電所、太陽電池発電所又は風力発電所に属する出力十キロワット以上の発電設備に係る七日間以上の発電支障事故</p>	<p>五 (略)</p>	<p>イ (略) ロ 火力発電所(汽力、ガスタービン(出力千キロワット以上のものに限る。)、内燃力(出力一万キロワット以上のものに限る。)、これら以外を原動力とするもの又は二以上の原動力を組み合わせたものを原動力とするものをいう。以下同じ。)における発電設備(発電機及びその発電機と一体となつて発電の用に供される原動力設備並びに電気設備の総合体をいう。以下同じ。)(ハに掲げるものを除く。)</p> <p>ハ (略)</p>	<p>物の設置場所を所管する産業保安監督部長</p>		<p>物の設置場所を所管する産業保安監督部長</p>
<p>物の設置場所を所管する産業保安監督部長</p>		<p>物の設置場所を所管する産業保安監督部長</p>	<p>物の設置場所を所管する産業保安監督部長</p>		<p>物の設置場所を所管する産業保安監督部長</p>

<p>(新設)</p>	<p>五 (略)</p>	<p>イ (略) ロ 火力発電所における汽力若しくは汽力を含む二以上の原動力を組み合わせたもの(ハに掲げるものを除く。)、出力千キロワット以上のガスタービン又は出力一万キロワット以上の内燃力を原動力とする発電設備(発電機及びその発電機と一体となつて発電の用に供される原動力設備並びに電気設備の総合体をいう。以下同じ。)</p> <p>ハ (略)</p>	<p>(新設)</p>		<p>物の設置場所を所管する産業保安監督部長</p>
<p>(新設)</p>		<p>物の設置場所を所管する産業保安監督部長</p>	<p>(新設)</p>		<p>物の設置場所を所管する産業保安監督部長</p>

<p>十 電気工作物の破損又は電気工作物</p>	<p>九 電気工作物の破損又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより他の電気事業者に供給支障電力が七千キロワット以上七万キロワット未満の供給支障を生させた事故であつて、その支障時間が一時間以上のもの、又は供給支障電力が七万キロワット以上十万キロワット未満の供給支障を発生させた事故であつて、その支障時間が十分以上のもの</p>	<p>八 供給支障電力が十万キロワット以上の供給支障事故であつて、その支障時間が十分以上のもの(第十号及び第十一号に掲げるものを除く。)</p>	<p>七 供給支障電力が七千キロワット以上七万キロワット未満の供給支障事故であつて、その支障時間が一時間以上のもの、又は供給支障電力が七万キロワット以上十万キロワット未満の供給支障事故であつて、その支障時間が十分以上のもの(第九号及び第十一号に掲げるものを除く。)</p>
<p>経済産業</p>	<p>電気工作物の設置の場所を所管する産業保安監督部長</p>	<p>経済産業大臣</p>	<p>電気工作物の設置の場所を所管する産業保安監督部長</p>

<p>九 破損事故又は電気工作物の誤操作</p>	<p>八 破損事故又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより他の電気事業者に供給支障電力が七千キロワット以上七万キロワット未満の供給支障を発生させた事故であつて、その支障時間が一時間以上のもの、又は供給支障電力が七万キロワット以上十万キロワット未満の供給支障を発生させた事故であつて、その支障時間が十分以上のもの(第三号に掲げるものを除く。)</p>	<p>七 供給支障電力が十万キロワット以上の供給支障事故であつて、その支障時間が十分以上のもの(第三号及び第九号に掲げるものを除く。)</p>	<p>六 供給支障電力が七千キロワット以上七万キロワット未満の供給支障事故であつて、その支障時間が一時間以上のもの、又は供給支障電力が七万キロワット以上十万キロワット未満の供給支障事故であつて、その支障時間が十分以上のもの(第三号及び第八号に掲げるものを除く。)</p>
<p>経済産業</p>	<p>電気工作物の設置の場所を所管する産業保安監督部長</p>	<p>経済産業大臣</p>	<p>電気工作物の設置の場所を所管する産業保安監督部長</p>

<p>十三 第一号から前号までの事故以外の事故であつて、電気工作物に係る</p>	<p>十二 ダムによつて貯留された流水が当該ダムの洪水吐きから異常に放流された事故</p>	<p>十一 一般送配電事業者の一般送配電事業の用に供する電気工作物又は特定送配電事業者の特定送配電事業の用に供する電気工作物と電氣的に接続されている電圧三千ボルト以上の家用電気工作物の破損又は家用電気工作物の誤操作若しくは家用電気工作物を操作しないことにより一般送配電事業者又は特定送配電業者に供給支障を発生させた事故</p>	<p>の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより他の電気事業者に供給支障電力が十キロワット以上の供給支障を発生させた事故であつて、その支障時間が十分以上のもの</p>
<p>物の設置</p>	<p>電気工作物の設置の場所を所管する産業保安監督部長</p>		<p>大臣</p>
<p>物の設置</p>	<p>電気工作物の設置の場所を所管する産業保安監督部長</p>	<p>電気工作物の設置の場所を所管する産業保安監督部長</p>	

<p>(新設)</p>	<p>十一 ダムによつて貯留された流水が当該ダムの洪水吐きから異常に放流された事故(第三号に掲げるものを除く。)</p>	<p>十 一般電気事業者の一般電気事業の用に供する電気工作物又は特定電気事業者の特定電気事業の用に供する電気工作物と電氣的に接続されている電圧三千ボルト以上の家用電気工作物の破損事故又は家用電気工作物の誤操作若しくは家用電気工作物を操作しないことにより一般電気事業者又は特定電気事業者に供給支障を発生させた事故(第三号に掲げるものを除く。)</p>	<p>若しくは電気工作物を操作しないことにより他の電気事業者に供給支障電力が十キロワット以上の供給支障を発生させた事故であつて、その支障時間が十分以上のもの(第三号に掲げるものを除く。)</p>
<p>(新設)</p>	<p>電気工作物の設置の場所を所管する産業保安監督部長</p>		<p>大臣</p>
<p>(新設)</p>	<p>電気工作物の設置の場所を所管する産業保安監督部長</p>	<p>電気工作物の設置の場所を所管する産業保安監督部長</p>	

社会的に影響を及ぼした事故

の場所を	管轄する	産業保安	監督部長
の場所を	管轄する	産業保安	監督部長

2 前項の規定による報告は、事故の発生を知った時から二十四時間以内可能な限り速やかに事故の発生の日時及び場所、事故が発生した電気工作物並びに事故の概要について、電話等の方法により行うとともに、事故の発生を知った日から起算して三十日以内に様式第十一の報告書を提出して行わなければならない。ただし、前項の表第四号ハに掲げるもの又は同表第七号から第十二号に掲げるものうち当該事故の原因が自然現象であるものについては、様式第十一の報告書の提出を要しない。

2 前項の規定による報告は、事故の発生を知った時から四十八時間以内可能な限り速やかに事故の発生の日時及び場所、事故が発生した電気工作物並びに事故の概要について、電話等の方法により行うとともに、事故の発生を知った日から起算して三十日以内に様式第十一の報告書を提出して行わなければならない。ただし、前項の表第四号イ若しくはハ若しくは第五号イ若しくは第十一号に掲げるもの、又は同表第四号ト若しくはチ若しくは第五号ロ若しくはハに掲げるものうち当該事故の原因が自然現象であるものについては、様式第十一の報告書の提出を要しない。

改正案

現行

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第三条の二）</p> <p>第二章 固定資産勘定</p> <p>第一節 電気事業固定資産の取得（第四条・第五条）</p> <p>第二節 電気事業固定資産の価額（第六条—第十一条）</p> <p>第三節 資本的支出と収益的支出との区分（第十二条・第十三条）</p> <p>第四節 電気事業固定資産の除却（第十四条—第二十条）</p> <p>第五節 雑則（第二十一条—第二十八条）</p> <p>第三章 貯蔵品勘定（第二十九条—第三十四条）</p> <p>第四章 使用済燃料再処理等引当金勘定（第三十五条・第三十六条）</p> <p>第五章 使用済燃料再処理等準備引当金勘定（第三十七条・第三十八条）</p> <p>第六章 費用勘定（第三十九条・第四十条）</p> <p>第七章 消費税等（第四十一条）</p> <p>第八章 雑則（第四十二条・第四十三条）</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 一般電気事業者及び卸電気事業者</p> <p>第一節 通則（第二条・第三条）</p> <p>第二節 固定資産勘定</p> <p>第一款 電気事業固定資産の取得（第四条・第五条）</p> <p>第二款 電気事業固定資産の価額（第六条—第十一条）</p> <p>第三款 資本的支出と収益的支出との区分（第十二条・第十三条）</p> <p>第四款 電気事業固定資産の除却（第十四条—第二十条）</p> <p>第五款 雑則（第二十一条—第二十八条の二）</p> <p>第三節 貯蔵品勘定（第二十九条—第三十四条）</p> <p>第四節 使用済燃料再処理等引当金勘定（第三十五条・第三十六条）</p> <p>第五節 使用済燃料再処理等準備引当金勘定（第三十七条・第三十八条）</p> <p>第六節 費用勘定（第三十九条・第四十条）</p> <p>第七節 雑則（第四十一条）</p> <p>第三章 特定電気事業者（第四十二条—第四十五条）</p> <p>第四章 雑則（第四十六条・第四十七条）</p> <p>附則</p>
<p>（会計の原則）</p>	<p>（会計の原則）</p>

第一条 一般送配電事業者、送電事業者及び発電事業者（以下「電気事業者」という。）は、次の各号の原則によつてその会計を整理しなければならない。

一～四 (略)

(削る)
(削る)

(事業年度)
第二条 電気事業者の事業年度は、一年とし、その始期は四月一日とする。

(勘定科目及び財務諸表)

第三条 電気事業者は、次章から第七章までに定めるもののほか、別表第一によつて勘定科目を分類し、かつ、別表第二によつて貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表を作成しなければならない。この場合において、財務計算に関する諸表のうち、付属明細書として記載（電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により記録することを含む。）すべきものは、次の各号に掲げるものとする。

一～十 (略)

第三条の二 発電事業者のうち、その事業の用に供する発電用の電気工作物の出力の合計が二百万キロワットを超えないものは、前条の規定にかかわらず、会社計算規則（平成十八年法律省令第十三号）及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）によつて勘定科目

第一条 電気事業者は、次の各号の原則によつてその会計を整理しなければならない。

一～四 (略)

第二章 一般電気事業者及び卸電気事業者
第一節 通則

(事業年度)

第二条 一般電気事業者及び卸電気事業者（以下「事業者」という。）の事業年度は、一年とし、その始期は四月一日とする。

(勘定科目及び財務諸表)

第三条 事業者は、次節から第七節までに定めるもののほか、別表第一によつて勘定科目を分類し、かつ、別表第二によつて貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表を作成しなければならない。この場合において、財務計算に関する諸表のうち、付属明細書として記載（電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）により記録することを含む。）すべきものは、次の各号に掲げるものとする。

一～十 (略)

(新設)

を分類し、かつ、これらの命令によつて貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表を作成することができる。

(削る)

(削る)

第二章 固定資産勘定

第一節 電気事業固定資産の取得

(電気事業固定資産勘定)

第四条 一般送配電事業、送電事業及び発電事業(以下「電気事業」という。)の用に引き続き供するために建設、購入その他の事由によつて取得した土地、建物、構築物、機械装置、リース資産その他の資産は、電気事業固定資産勘定をもつて整理しなければならない。

(建設仮勘定)

第五条 電気事業固定資産勘定に整理される資産(以下「電気事業固定資産」という。)の建設による取得に要した支出の額及び資産除去債務(会社計算規則第七十五条第二項に規定するものをいう。以下同じ。)に対応する除去費用は、建設仮勘定をもつて整理し(建設が短期間で、かつ、建設に関する整理が簡単なときは、この限りでない。)、使用を開始した資産については、使用を開始したときに、次の各号により、その建設価額及び資産除去債務に対応する除去費用を電気事業固定資産勘定に振り替えなければならない。

一・二 (略)

2 (略)

第二節 固定資産勘定

第一款 電気事業固定資産の取得

(新設)

(新設)

(電気事業固定資産勘定)

第四条 一般電気事業(一般電気事業者が営む特定規模電気事業を含む。)及び卸電気事業(以下「電気事業」という。)の用に引き続き供するために建設、購入その他の事由によつて取得した土地、建物、構築物、機械装置、リース資産その他の資産は、電気事業固定資産勘定をもつて整理しなければならない。

(建設仮勘定)

第五条 電気事業固定資産の建設による取得に要した支出の額及び資産除去債務(会社計算規則(平成十八年法務省令第十三号)第七十五条第二項に規定するものをいう。以下同じ。)に対応する除去費用は、建設仮勘定をもつて整理し(建設が短期間で、かつ、建設に関する整理が簡単なときは、この限りでない。)、使用を開始した資産については、使用を開始したときに、次の各号により、その建設価額及び資産除去債務に対応する除去費用を電気事業固定資産勘定に振り替えなければならない。

一・二 (略)

2 (略)

(削る)
第二節 電気事業固定資産の価額

(帳簿原価)

第六条 電気事業固定資産勘定の帳簿原価（資産の取得に際して電気事業固定資産勘定の借方に計上する価額をいう。第十四条及び第十五条において同じ。）は、取得原価によるものとする。

2・3 (略)

(工事費負担金)

第十条 電気事業法（以下「法」という。）第十八条第一項の認可を受けた託送供給等約款（同条第五項若しくは第八項の規定による変更の届出があつたとき、又は法第十九条第二項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）、法第二十条第一項の規定により届け出られた最終保障供給約款又は法第二十一条第一項の規定により届け出られた離島供給約款の定めるところによつて器具、機械その他の用品の工事費を負担するため電気使用者が提供した金銭、資材その他の財産上の利益（以下「工事費負担金」という。）を充当して電気事業固定資産を建設した場合は、当該工事費負担金に相当する金額は、工事費負担金勘定をもつて整理しなければならない。

2 (略)

第十一条 (略)

(削る)

(新設)
第二款 電気事業固定資産の価額

(帳簿原価)

第六条 電気事業固定資産勘定に整理される資産（以下「電気事業固定資産」という。）の帳簿原価（資産の取得に際して電気事業固定資産勘定の借方に計上する価額をいう。以下第十四条および第十五条において同じ。）は、取得原価によるものとする。

2・3 (略)

(工事費負担金)

第十条 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号。以下「法」という。）第十九条第一項の認可を受けた供給約款（同条第四項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）（同法第二十三条第三項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）の定めるところによつて器具、機械その他の用品の工事費を負担するために電気使用者が提供した金銭、資材その他の財産上の利益（以下「工事費負担金」という。）を充当して電気事業固定資産を建設した場合は、当該工事費負担金に相当する金額は、工事費負担金勘定をもつて整理しなければならない。

2 (略)

第十一条 (略)

第三款 資本的支出と収益的支出との区分

第三節 資本的支出と収益的支出との区分

(資本的支出と収益的支出)

第十二条 電気事業者は、電気事業固定資産の価額を適正に整理するため、資本的支出と収益的支出とを区別しなければならない。

第十三条 (略)

(削る)

第四節 電気事業固定資産の除却

第二十条 (略)

(削る)

第五節 雑則

(共用固定資産)

第二十一条 (略)

2 電気事業と附帯事業(電気事業者が営む電気事業以外の事業をいう。以下同じ。)とに共用される固定資産は、主たる用途の事業の勘定に整理するものとする。

(核燃料勘定の整理)

第二十五条 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、使用済及び再処理中の核燃料の取得原価は、実用発電用原子炉(核原料物質、核燃料物質及び原

(新設)

(資本的支出と収益的支出)

第十二条 事業者は、電気事業固定資産の価額を適正に整理するため、資本的支出と収益的支出とを区別しなければならない。

第十三条 (略)

(新設)

第四款 電気事業固定資産の除却

第二十条 (略)

(新設)

第五款 雑則

(共用固定資産)

第二十一条 (略)

2 電気事業と附帯事業(事業者が営む電気事業以外の事業をいう。以下同じ。)とに共用される固定資産は、主たる用途の事業の勘定に整理するものとする。

(核燃料勘定の整理)

第二十五条 (略)

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、使用済及び再処理中の核燃料の取得原価は、実用発電用原子炉から取り出された使用済燃料価額

子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第四十三條の四第一項に規定する実用発電用原子炉をいう。以下同じ。）から取り出された使用済燃料価額に、分離有用物質の取得価額を加算したものとす。

（購入価額及び加工価額）

第二十六條 核燃料の購入価額は、当該核燃料の購入代価に、最初に対象発電事業者（実用発電用原子炉の設置者である発電事業者をいう。以下同じ。）の貯蔵場所に受け入れるまでに直接に要した金額を加算したものとす。

2・3 （略）

（削る）

に、分離有用物質の取得価額を加算したものとす。

（購入価額及び加工価額）

第二十六條 核燃料の購入価額は、当該核燃料の購入代価に、最初に事業者の貯蔵場所に受け入れるまでに直接に要した金額を加算したものとす。

2・3 （略）

（原子力廃止関連仮勘定の整理及び償却）

第二十八條の二 事業者は、その運用する原子炉を廃止しようとする場合において、当該原子炉に係る原子力発電設備（原子炉の廃止に必要な固定資産、原子炉の運転を廃止した後も維持管理することが必要な固定資産及び資産除去債務相当資産を除く。以下この項において同じ。）を、当該原子力発電設備に係る建設仮勘定及び当該原子炉に係る核燃料の帳簿価額（処分見込額を除く。以下「原子力発電設備等簿価」という。）並びに当該原子炉の廃止に伴つて生ずる使用済燃料再処理等費及び当該核燃料の解体に要する費用に相当する額（以下「原子力廃止関連費用相当額」という。）を原子力廃止関連仮勘定に振り替え、又は計上しようとするときは、経済産業大臣の承認を受けなければならぬ。

2 前項の承認を受けようとする事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、当該事業者は、当該申請に基づく承認に関する

- 処分があるまでの間は、同項の規定にかかわらず、当該申請に係る原子力発電設備等簿価及び原子力廃止関連費用相当額を原子力廃止関連仮勘定に振り替え、又は計上することができる。
- 一 廃止しようとする原子炉の名称
 - 二 原子炉を廃止しようとする理由
 - 三 原子力発電設備等簿価及び原子力廃止関連費用相当額
 - 四 前号の額の算定根拠
- 3 経済産業大臣は、前項の申請書を受理した場合において、前項第二号に掲げる事項がエネルギー政策の変更、安全規制の変更その他これらに準ずるものに伴うものであり、かつ、同項第三号に掲げる事項が適当であると認められた場合は、これを承認するものとする。
- 4 第一項の承認を受けた事業者は、第二項第三号に掲げる事項に変更があつた場合において、その変更額を原子力廃止関連仮勘定に振り替え、又は計上しようとするときは、経済産業大臣の承認を受けなければならない。
- 5 前項の承認を受けようとする事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、当該事業者は、当該申請に基づく承認に関する処分があるまでの間は、同項の規定にかかわらず、当該申請に係る原子力発電設備等簿価及び原子力廃止関連費用相当額を原子力廃止関連仮勘定に振り替え、又は計上することができる。
- 一 第二項第三号に掲げる事項を変更しようとする原子炉の名称
 - 二 第二項第三号に掲げる事項を変更しようとする理由
 - 三 第二項第三号に掲げる事項に係る変更額
 - 四 前号の変更額の算定根拠
- 6 経済産業大臣は、前項の申請書を受理した場合において、前

項第二号に掲げる事項がエネルギー政策の変更、安全規制の変更その他これらに準ずるものに伴うものであり、かつ、同項第三号に掲げる事項が適当であると認められた場合は、これを承認するものとする。

7 | 一般電気事業者に係る原子力廃止関連仮勘定は、次の各号に掲げる期間において当該各号に定める額を償却することとする。

一 当該一般電気事業者が第一項又は第四項の承認を受けた日から当該日以後初めて法第十九条第一項の規定により供給約款（一般電気事業供給約款料金算定規則（平成十一年通商産業省令第五号。以下「算定規則」という。）第十九条の規定により料金を設定したものに限る。次項第一号において「認可供給約款」という。）の認可を受け、又は法第十九条第四項の規定により供給約款（算定規則第二十条第一項の規定により料金を設定したもの又は同条第二項の規定により料金を設定したもの（原子力廃止関連仮勘定償却費の変動額を基に料金を設定した場合に限る。）に限る。次項第一号において「届出供給約款」という。）の届出をして供給約款を変更する日の属する月までの期間 電灯料、電力料、地帯間販売電力料及び他社販売電力料によつて回収されると見込まれる額（第二項第三号に掲げる事項に係る部分に限る。）

二 前号の変更する日の属する月の翌月から十年間 十年間均等償却するものとして算定した額

8 | 一般電気事業者に係る原子力廃止関連仮勘定は、次の各号に掲げる期間において当該各号に定める額を償却することとする。

一 当該一般電気事業者が第一項又は第四項の承認を受けた日から当該日以後初めて当該一般電気事業者の供給の相手方である一般電気事業者が法第十九条第一項の規定により認可供給約

第三章 貯蔵品勘定
(削る)

第三十四条 (略)

第四章 使用済燃料再処理等引当金勘定
(削る)

(積立て)

第三十五条 対象発電事業者は、毎事業年度において、実用発電用原子炉の運転に伴つて生ずる使用済燃料の再処理等（原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律（平成十七年法律第四十八号。以下「再処理等積立金法」という。）第二条第四項に規定する再処理等であつて、具体的な計画を有するものに限る。次条において同じ。）の実施に要する費用に充てるため、当該事業年度に積み立てるべき金額を算定し、その金額を使用済燃料再処理等引当金として積み立てなければならない。

款の認可を受け、又は法第十九条第四項の規定により届出供給約款の届出をして供給約款を変更する日の属する月までの期間 当該一般電気事業者の電灯料、電力料、地帯間販売電力料及び他社販売電力料によつて回収されると見込まれる額（当該卸電気事業者の第二項第三号に掲げる事項に係る部分に限る。）

二 前号の変更する日の属する月の翌月から十年間 十年間均等償却するものとして算定した額

第三節 貯蔵品勘定
(新設)

第三十四条 (略)

第四節 使用済燃料再処理等引当金勘定
(新設)

(積立て)

第三十五条 事業者は、毎事業年度において、実用発電用原子炉の運転に伴つて生ずる使用済燃料の再処理等（原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律（平成十七年法律第四十八号。以下「再処理等積立金法」という。）第二条第四項に規定する再処理等であつて、具体的な計画を有するものに限る。次条において同じ。）の実施に要する費用に充てるため、当該事業年度に積み立てるべき金額を算定し、その金額を使用済燃料再処理等引当金として積み立てなければならない。

(取崩し)

第三十六条 対象発電事業者は、毎事業年度において、前条の規定により積み立てられた使用済燃料再処理等引当金の前事業年度末の残高から再処理等の実施に要する費用に充てた金額を取り崩さなければならない。

(削る)

第五章 使用済燃料再処理等準備引当金勘定

(積立て)

第三十七条 対象発電事業者は、毎事業年度において、実用発電用原子炉の運転に伴つて生ずる使用済燃料の再処理等（再処理等積立金法第二条第四項に規定する再処理等であつて、第三十五条に規定する再処理等以外のものをいう。）の実施に要する費用に充てるため、当該事業年度に積み立てるべき金額を算定し、その金額を使用済燃料再処理等準備引当金として積み立てなければならない。

(取崩し)

第三十八条 対象発電事業者は、前条の規定により積み立てられた使用済燃料再処理等準備引当金について、特別の理由がある場合を除き、当該使用済燃料再処理等準備引当金を取り崩してはならない。

(削る)

第六章 費用勘定

第四十条 (略)

(取崩し)

第三十六条 事業者は、毎事業年度において、前条の規定により積み立てられた使用済燃料再処理等引当金の前事業年度末の残高から再処理等の実施に要する費用に充てた金額を取り崩さなければならない。

(新設)

第五節 使用済燃料再処理等準備引当金勘定

(積立て)

第三十七条 事業者は、毎事業年度において、実用発電用原子炉の運転に伴つて生ずる使用済燃料の再処理等（再処理等積立金法第二条第四項に規定する再処理等であつて、第三十五条に規定する再処理等以外のものをいう。）の実施に要する費用に充てるため、当該事業年度に積み立てるべき金額を算定し、その金額を使用済燃料再処理等準備引当金として積み立てなければならない。

(取崩し)

第三十八条 事業者は、前条の規定により積み立てられた使用済燃料再処理等準備引当金について、特別の理由がある場合を除き、当該使用済燃料再処理等準備引当金を取り崩してはならない。

(新設)

第六節 費用勘定

第四十条 (略)

(削る)
第七章 消費税等

(削る)
第四十一条 (略)

第八章 雑則

(特例措置)

第四十二条 電気事業者は、事業者たる法人の設立、解散その他の特別の事由によつて第二条の規定により難い場合又は他の法令の適用を受けるためその他の理由によつて第三条の規定により難い場合には、経済産業大臣の承認を受けて当該各条に定める規定によらないことができる。

(削る)

(削る)

第七節 雑則
(新設)

(消費税等)
第四十一条 (略)

第三章 特定電気事業者

(勘定科目及び営業収支年報)

第四十二条 特定電気事業者は、次条から第四十五条までに定めるもののほか、別表第三によつて勘定科目を分類し、かつ、別表第四によつて財務計算に関する諸表を作成しなければならぬ。

(人件費等の計上)

第四十三条 人件費及びその他経費の金額は、あらかじめ適正に定めた基準によつて、職務に対応して、特定電気事業営業費用勘定、特定電気事業以外の費用勘定、特定電気事業固定資産勘定及び特定電気事業以外の固定資産勘定に計上しなければならない。

(建設と営業とに関連する金額の配付)

第四十四条 特定電気事業の建設、特定電気事業の営業、特定電気事業以外の建設及び特定電気事業以外の営業のうちいずれか二以上に関連して要した金額は、あらかじめ適正に定めた基準によつて、特定電気事業固定資産勘定、特定電気事業営業費用

(削る)

勘定、特定電気事業以外の固定資産勘定及び特定電気事業以外の費用勘定に配付しなければならない。

2 前項の規定によつて一の勘定に配付すべき金額が少額であり、かつ、他の勘定に配付すべき金額に対して軽微であるときは、同項の規定にかかわらず、当該一の勘定に配付すべき金額を当該他の勘定に配付することができる。

(事業者の規定の準用)

第四十五条 第四条から第七条まで第十条及び第十一条の規定は、特定電気事業者に準用する。この場合において、第四条から第六条中「電気事業固定資産勘定」とあるのは、「特定電気事業固定資産勘定」と、第六条、第十条及び第十一条中「電気事業固定資産」とあるのは、「特定電気事業固定資産」と、第十条中「電気事業法（昭和三十九年法律第七十号。以下「法」という。）第十九条第一項の認可を受けた供給約款（同条第四項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）」（同法第二十三条第三項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの）」とあるのは、「電気事業法（昭和三十九年法律第七十号。以下「法」という。）第二十四条第一項の届出をした供給条件（同条第二項の規定による変更があつたときは、変更後の供給条件）」と読み替えるものとする。

第四章 雑則

(削る)

(特例措置)

第四十六条 次の表の第一欄に掲げる者は、同表の第二欄に掲げる場合には同表の第三欄に掲げる者の承認を受けて同表の第四欄に掲げる規定によらないことができる。

第一欄	一 事業者	二 事業者	三 特定電気事業者
第二欄	事業者たる法人の設立、解散その他特別の事由によつて第二条の規定により難い場合	他の法令の適用を受けるためその他の理由によつて第三条の規定により難い場合	他の法令の適用を受けるためその他の理由によつて第四十二条の規定により難い場合
第三欄	経済産業大臣（電気事業の用に供する発電所の出力の合計が五十万キロワット未満（卸電気事業の場合にあつては、二百万キロワット以下）である者のうち、供給区域又は電気事業の用に供する電気工作物が一の経済産業局の管轄区域内のみにあるものについては、供給区域又は電気工作物の設置の場所を管轄する経済産業局長又は中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長）	経済産業大臣	経済産業大臣
第四欄	第二条	第三条	第四十二条

	い場合	
<p>(財務計算に関する諸表の提出)</p> <p>第四十三条 法第二十七条の第二項(法第二十七条の十二及び第二十七条の二十九において準用する場合を含む。)の規定による提出をしようとする電気事業者は、第三条の規定により作成した財務計算に関する諸表を当該事業者の事業年度経過後三月以内に提出しなければならない。</p>		
<p>(財務計算に関する諸表の提出)</p> <p>第四十七条 法第三十四条第二項の規定による提出をしようとする事業者又は特定電気事業者は、第三条又は第四十二条の規定により作成した財務計算に関する諸表を当該事業者の事業年度経過後三月以内に提出しなければならない。</p>		

○石油の備蓄の確保等に関する法律施行規則（昭和五十一年通商産業省令第二十六号）【第四条関係】

改正案	現行
<p>（石油ガスの保有の方法） 第二十四条 法第十一条第一項の規定による石油ガスの保有は、次の各号に掲げる場所においてしなければならないものとする。</p> <p>一・二 （略） 三 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）<u>第二条</u>第一項<u>第十八号</u>に規定する電気工作物 四・五 （略）</p>	<p>（石油ガスの保有の方法） 第二十四条 法第十一条第一項の規定による石油ガスの保有は、次の各号に掲げる場所においてなければならないものとする。</p> <p>一・二 （略） 三 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）<u>第二条</u>第一項<u>第十六号</u>に規定する電気工作物 四・五 （略）</p>

改正案

現行

（電気設備による供給支障の防止）

第十八条 高圧又は特別高圧の電気設備は、その損壞により一般送配電の電気の供給に著しい支障を及ぼさないように施設しなければならぬ。

2 高圧又は特別高圧の電気設備は、その電気設備が一般送配電事業の用に供される場合にあっては、その電気設備の損壞によりその一般送配電事業に係る電気の供給に著しい支障を生じないように施設しなければならない。

（発変電設備等の損傷による供給支障の防止）

第四十四条 発電機、燃料電池又は常用電源として用いる蓄電池には、当該電気機械器具を著しく損壞するおそれがあり、又は一般送配電事業に係る電気の供給に著しい支障を及ぼすおそれがある異常が当該電気機械器具に生じた場合（原子力発電所に施設する非常用予備発電機にあっては、非常用炉心冷却装置が作動した場合を除く。）に自動的にこれを電路から遮断する装置を施設しなければならない。

2 特別高圧の変圧器又は調相設備には、当該電気機械器具を著しく損壞するおそれがあり、又は一般送配電事業に係る電気の供給に著しい支障を及ぼすおそれがある異常が当該電気機械器具に生じた場合に自動的にこれを電路から遮断する装置の施設その他の適切な措置を講じなければならない。

（常時監視をしない発電所等の施設）

（電気設備による供給支障の防止）

第十八条 高圧又は特別高圧の電気設備は、その損壞により一般電気事業者の電気の供給に著しい支障を及ぼさないように施設しなければならない。

2 高圧又は特別高圧の電気設備は、その電気設備が一般電気事業の用に供される場合にあっては、その電気設備の損壞によりその一般電気事業に係る電気の供給に著しい支障を生じないように施設しなければならない。

（発変電設備等の損傷による供給支障の防止）

第四十四条 発電機、燃料電池又は常用電源として用いる蓄電池には、当該電気機械器具を著しく損壞するおそれがあり、又は一般電気事業に係る電気の供給に著しい支障を及ぼすおそれがある異常が当該電気機械器具に生じた場合（原子力発電所に施設する非常用予備発電機にあっては、非常用炉心冷却装置が作動した場合を除く。）に自動的にこれを電路から遮断する装置を施設しなければならない。

2 特別高圧の変圧器又は調相設備には、当該電気機械器具を著しく損壞するおそれがあり、又は一般電気事業に係る電気の供給に著しい支障を及ぼすおそれがある異常が当該電気機械器具に生じた場合に自動的にこれを電路から遮断する装置の施設その他の適切な措置を講じなければならない。

（常時監視をしない発電所等の施設）

第四十六条 異常が生じた場合に人体に危害を及ぼし、若しくは物件に損傷を与えるおそれがないよう、異常の状態に応じた制御が必要となる発電所、又は一般送配電事業に係る電気の供給に著しい支障を及ぼすおそれがないよう、異常を早期に発見する必要がある発電所であつて、発電所の運転に必要な知識及び技能を有する者が当該発電所又はこれと同一の構内において常時監視をしないものは、施設してはならない。

2 (略)

(特別高圧架空電線路の供給支障の防止)

第四十八条 使用電圧が十七万ボルト以上の特別高圧架空電線路は、市街地その他人家の密集する地域に施設してはならない。ただし、当該地域からの火災による当該電線路の損壊によつて一般送配電事業に係る電気の供給に著しい支障を及ぼすおそれがないように施設する場合は、この限りでない。

2 使用電圧が十七万ボルト以上の特別高圧架空電線と建造物との水平距離は、当該建造物からの火災による当該電線の損壊等によつて一般送配電事業に係る電気の供給に著しい支障を及ぼすおそれがないよう、三メートル以上としなければならない。

3 使用電圧が十七万ボルト以上の特別高圧架空電線が、建造物、道路、歩道橋その他の工作物の下方に施設されるとき相互の水平距離は、当該工作物の倒壊等による当該電線の損壊によつて一般送配電事業に係る電気の供給に著しい支障を及ぼすおそれがないよう、三メートル以上としなければならない。

(電力保安通信設備の施設)

第五十条 発電所、変電所、開閉所、給電所（電力系統の運用に関する指令を行う所をいう。）、技術員駐在所その他の箇所

第四十六条 異常が生じた場合に人体に危害を及ぼし、若しくは物件に損傷を与えるおそれがないよう、異常の状態に応じた制御が必要となる発電所、又は一般電気事業に係る電気の供給に著しい支障を及ぼすおそれがないよう、異常を早期に発見する必要がある発電所であつて、発電所の運転に必要な知識及び技能を有する者が当該発電所又はこれと同一の構内において常時監視をしないものは、施設してはならない。

2 (略)

(特別高圧架空電線路の供給支障の防止)

第四十八条 使用電圧が十七万ボルト以上の特別高圧架空電線路は、市街地その他人家の密集する地域に施設してはならない。ただし、当該地域からの火災による当該電線路の損壊によつて一般電気事業に係る電気の供給に著しい支障を及ぼすおそれがないように施設する場合は、この限りでない。

2 使用電圧が十七万ボルト以上の特別高圧架空電線と建造物との水平距離は、当該建造物からの火災による当該電線の損壊等によつて一般電気事業に係る電気の供給に著しい支障を及ぼすおそれがないよう、三メートル以上としなければならない。

3 使用電圧が十七万ボルト以上の特別高圧架空電線が、建造物、道路、歩道橋その他の工作物の下方に施設されるとき相互の水平距離は、当該工作物の倒壊等による当該電線の損壊によつて一般電気事業に係る電気の供給に著しい支障を及ぼすおそれがないよう、三メートル以上としなければならない。

(電力保安通信設備の施設)

第五十条 発電所、変電所、開閉所、給電所（電力系統の運用に関する指令を行う所をいう。）、技術員駐在所その他の箇所

2
(略)

あつて、一般送配電事業に係る電気の供給に対する著しい支障を防ぎ、かつ、保安を確保するために必要なものの相互間には、電力保安通信用電話設備を施設しなければならない。

2
(略)

あつて、一般電氣事業に係る電気の供給に対する著しい支障を防ぎ、かつ、保安を確保するために必要なものの相互間には、電力保安通信用電話設備を施設しなければならない。

○発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年通商産業省令第五十四号）【第六条関係】

改正案	現行
<p>（法第三条の二第一項の主務省令で定める事項）</p> <p>第一条 環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号。以下「令」という。）別表第一の五の項のイからフまでの第二欄に掲げる要件に該当する第一種事業（以下「第一種事業」という。）に係る環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第三条の二第一項の主務省令で定める事項は、第一種事業に係る発電設備等の構造若しくは配置、第一種事業を実施する位置又は第一種事業の規模に関する事項であつて、次に掲げる事項を含むものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 第一種事業に係る電気工作物（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十八号に規定する電気工作物をいう。）その他の設備に係る事項</p>	<p>（法第三条の二第一項の主務省令で定める事項）</p> <p>第一条 環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号。以下「令」という。）別表第一の五の項のイからフまでの第二欄に掲げる要件に該当する第一種事業（以下「第一種事業」という。）に係る環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第三条の二第一項の主務省令で定める事項は、第一種事業に係る発電設備等の構造若しくは配置、第一種事業を実施する位置又は第一種事業の規模に関する事項であつて、次に掲げる事項を含むものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 第一種事業に係る電気工作物（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十六号に規定する電気工作物をいう。）その他の設備に係る事項</p>

○沖縄振興開発金融公庫の貸付金を借り入れた一般電気事業会社の公告手続に関する省令（平成十四年経済産業省令第七十三号）【第七
条関係】

改正案	現行
<p>沖縄振興開発金融公庫の貸付金を借り入れた兼業会社及び 分割等会社の公告手続に関する省令</p> <p>1 沖縄振興特別措置法第六十四条第五項の規定による公告は、 官報、日刊新聞紙又は電子公告（会社法（平成十七年法律第八 十六号）第二条第三十四号の電子公告をいう。以下同じ。）で あつて当該会社の定款で定めるものに掲載しなければならない 。</p> <p>（略）</p> <p>別記様式（第二項関係） 当社は、 年 月 日沖縄振興開発金融公庫から左記の とおり貸付金を借り入れましたので、沖縄振興特別措置法第六十 四条第五項の規定に基づいて公告します。</p> <p>記</p> <p>一 兼業会社又は分割等会社の名称 二 兼業会社又は分割等会社の住所 三 八（略）</p>	<p>沖縄振興開発金融公庫の貸付金を借り入れた一般電気事業 会社の公告手続に関する省令</p> <p>1 沖縄振興特別措置法第六十四条第三項の規定による公告は、 官報、日刊新聞紙又は電子公告（会社法（平成十七年法律第八 十六号）第二条第三十四号の電子公告をいう。以下同じ。）で あつて当該会社の定款で定めるものに掲載しなければならない 。</p> <p>（略）</p> <p>別記様式（第二項関係） 当社は、 年 月 日沖縄振興開発金融公庫から左記の とおり貸付金を借り入れましたので、沖縄振興特別措置法第六十 四条第三項の規定に基づいて公告します。</p> <p>記</p> <p>一 一般電気事業会社の名称 二 一般電気事業会社の住所 三 八（略）</p>

○経済産業省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成十五年経済産業省令第三十九号）【第八条関係】

改正案	現行
<p>（小規模ガスタービン発電設備に係る一般用電気工作物の特例）</p> <p>第三条 地方公共団体（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号。以下「法」という。）第二条第四項に規定する地方公共団体をいう。以下同じ。）が、公共の安全を確保することとに支障を生じないものとして、その設定する構造改革特別区域内に次の各号を満たすガスタービンを原動力とする火力発電設備（非常用発電設備を除く。以下この条において「小規模ガスタービン発電設備」という。）を設置する必要があると認め、法第四条第八項第四条第九項の規定による内閣総理大臣の認定（法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る小規模ガスタービン発電設備は、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第三十八条第一項第三号の経済産業省令で定めるものとみなす。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十八条第三項の電圧以下の電気を発電するものであって、その発電に係る電気を電気事業法施行規則第四十八条第二項の電圧以下の電圧で他の者がその構内において受電するための電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気事業法第二条第一項第十八号の電気工作物と電氣的に接続されていないもの</p>	<p>（小規模ガスタービン発電設備に係る一般用電気工作物の特例）</p> <p>第三条 地方公共団体（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号。以下「法」という。）第二条第四項に規定する地方公共団体をいう。以下同じ。）が、公共の安全を確保することとに支障を生じないものとして、その設定する構造改革特別区域内に次の各号を満たすガスタービンを原動力とする火力発電設備（非常用発電設備を除く。以下この条において「小規模ガスタービン発電設備」という。）を設置する必要があると認め、法第四条第八項第四条第九項の規定による内閣総理大臣の認定（法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る小規模ガスタービン発電設備は、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第三十八条第一項第三号の経済産業省令で定めるものとみなす。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十八条第三項の電圧以下の電気を発電するものであって、その発電に係る電気を電気事業法施行規則第四十八条第二項の電圧以下の電圧で他の者がその構内において受電するための電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気事業法第二条第一項第十四号の電気工作物と電氣的に接続されていないもの</p>

2 八
(略) (略)

2 八
(略) (略)

改正案

一般送配電事業者間における振替供給に係る費用の算定に関する省令

（定義）

第一条 この省令において使用する用語は、電気事業法（以下「法」という。）、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七七号）、電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号）及び一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第 号。以下「託送算定規則」という。）において使用する用語の例による。

（事業者間精算単価の算定）

第二条 法第十七条第一項の規定による振替供給（以下単に「振替供給」という。）を行う一般送配電事業者（沖縄電力株式会社を除く。以下「事業者」という。）は、振替供給に係る費用を事業者間で精算するための料金（以下「事業者間精算料金」という。）の一キロワット時当たりの単価（以下「事業者間精算単価」という。）を、その算定根拠となる原価を用いて、合理的な方法により算定しなければならない。

現行

一般電気事業者間における振替供給に係る費用の算定に関する省令

（定義）

第一条 この省令において使用する用語は、電気事業法（以下「法」という。）、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七七号）、電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号）及び一般電気事業託送供給約款料金算定規則（平成十一年通商産業省令第百六号。以下「託送算定規則」という。）において使用する用語の例による。

（事業者間精算単価の算定）

第二条 法第二十四条の三第一項の規定による振替供給（以下単に「振替供給」という。）を行う一般電気事業者（沖縄電力株式会社を除く。以下「事業者」という。）は、振替供給に係る費用を事業者間で精算するための料金（以下「事業者間精算料金」という。）の一キロワット時当たりの単価（以下「事業者間精算単価」という。）の算定根拠となる原価を、託送算定規則に基づき送電・高圧配電関連費として整理された総送電費その他託送に係る費用を基に、事業者が維持し、及び運用する振替供給に関する設備（複数の事業者が共同で所有し、又は当該設備に係る費用を共同で負担している会社間連系設備（以下「特殊設備」という。）を除く。）の利用に係る費用を抽出し、当該費用に給電指令その他振替供給の調整に要する費用を加算

2 | 前項の原価は、託送算定規則に基づき送配電関連費として整理された総送電費その他託送に係る費用を基に、事業者が維持し、及び運用する振替供給に関する設備（複数の事業者又は事業者と送電事業者とが共同で所有し、又は当該設備に係る費用を共同で負担している会社間連系設備（以下「特殊設備」という。）を除く。）の利用に係る費用を抽出し、当該費用に給電指令その他振替供給の調整に要する費用を加算して算定しなければならぬ。

3 | 第一項の場合において、特殊設備の利用があるときは、当該特殊設備の利用に係る料金の一キロワット時当たりの単価（以下「特殊設備利用単価」という。）を合理的な方法により算定し、同項で算定した事業者間精算単価に特殊設備利用単価を加えたものを事業者間精算単価として算定することができる。

（事業者間精算収益等の算定）

第三条 託送算定規則第七条第一項により控除収益として整理される事業者間精算収益については、事業者が設定する事業者間精算単価に実績値及び供給計画等を基に算定した当該事業者が振替供給を行うと見込まれる電力量（以下「想定振替電力量」という。）を乗じて計算した金額とする。

2 | 託送算定規則第四条第一項により営業費として整理される事業者間精算費については、事業者自らの供給区域内の需要に応じて振替供給を行うと見込まれる他の事業者が設定する事業者間精算単価に、当該他の事業者ごとの想定振替電力量を乗じて計算した金額の合計額とする。

して算定しなければならない。

2 | 特殊設備の利用がある場合には、特殊設備の利用に係る料金の一キロワット時当たりの単価（以下「特殊設備利用単価」という。）を合理的な方法により算定することができる。

3 | 事業者間精算単価は、第一項により算定される原価を用いて、合理的な方法により算定するものとする。ただし、特殊設備の利用がある場合にあつては、前段で算定した事業者間精算単価に特殊設備利用単価を加えたものを事業者間精算単価として算定することができる。

（事業者間精算収益等の算定）

第三条 託送算定規則第六条第一項及び一般電気事業供給約款料金算定規則（平成十一年通商産業省令第百五号）第五条第一項により控除収益として整理される事業者間精算収益については、事業者が設定する事業者間精算単価に実績値及び供給計画等を基に算定した当該事業者が振替供給を行うと見込まれる電力量（以下「想定振替電力量」という。）を乗じて計算した金額とする。

2 | 託送算定規則第四条第一項及び一般電気事業供給約款料金算定規則第三条第一項により営業費として整理される事業者間精算費については、事業者自らの供給区域内の一般電気事業（法第二条第二項に規定する一般電気事業を除く。）、特定電気事業若しくは特定規模電気事業の用に供せられる電気又は法第二

(事業者間精算料金)

第四条 事業者自らの供給区域内の需要に応じて他の事業者が振替供給を行うことにより生ずる費用は、当該他の事業者が設定する事業者間精算単価に当該他の事業者が振替供給を行った電力量(以下「実績振替電力量」という。)を乗じて計算するものとする。

2 実績振替電力量は、振替供給を行う事業者が振替供給を行うため他の者から受電する電力量に、振替供給に伴い電力量が変動する率(以下「振替損失率」という。)を乗じて計算した値を当該電力量から減じて算定しなければならない。

(事業者間精算料金算定に係る提出書類)

第五条 事業者は、事業者間精算単価を算定したときは、遅滞なく、次の事項を記載した書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

(削る)

一 事業者間精算単価及び当該単価の算定根拠又は金額決定の方法に関する説明

二 想定振替電力量

三 振替損失率

2 前項の規定により提出した事項に変更があったときは、遅滞なく、その変更に係る書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

条第一項第十四号ハに掲げる接続供給に係る電気(以下「自社区域内需要電力」という。)について振替供給を行うと見込まれる他の各事業者が設定する事業者間精算単価に、当該他の事業者ごとの想定振替電力量を乗じて計算した金額の合計額とする。

(事業者間精算料金)

第四条 事業者の自社区域内需要電力について他の事業者が振替供給を行うことにより生ずる費用は、当該他の事業者が設定する事業者間精算単価に当該他の事業者が振替供給を行った電力量(以下「実績振替電力量」という。)を乗じて計算するものとする。

2 実績振替電力量は、振替供給を行う事業者が振替供給を行うため他の者から受電する電力量に、振替供給に伴い電力量が変動する率(以下「振替損失率」という。)を乗じて計算した値を当該電力量から減じて算定しなければならない。

(事業者間精算料金算定に係る提出書類)

第五条 事業者は、事業者間精算単価を算定したときは、遅滞なく、次の事項を記載した書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 想定振替電力量

二 事業者間精算単価及び当該単価の算定根拠又は金額決定の方法に関する説明

(新設)

三 振替損失率

2 前項の規定により提出した事項に変更があったときは、遅滞なく、その変更に係る書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

らない。

附 則

(経過措置)

第二条 みなし小売電気事業者（電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）附則第二条第一項に規定するみなし小売電気事業者であつて、沖縄電力株式会社を除くものをいう。）は、同法附則第十六条第一項の義務を負う間、第三条の事業者とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「託送算定規則第七条第一項」とあるのは「みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第 号。次項において「供給約款料金算定規則」という。）第五条第一項」と、同条第二項中「託送算定規則第四条第一項」とあるのは「供給約款料金算定規則第三条第一項」と読み替えるものとする。

らない。

附 則

第二条 電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律附則第三条第一項の規定による託送供給約款の届出をしようとする事業者は、当該届出とあわせて、第五条第一項に規定する書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定により提出した書類の内容に変更があつたときは、遅滞なく、その変更に係る書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

3 第一項の規定による届出をした書類は、この省令の施行の日
に第五条の規定により届出をしたものとみなす。

改 正 案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第一条 この省令において使用する用語は、電気事業法、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号）、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（平成〇年経済産業省令第〇号）及び一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成〇年経済産業省令第〇号）において使用する用語の例による。</p> <p>2 この省令において「電源線」とは、発電所から電力系統への送電の用に供することを主たる目的とする変電、送電及び配電に係る設備（以下「変電等設備」という。）であって、一般送配電事業者が維持し、及び運用する次の各号のいずれかに掲げるものをいう。</p> <p>一 変電等設備であって、発電所の構内と構外の境界を起点とし、当該起点（供給区域外に設置された発電所の場合にあつては、当該供給区域の境界）から数えて一番目の変電所又は開閉所（専ら当該発電所への事故波及の防止を目的として設置されたものを除く。）までのもの（当該一番目の変電所及び開閉所に係る設備を除き、当該変電等設備から分岐して設置されるものを含む。）</p> <p>二 高圧電線路であって、発電所の構内と構外の境界を起点として、当該発電所側から数えて一番目の他の高圧電線路と接続する箇所（一需要場所の引込線（専ら個別の需要に応ずる電気の供給のために設置された電線路をいう。）と接続する</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この省令において使用する用語は、電気事業法、電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号）及び一般電気事業供給約款料金算定規則（平成十一年通商産業省令第百五号）において使用する用語の例による。</p> <p>2 この省令において「電源線」とは、発電所から電力系統への送電の用に供することを主たる目的とする変電、送電及び配電に係る設備（以下「変電等設備」という。）であって、一般電気事業者が維持し、及び運用する次の各号のいずれかに掲げるものをいう。</p> <p>一 変電等設備であって、発電所の構内と構外の境界を起点とし、当該起点（供給区域外に設置された発電所の場合にあつては、当該供給区域の境界）から数えて一番目の変電所又は開閉所（専ら当該発電所への事故波及の防止を目的として設置されたものを除く。）までのもの（当該一番目の変電所及び開閉所に係る設備を除き、当該変電等設備から分岐して設置されるものを含む。）</p> <p>二 高圧電線路であって、発電所の構内と構外の境界を起点として、当該発電所側から数えて一番目の他の高圧電線路と接続する箇所（一需要場所の引込線（専ら個別の需要に応ずる電気の供給のために設置された電線路をいう。）と接続する</p>

3 箇所、発電所のみと接続している電線路と接続する箇所その他これらに類する箇所を除く。)までのもの
前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、電源線に含めないものとする。

一 特定離島(北海道、本州、四国及び九州以外の日本国内の島をいう。以下同じ。)に設置された変電等設備であつて、専ら当該特定離島内の需要に応ずる電気の供給のために設置されたもの

二 会社間連系線(常時電氣的に接続されているものに限る。)に係る設備(会社間の連系に用いる送電容量に相当する部分に限る。)

三 発電所の構内における変電設備により電圧を下降させた後に発電所の構外に送電又は配電を行う場合における当該送電又は配電に係る設備

四 ループ状に設置された基幹的な送電設備その他の特定の電源に係る送電を目的としない送電設備

五 前項第一号に規定する分岐して設置された送電及び配電に係る設備であつて、当該分岐する箇所から数えて一番目の変電所が配電用変電所(変電所であつて特別高圧から高圧への変電を行うもの及び当該変電所から需要設備に供給する電圧への変電を行うものをいう。)である場合における、当該分岐する箇所から当該配電用変電所までの送電若しくは配電に係るもの又は当該分岐する箇所から需要設備までの間に変電所若しくは開閉所が設置されていない場合における、当該分岐する箇所から需要設備までの送電若しくは配電に係るもの
六 分岐しない送電及び配電に係る設備であつて、発電所から需要設備までの間に変電所又は開閉所が設置されていないもの

3 箇所、発電所のみと接続している電線路と接続する箇所その他これらに類する箇所を除く。)までのもの
前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、電源線に含めないものとする。

一 離島(北海道、本州、四国及び九州以外の日本国内の島をいう。以下同じ。)に設置された変電等設備であつて、専ら当該離島内の需要に応ずる電気の供給のために設置されたもの

二 会社間連系線(常時電氣的に接続されているものに限る。)に係る設備(会社間の連系に用いる送電容量に相当する部分に限る。)

三 発電所の構内における変電設備により電圧を下降させた後に発電所の構外に送電又は配電を行う場合における当該送電又は配電に係る設備

四 ループ状に設置された基幹的な送電設備その他の特定の電源に係る送電を目的としない送電設備

五 前項第一号に規定する分岐して設置された送電及び配電に係る設備であつて、当該分岐する箇所から数えて一番目の変電所が配電用変電所(変電所であつて特別高圧から高圧への変電を行うもの及び当該変電所から需要設備に供給する電圧への変電を行うものをいう。)である場合における、当該分岐する箇所から当該配電用変電所までの送電若しくは配電に係るもの又は当該分岐する箇所から需要設備までの間に変電所若しくは開閉所が設置されていない場合における、当該分岐する箇所から需要設備までの送電若しくは配電に係るもの
六 分岐しない送電及び配電に係る設備であつて、発電所から需要設備までの間に変電所又は開閉所が設置されていないもの

七 発電所に併設された変電設備又は既に設置された電源線の一部を利用することを目的として当該発電所又は当該電源線の設置後三年を経過した後に新設又は増設された変電等設備（当該電源線の増設を含み、発電設備の新設又は増設に伴い設置されるものを除く。）

（電源線に係る費用の範囲）

第二条 電源線に係る費用の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 減価償却費
- 二 電気事業報酬

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、電源線に係る費用の範囲に含まないものとする。

- 一 電源線に係る土地の取得及び賃借に係る費用
- 二 電源線に係る地役権に係る費用の二分の一に相当する費用
- 三 電源線の変更の工事（当該電源線に係る発電設備の新設又は増設に伴うもの以外のものに限る。）に係る費用
- 四 電気事業報酬のうち、前号の工事に係るもの
- 五 平成十七年三月三十一日以前に設置された特定規模電気事業者（電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号。以下「改正法」という。）第一条の規定による改正前の電気事業法（以下「旧電気事業法」という。）第二条第一項第八号に規定する特定規模電気事業者をいう。）の発電所に係る電源線に係る費用

六 第一条第二項第二号に規定する電源線（以下「高压電源線」という。）のうち、平成十七年四月一日から平成二十三年四月三十日までの間に使用を開始したものと電氣的に接続している発電所から電力系統への送電に係る費用のうち当該発電

七 発電所に併設された変電設備又は既に設置された電源線の一部を利用することを目的として当該発電所又は当該電源線の設置後三年を経過した後に新設又は増設された変電等設備（当該電源線の増設を含み、発電設備の新設又は増設に伴い設置されるものを除く。）

（電源線に係る費用の範囲）

第二条 電源線に係る費用の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 減価償却費
- 二 電気事業報酬

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、電源線に係る費用の範囲に含まないものとする。

- 一 電源線に係る土地の取得及び賃借に係る費用
- 二 電源線に係る地役権に係る費用の二分の一に相当する費用
- 三 電源線の変更の工事（当該電源線に係る発電設備の新設又は増設に伴うもの以外のものに限る。）に係る費用
- 四 電気事業報酬のうち、前号の工事に係るもの
- 五 平成十七年三月三十一日以前に設置された特定規模電気事業者の発電所に係る電源線に係る費用

六 第一条第二項第二号に規定する電源線（以下「高压電源線」という。）のうち、平成十七年四月一日から平成二十三年

四月三十日までの間に使用を開始するものと電氣的に接続している発電所から電力系統への送電に係る費用のうち当該発電

電所を起点として架空の場合は千メートル、地中の場合は百五十メートルまでの範囲内の費用（振替供給に係るものを除く。）

七 平成十七年四月一日から平成二十三年四月三十日までの間に使用を開始した電源線（高圧電源線を除く。）に電氣的に接続している発電所から電力系統への送電に係るキロワットを単位とする供給電力に五千円を乗じて得た金額の範囲内の費用（振替供給に係るものを除く。）

（料金の整理）

第三条 （削る）

電氣事業法第十八条第一項の認可の申請又は同条第五項の届出をしようとする託送供給等約款で設定する料金を算定するに当たっては、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則に定めるもののほか、この省令の定めるところにより、電源線に係る費用を水力発電費、火力発電費又は新エネルギー等発電費に整理するものとする。

（電源線及び電源線に係る費用の特定に係る特例）

第四条 第一条の規定により難しい場合にあつては、平成十七年四月一日以降に使用を開始する電源線については、実際の工事の具体的内容を基に電源線の範囲を特定するものとする。

2 第二条の規定にかかわらず、一般送配電事業者は電源線に係る

電所を起点として架空の場合は千メートル、地中の場合は百五十メートルまでの範囲内の費用（振替供給に係るものを除く。）

七 平成十七年四月一日から平成二十三年四月三十日までの間に使用を開始する電源線（高圧電源線を除く。）に電氣的に接続している発電所から電力系統への送電に係るキロワットを単位とする供給電力に五千円を乗じて得た金額の範囲内の費用（振替供給に係るものを除く。）

（料金の整理）

第三条 電氣事業法第十九条第一項の認可の申請又は同条第四項

の届出をしようとする供給約款で設定する料金を算定するに当たっては、一般電氣事業供給約款料金算定規則に定めるもののほか、この省令の定めるところにより、電源線に係る費用を水力発電費、火力発電費、原子力発電費又は新エネルギー等発電費に整理するものとする。

2 電氣事業法第二十四条の三第一項に規定する託送供給約款で設定する料金を算定するに当たっては、一般電氣事業託送供給約款料金算定規則（平成十一年通商産業省令第百六号）に定めるもののほか、この省令の定めるところにより、電源線に係る費用を水力発電費、火力発電費、原子力発電費又は新エネルギー等発電費に整理するものとする。

（電源線及び電源線に係る費用の特定に係る特例）

第四条 第一条の規定により難しい場合にあつては、平成十七年四月一日以降に使用を開始する電源線については、実際の工事の具体的内容を基に電源線の範囲を特定するものとする。

2 第二条の規定にかかわらず、一般電氣事業者は電源線に係る

る費用の範囲を特定することが困難である場合においては、当該特定困難な範囲を電源線に係る費用とみなして託送供給等約款で設定する料金を定めることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 (略)

(削る)

(電源線に係る費用の算定に関する特例)

第二条 (略)

費用の範囲を特定することが困難である場合においては、当該特定困難な範囲を電源線に係る費用とみなして供給約款で設定する料金及び託送供給約款で設定する料金を定めることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の日から平成二十三年四月三十日までの間における第二条第二項の規定の適用については、同項第六号中「電源線(以下「高圧電源線」という。）」のうち、平成十七年四月一日から平成二十三年四月三十日までの間に使用を開始するもの」とあるのは「電源線(以下「高圧電源線」という。）」と、同項第七号中「平成十七年四月一日から平成二十三年四月三十日までの間に使用を開始する電源線」とあるのは「電源線」とする。

(電源線に係る費用の算定に関する特例)

第三条 平成十七年三月三十一日以前において、接続供給に係る工事費負担金に係る契約を締結し、かつ、平成二十三年四月三十日以前に接続供給を開始する特定規模電気事業者の発電所に係る電源線のうち、当該発電所の構内と構外の境界を起点とし、当該起点から数えて一番目の送電線路と接続する箇所以降の電源線に係る費用については、電源線に係る費用の範囲に含めないものとする。

(みなし小売電気事業者に係る経過措置)

第三条 改正法附則第十八条第一項の認可の申請又は改正法附則第十六条第三項によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第十九条第四項の規定による届出をしようとする改正法附則第十八条第一項の特定小売供給約款(以下単に「特定小売供給約款」という。)で設定する料金を算定するに当たっては、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則に定めるもののほか、この省令の定めるところにより、電源線に係る費用を水力発電費、火力発電費、原子力発電費又は新エネルギー等発電費に整理するものとする。

2 第二条の規定にかかわらず、みなし小売電気事業者は、電源線に係る費用の範囲を特定することが困難である場合においては、当該特定困難な範囲を電源線に係る費用とみなして特定小売供給約款で設定する料金を定めることができる。

(新設)

改正案	現行
<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>12. <u>法第24条の3第1項の規定により届け出た託送供給約款の料金を設定した際に定めた原価算定期間が経過した事業者は、8.の規定により作成された超過利潤計算書を基に、様式第1第11表により乖離率計算書を作成すること。</u></p> <p>様式第1（第2条関係） 第8表</p> <p>超過利潤果積額管理表</p> <p>(略)</p> <p>(記載注意)</p> <p>1 前期超過利潤果積額（又は前期欠損果積額）は、この省令の規定により公表された最近の当期超過利潤果積額（又は当期欠損果積額）を記載すること。ただし、事業年度（開始の日を除く。）及び翌事業年度の開始の日において託送算定規則第19条第1項の規定により設定した料金を実施する場合及び電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款で設定する託送供給等約款料金の算定に関する省令（平成27年経済産業省令第57号。以下「附則託送算定規則」という。）附則第3条に規定する一般電気事業者以外の一般電気事業者が、附則託送算定規則第25条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。</p> <p>2 (略)</p>	<p>別表第1（第2条関係） (新設)</p> <p>様式第1（第2条関係） 第8表</p> <p>超過利潤果積額管理表</p> <p>(略)</p> <p>(記載注意)</p> <p>1 前期超過利潤果積額（又は前期欠損果積額）は、この省令の規定により公表された最近の当期超過利潤果積額（又は当期欠損果積額）を記載すること。ただし、事業年度（開始の日を除く。）及び翌事業年度の開始の日において託送算定規則第19条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。</p> <p>2 (略)</p>

3 当期超過利潤累積額（又は当期欠損累積額）は、事業年度（開始の日を除く。）において託送算定規則第19条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は当該実施後の当期超過利潤額（又は当期欠損額）に相当する額を記載することとし、翌事業年度の開始の日において附則託送算定規則附則第3条に規定する一般電気事業者以外の一般電気事業者が、附則託送算定規則第25条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。
4～9 (略)

第11表

乖離率計算書

1 乖離率（補正前）

項目	値	備考
想定原価（百万円）（ <u>①</u> ）		
想定需要量（百万kWh）（ <u>②</u> ）		
想定単価（円/kWh）（ <u>③</u> ＝ <u>①</u> / <u>②</u> ）		
実績費用（百万円）（ <u>④</u> ）		

3 当期超過利潤累積額（又は当期欠損累積額）は、事業年度（開始の日を除く。）において託送算定規則第19条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は当該実施後の当期超過利潤額（又は当期欠損額）に相当する額を記載することとし、翌事業年度の開始の日において託送算定規則第19条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。
4～9 (略)

(新設)

実績需要量 (百万kWh) (5)		
実績単価 (円/kWh) (6 = ④/⑤)		
乖離率 (%) (⑥/③ - 1) × 100		

想定原価及び想定需要量は、 年 月から 年 月までの 年の合計とした。

実績原価及び実績需要量は、 年 月から 年 月までの 年の合計とした。

(記載注意)

- 1 想定原価は、法第24条の3第1項の規定により届け出た託送供給約款の料金を設定した際に整理された送電・高圧配電関連原価の合計額に低圧配電費並びに低圧配電費に割り当てられる追加事業報酬、遅収加算料金、電気事業雑収益、預金利息、事業税及び電力費振替勘定(貸方)の額の合計額とすること。
- 2 想定需要量は、法第24条の3第1項の規定により届け出た託送供給約款の料金を設定した際に整理された送電・高圧配電関連需要の量とすること。
- 3 実績費用は、実際に発生した費用の額とすること。
- 4 実績需要量は、実際に発生した需要の量とすること。
- 5 想定原価及び想定需要量は、原価算定期間の合計を記載すること。
- 6 実績費用及び実績需要量は、原価算定期間の年数に対応し

た直近の事業年度の合計を記載すること。

2 乖離率 (補正後)

項目	値	備考
補正後実績費用 (百万円) (⑦)		
補正後実績需要量 (百万kWh) (⑧)		
補正後実績単価 (円/kWh) (⑨) = (⑦)/(⑧)		
補正後乖離率 (%) ((⑨)/(③ - 1) × 100)		

(記載注意)

- 1 補正後実績費用は、実績費用をもとに、需要の補正に伴い変動した販売電力量のみによって変動する費用を補正する額とすることとし、かつ、補正を行った費用項目を脚注として記載すること。
- 2 補正後実績需要量は、実績需要量をもとに原則気温により変動した量を補正した需要の量とすることとし、かつ、補正後実績需要量の算定根拠を脚注として記載すること。

別表第 2 (第 6 条関係)

別表第 2 (第 6 条関係)

12. 法第24条の3第1項の規定により届け出た託送供給約款の料金を算定した際に定めた原価算定期間が経過した事業者は、8.の規定により作成された超過利潤計算書を基に、様式第2第11表により乖離率計算書を作成すること。

様式第2 (第6条関係)
第8表

超過利潤累積額管理表

(略)

(記載注意)

1 前期超過利潤累積額 (又は前期欠損累積額) は、この省令の規定により公表された最近の当期超過利潤累積額 (又は当期欠損累積額) を記載すること。ただし、事業年度 (開始の日を除く。) 及び翌事業年度の開始の日において託送算定規則第19条の15第1項の規定により設定した料金を実施する場合及び附則託送算定規則第3条に規定する一般電気事業者以外の一般電気事業者が、附則託送算定規則第25条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。

2 (略)

3 当期超過利潤累積額 (又は当期欠損累積額) は、事業年度 (開始の日を除く。) において託送算定規則第19条の18第1項の規定により設定した料金を実施する場合は当該実施後の当期超過利潤額 (又は当期欠損額) に相当する額を記載することとし、翌事業年度の開始の日において附則託送算定規則第3条に規定する一般電気事業者以外の一般電気事業者が、附則託送算定規則第25条第1項の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。

(新設)

様式第2 (第6条関係)
第8表

超過利潤累積額管理表

(略)

(記載注意)

1 前期超過利潤累積額 (又は前期欠損累積額) は、この省令の規定により公表された最近の当期超過利潤累積額 (又は当期欠損累積額) を記載すること。ただし、事業年度 (開始の日を除く。) 及び翌事業年度の開始の日において託送算定規則第19条の15第1項の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。

2 (略)

3 当期超過利潤累積額 (又は当期欠損累積額) は、事業年度 (開始の日を除く。) において託送算定規則第19条の18第1項の規定により設定した料金を実施する場合は当該実施後の当期超過利潤額 (又は当期欠損額) に相当する額を記載することとし、翌事業年度の開始の日において託送算定規則第19条の15第1項の規定により設定した料金を実施する場合は、零とすること。
4～9 (略)

4～9 (略)

第11表

乖離率計算書

(新設)

1 乖離率 (補正前)

項目	値	備考
想定原価 (百万円) (①)		
想定需要量 (百万kWh) (②)		
想定単価 (円/kWh) (③ = ①/②)		
実績費用 (百万円) (④)		
実績需要量 (百万kWh) (⑤)		
実績単価 (円/kWh) (⑥ = ④/⑤)		
乖離率 (%) ((⑥/③ - 1) × 100)		

想定原価及び想定需要量は、 年 月から 年 月までの 年の合計とした。

実績原価及び実績需要量は、 年 月から 年 月までの 年の合計とした。

(記載注意)

1 想定原価は、法第24条の3第1項の規定により届け出た託送供給約款の料金を設定した際に整理された送電関連原価の合計額に配電用変電サービス費及び配電用変電サービス費に割り当てられる追加項目の合計額、高圧配電費及び高圧配電費に割り当てられる追加項目の合計額並びに低圧配電費及び低圧配電費に割り当てられる追加項目の合計額を加えた額とする。

2 想定需要量は、法第24条の3第1項の規定により届け出た託送供給約款の料金を設定した際に整理された送電関連需要の量とすること。

3 実績費用は、実際に発生した費用の額とすること。

4 実績需要量は、実際に発生した需要の量とすること。

5 想定原価及び想定需要量は、原価算定期間の合計を記載すること。

6 実績費用及び実績需要量は、原価算定期間の年数に対応した直近の事業年度の合計を記載すること。

2 乖離率 (補正後)

項目	値	備考
補正後実績費用 (百万)		

円) (7)		
補正後実績需要量 (百万kWh) (8)		
補正後実績単価 (円/kWh) (9) = (7)/(8)		
補正後乖離率 (%) (10) = (9) - 1) × 100		

(記載注意)

- 1 補正後実績費用は、実績費用をもとに、需要の補正に伴い変動した販売電力量のみによって変動する費用を補正する額とすることとし、かつ、補正を行った費用項目を脚注として記載すること。
- 2 補正後実績需要量は、実績需要量をもとに原則気温により変動した量を補正した需要の量とすることとし、かつ、補正後実績需要量の算定根拠を脚注として記載すること。

改正案

現行

<p>(定義) 第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 「<u>対象発電事業者</u>」とは、特定工事の計画について原子炉等規制法第四十三条の三の九第一項の認可を受けた電気事業法第二条第一項第十五号に規定する<u>発電事業者</u>をいう。</p> <p>(積立て)</p> <p>第二条 <u>対象発電事業者</u>は、特定工事ごとに、当該特定工事の計画について原子炉等規制法第四十三条の三の九第一項の認可を受けた日の属する事業年度から当該特定工事の施工により設置した実用発電用原子炉において発電した電気について一般送配電事業者、送電事業者又は特定送配電事業者に供給を開始する日（以下「<u>供給開始日</u>」という。）の属する事業年度までの各事業年度において、当該事業年度において当該特定工事の施工に伴って取得する原子力発電設備のうち原子炉、タービン、発電機その他の装置の取得に要した支出の額に経済産業大臣が定める積立率を乗じて計算した金額を、原子力発電工事償却準備引当金として積み立てなければならない。</p> <p>(取崩し)</p> <p>第三条 <u>対象発電事業者</u>は、特定工事ごとに、<u>供給開始日</u>の属する事業年度からその事業年度開始の日以後四年（<u>供給開始日</u>の</p>	<p>(定義) 第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 「<u>対象電気事業者</u>」とは、特定工事の計画について原子炉等規制法第四十三条の三の九第一項の認可を受けた電気事業法第二条第一項第二号に規定する<u>一般電気事業者</u>をいう。</p> <p>(積立て)</p> <p>第二条 <u>対象電気事業者</u>は、特定工事ごとに、当該特定工事の計画について原子炉等規制法第四十三条の三の九第一項の認可を受けた日の属する事業年度から当該特定工事の施工により設置した実用発電用原子炉において発電した電気を送電系統に連系して送電を開始する日（以下「<u>送電開始日</u>」という。）の属する事業年度までの各事業年度において、当該事業年度において当該特定工事の施工に伴って取得する原子力発電設備のうち原子炉、タービン、発電機その他の装置の取得に要した支出の額に経済産業大臣が定める積立率を乗じて計算した金額を、原子力発電工事償却準備引当金として積み立てなければならない。</p> <p>(取崩し)</p> <p>第三条 <u>対象電気事業者</u>は、特定工事ごとに、<u>送電開始日</u>の属する事業年度からその事業年度開始の日以後四年（<u>送電開始日</u>の</p>
--	--

属する月が四月でない場合には、五年）を経過する日の属する事業年度（以下「最終事業年度」という。）までの各事業年度終了の日において、前条の規定により積み立てられた当該特定工事に係る原子力発電工事償却準備引当金の前事業年度末の残高から、同条の規定により積み立てられた当該特定工事に係る原子力発電工事償却準備引当金の総額に経済産業大臣が定める取崩率を乗じて計算した金額（当該計算した金額が前事業年度末の残高を超える場合には、当該超える金額を控除した金額）を取り崩さなければならない。

2 対象発電事業者は、特定工事ごとに、最終事業年度の年度末において、前条の規定により積み立てられた当該特定工事に係る原子力発電工事償却準備引当金について、前項の規定による取崩しを行った後になお残高がある場合は、当該残高の全額を取り崩さなければならない。

3 対象発電事業者は、前条の規定により積み立てられた原子力発電工事償却準備引当金について、前二項の規定により取り崩す場合又は特別の理由がある場合を除き、当該原子力発電工事償却準備引当金を取り崩してはならない。

属する月が四月でない場合には、五年）を経過する日の属する事業年度（以下「最終事業年度」という。）までの各事業年度終了の日において、前条の規定により積み立てられた当該特定工事に係る原子力発電工事償却準備引当金の前事業年度末の残高から、同条の規定により積み立てられた当該特定工事に係る原子力発電工事償却準備引当金の総額に経済産業大臣が定める取崩率を乗じて計算した金額（当該計算した金額が前事業年度末の残高を超える場合には、当該超える金額を控除した金額）を取り崩さなければならない。

2 対象電気事業者は、特定工事ごとに、最終事業年度の年度末において、前条の規定により積み立てられた当該特定工事に係る原子力発電工事償却準備引当金について、前項の規定による取崩しを行った後になお残高がある場合は、当該残高の全額を取り崩さなければならない。

3 対象電気事業者は、前条の規定により積み立てられた原子力発電工事償却準備引当金について、前二項の規定により取り崩す場合又は特別の理由がある場合を除き、当該原子力発電工事償却準備引当金を取り崩してはならない。

改正案	現行
<p>（使用電力量の制限）</p> <p>第一条 経済産業大臣が指定する地域において小売電気事業者等（電気事業法第二十四条第一項に規定する小売電気事業者等）が供給する電気を使用する者であつて、一の需要設備についての契約電力（電気を使用する者が小売電気事業者等との契約上利用できる最大電力をいう。次条及び第五条において同じ。）の値が五百キロワット以上であるものは、経済産業大臣が使用電力量を制限する期間として指定する期間においては、当該需要設備については、経済産業大臣が指定する電力量の限度を超えて当該小売電気事業者等が供給する電気を使用してはならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（使用最大電力の制限）</p> <p>第二条 経済産業大臣が指定する地域において小売電気事業者等が供給する電気を使用する者は、経済産業大臣が指定する期間及び時間の範囲内における一の需要設備についての経済産業大臣が指定する契約電力の値（次条において「指定契約電力」という。）が五百キロワット以上となる期間及び時間の各一時間においては、当該需要設備については、経済産業大臣が指定する電力の値に経済産業大臣が指定する率を乗じて得た電力の値の限度を超えて当該小売電気事業者等が供給する電気を使用してはならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（使用電力量の制限）</p> <p>第一条 経済産業大臣が指定する地域において一般電気事業者、特定電気事業者又は特定規模電気事業者（以下「一般電気事業者等」という。）が供給する電気を使用する者であつて、一の需要設備についての契約電力（電気を使用する者が一般電気事業者等との契約上利用できる最大電力をいう。次条及び第五条において同じ。）の値が五百キロワット以上であるものは、経済産業大臣が使用電力量を制限する期間として指定する期間においては、当該需要設備については、経済産業大臣が指定する電力量の限度を超えて当該一般電気事業者等が供給する電気を使用してはならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（使用最大電力の制限）</p> <p>第二条 経済産業大臣が指定する地域において一般電気事業者等が供給する電気を使用する者は、経済産業大臣が指定する期間及び時間の範囲内における一の需要設備についての経済産業大臣が指定する契約電力の値（次条において「指定契約電力」という。）が五百キロワット以上となる期間及び時間の各一時間においては、当該需要設備については、経済産業大臣が指定する電力の値に経済産業大臣が指定する率を乗じて得た電力の値の限度を超えて当該小売電気事業者等が供給する電気を使用してはならない。</p> <p>2 （略）</p>

(使用最大電力の制限の特例)

第三条 (略)

2 経済産業大臣は、前項の規定により提出された電力共同抑制申請書の内容が次の各号のいずれにも適合することを確認したときは、当該関係電気使用者を指定関係電気使用者として指定するものとする。

一 当該需要設備の全てについて、前条第一項に規定する経済産業大臣が指定する地域における同一の供給区域又は供給地点内に存在し、かつ、特定指定期間等における指定契約電力が五百キロワット以上であること。

二 (略)

三 その他電気事業法第三十四条第一項の規定の趣旨に照らして著しく不相当であるとして経済産業大臣が定める内容でないこと。

3 指定関係電気使用者は、特定指定期間等の各一時間においては、当該需要設備については、前条第一項の規定にかかわらず、当該需要設備についての電気の使用を連携させて抑制することにより、その使用電力の合計値が指定合計電力以下となる場合を除き、それぞれの使用電力の値がそれぞれの使用予定電力以下となるように、小売電気事業者等が供給する電気を使用しなければならぬ。

4 5 8 (略)

(用途を定めてする使用制限)

第四条 経済産業大臣が指定する地域において小売電気事業者等が供給する電気を使用する者は、経済産業大臣が指定する期間及び時間においては、広告灯、電飾、ネオンサイン、ショウウ

(使用最大電力の制限の特例)

第三条 (略)

2 経済産業大臣は、前項の規定により提出された電力共同抑制申請書の内容が次の各号のいずれにも適合することを確認したときは、当該関係電気使用者を指定関係電気使用者として指定するものとする。

一 当該需要設備のすべてについて、前条第一項に規定する経済産業大臣が指定する地域における同一の一般電気事業者等の供給区域又は供給地点内に存在し、かつ、特定指定期間等における指定契約電力が五百キロワット以上であること。

二 (略)

三 その他電気事業法第二十七条第一項の規定の趣旨に照らして著しく不相当であるとして経済産業大臣が定める内容でないこと。

3 指定関係電気使用者は、特定指定期間等の各一時間においては、当該需要設備については、前条第一項の規定にかかわらず、当該需要設備についての電気の使用を連携させて抑制することにより、その使用電力の合計値が指定合計電力以下となる場合を除き、それぞれの使用電力の値がそれぞれの使用予定電力以下となるように、小売電気事業者等が供給する電気を使用しなければならぬ。

4 5 8 (略)

(用途を定めてする使用制限)

第四条 経済産業大臣が指定する地域において一般電気事業者等が供給する電気を使用する者は、経済産業大臣が指定する期間及び時間においては、広告灯、電飾、ネオンサイン、ショウウ

インドウ用照明設備又は屋外投光器のうち装飾用、広告用その他これらに類する用途に使用されるもので経済産業大臣が指定するものの用に当該小売電気事業者等が供給する電気を使用してはならない。

(日時を定めてする使用制限)

第五条 経済産業大臣が指定する地域において小売電気事業者等が供給する電気を使用する者であつて、一の需要設備についての契約電力の値が五十キロワット以上であるものは、経済産業大臣が指定する期間においては、経済産業大臣が一週につき二日を限度として指定する日数又は経済産業大臣が指定する日及び時間には、当該需要設備については、保安用その他の経済産業大臣が指定する用途以外の用途に当該小売電気事業者等が供給する電気を使用してはならない。

2 (略)

(賃貸事業者等の努力義務)

第七条 (略)

2 賃借事業者は、当該情報を活用しつつ、小売電気事業者等が供給する電気の使用の抑制に努めなければならない。

(受電の届出及び勧告)

第九条 経済産業大臣が指定する地域において、一の需要設備の受電電力の容量が経済産業大臣が指定する容量以上の受電電力の容量をもって小売電気事業者等から受電をしようとする者又は現に小売電気事業者等から受電をしている者であつて増加しようとする受電電力の容量が当該指定する容量以上である者は、経済産業大臣が指定する期間においては、受電開始の三十日

インドウ用照明設備又は屋外投光器のうち装飾用、広告用その他これらに類する用途に使用されるもので経済産業大臣が指定するものの用に当該一般電気事業者等が供給する電気を使用してはならない。

(日時を定めてする使用制限)

第五条 経済産業大臣が指定する地域において一般電気事業者等が供給する電気を使用する者であつて、一の需要設備についての契約電力の値が五十キロワット以上であるものは、経済産業大臣が指定する期間においては、経済産業大臣が一週につき二日を限度として指定する日数又は経済産業大臣が指定する日及び時間には、当該需要設備については、保安用その他の経済産業大臣が指定する用途以外の用途に当該一般電気事業者等が供給する電気を使用してはならない。

2 (略)

(賃貸事業者等の努力義務)

第七条 (略)

2 賃借事業者は、当該情報を活用しつつ、一般電気事業者等が供給する電気の使用の抑制に努めなければならない。

(受電の届出及び勧告)

第九条 経済産業大臣が指定する地域において、一の需要設備の受電電力の容量が経済産業大臣が指定する容量以上の受電電力の容量をもって一般電気事業者等から受電をしようとする者又は現に一般電気事業者等から受電をしている者であつて増加しようとする受電電力の容量が当該指定する容量以上である者は、経済産業大臣が指定する期間においては、受電開始の三十日

前までに、次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならぬ。

1・11 (略)

2・3 (略)

様式第 1

(略)

別紙 1～3

(略)

別紙 4

1 需要設備の概要

(略)	
受電電圧 (V)	
電気の供給を受けている小売電気事業者等の名称	
(略)	

2・3 (略)

様式第 4

(略)

(略)	
-----	--

前までに、次に掲げる事項を経済産業大臣に届け出なければならぬ。

1・11 (略)

2・3 (略)

様式第 1

(略)

別紙 1～3

(略)

別紙 4

1 需要設備の概要

(略)	
受電電圧 (V)	
電気の供給を受けている一般電気事業者等の名称	
(略)	

2・3 (略)

様式第 4

(略)

(略)	
-----	--

受電電圧 (V)	
電気の供給を受けている一般電気事業者等の名称	
(略)	

2 (略)

様式第 5

(略)

1 需要設備の概要

(略)	
受電電圧 (V)	
電気の供給を受けている小売電気事業者等の名称	
(略)	

2～5 (略)

様式第 6

受電電圧 (V)	
電気の供給を受けている一般電気事業者等の名称	
(略)	

2 (略)

様式第 5

(略)

1 需要設備の概要

(略)	
受電電圧 (V)	
電気の供給を受けている一般電気事業者等の名称	
(略)	

2～5 (略)

様式第 6

(略)

別紙 1・2

(略)

別紙 3

1 需要設備の概要

(略)	
受電電圧 (V)	
電気の供給を受けている小売電気事業者等の名称	
(略)	

2・3 (略)

(略)

別紙 1・2

(略)

別紙 3

1 需要設備の概要

(略)	
受電電圧 (V)	
電気の供給を受けている一般電気事業者等の名称	
(略)	

2・3 (略)

改正案	現行
<p>（会員が脱退することができる場合）</p> <p>第二条 法第二十八条の十二第二項第九号の経済産業省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 法第二条の七第一項の承継（小売電気事業の譲渡し又は小売電気事業者たる法人の分割に係るものに限る。）により小売電気事業者の地位を失う場合</p> <p>二 法第十条第一項の認可（一般送配電事業の全部の譲渡に係るものに限る。）又は同条第二項の認可（一般送配電事業者たる法人の分割に係るものに限る。）を受ける場合</p> <p>三 法第二十七条の十二において準用する法第十条第一項の認可（送電事業の全部の譲渡しに係るものに限る。）又は同条第二項の認可（送電事業者たる法人の分割に係るものに限る。）を受ける場合</p> <p>四 法第二十七条の二十四第一項の承継（特定送配電事業の譲渡し又は特定送配電事業者たる法人の分割に係るものに限る。）により特定送配電事業者の地位を失う場合</p> <p>五 法第二十七条の二十九において準用する法第二条の七第一項本文の承継（発電事業の譲渡し又は発電事業者たる法人の分割に係るものに限る。）により発電事業者の地位を失う場合</p> <p>（送配電等業務指針）</p> <p>第十二条 法第二十八条の四十五第三号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p>	<p>（会員が脱退することができる場合）</p> <p>第二条 法第二十八条の十二第二項第四号の経済産業省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 法第十条第一項の認可（電気事業（特定規模電気事業を除く。）の全部の譲渡しに係るものに限る。）を受ける場合</p> <p>二 法第十条第二項の認可（電気事業者たる法人の分割に係るものに限る。）を受ける場合</p> <p>（送配電等業務指針）</p> <p>第十二条 法第二十八条の四十五第三号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p>

- 一 送電事業者が維持し、及び運用する電線路の能力の向上に関する事項
- 二 受電用の設備と一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続に関する事項
- 三 (略)
- 四 一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路の運用に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路に関する情報の公開に関する事項その他送配電等業務の実施に関する事項

- 一 卸電気事業者が維持し、及び運用する電線路の能力の向上に関する事項
- 二 受電用の設備と一般電気事業者が維持し、及び運用する電線路との電氣的な接続に関する事項
- 三 (略)
- 四 一般電気事業者が維持し、及び運用する電線路の運用に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、一般電気事業者が維持し、及び運用する電線路に関する情報の公開に関する事項その他送配電等業務の実施に関する事項

○電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款において定めるべき事項等に関する省令（平成二十七年経済産業省令第五十六号）【第十五条関係】

改正案	現行
<p>電気事業法等の一部を改正する法律附則第八条第三項の規定に基づき仮発電事業者が届け出るべき事項等を定める省令</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第一条 この省令において使用する用語は、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号。以下「法」という。）及び電気事業法等の一部を改正する法律（以下「平成二十六年改正法」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>(発電事業の届出)</p> <p>第一条の二 平成二十六年改正法附則第八条第三項の規定による届出をしようとする者は、様式第一の発電事業届出書を提出しなければならない。</p> <p>2 平成二十六年改正法附則第八条第三項第五号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先</p> <p>二 特定発電用電気工作物ごとの接続最大電力及び出力</p> <p>三 専ら自己の消費の用に供する発電用の電気工作物であつて、法第二十八条の三第一項の規定による接続に係るものを有する場合にあつては、当該電気工作物の設置の場所、原動力の種類、周波数及び出力</p>	<p>電気事業法等の一部を改正する法律附則第九条第一項の規定に基づき一般電気事業者が定める託送供給等約款において定めるべき事項等に関する省令</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第一条 この省令において使用する用語は、電気事業法等の一部を改正する法律（以下「平成二十六年改正法」という。）第一条の規定による改正後の電気事業法（昭和三十九年法律第七十号。次条において「新電気事業法」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>(新設)</p>

四 一般送配電事業者にその一般送配電事業の用に供するため
の電気を発電し、当該電気を供給することを約している場合
にあつては、その供給の相手方及びその内容

3 平成二十六年改正法附則第八条第四項において準用する法第
二十七条の二十七第二項の経済産業省令で定める書類は、次に
掲げるものとする。

一 発電事業の用に供する電気工作物の概要を記載した書面

二 一般送配電事業者にその一般送配電事業の用に供するため
の電気を発電し、当該電気を供給することを約している場合
にあつては、その供給の相手方との契約書の写し

三 届出者が推進機関の会員でない場合にあつては、当該届出
者が推進機関に加入する手続をとったことを証する書類

(託送供給等約款において定めるべき事項)

第二条 平成二十六年改正法附則第九条第一項に規定する一般電
気事業者（以下単に「一般電気事業者」という。）は、同項の
規定に基づき定める託送供給等約款においては、小売電気事業
、一般送配電事業及び特定送配電事業の用に供するための電気
並びに法第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に係る電気に
係る託送供給及び発電量調整供給に関する次に掲げる事項（沖
縄電力株式会社にあつては、第一号に掲げる事項を除く。）を
定めなければならない。

一・二 (略)

(託送供給等約款の認可の申請)

第三条 平成二十六年改正法附則第九条第一項の規定により託送
供給等約款に係る経済産業大臣の認可の申請を行おうとする一
般電気事業者は、様式第一の二の託送供給等約款認可申請書に

(託送供給等約款において定めるべき事項)

第二条 平成二十六年改正法附則第九条第一項に規定する一般電
気事業者（以下単に「一般電気事業者」という。）は、同項の
規定に基づき定める託送供給等約款においては、小売電気事業
、一般送配電事業及び特定送配電事業の用に供するための電気
並びに新電気事業法第二条第一項第五号ロに掲げる接続供給に
係る電気に係る託送供給及び発電量調整供給に関する次に掲げ
る事項（沖縄電力株式会社にあつては、第一号に掲げる事項
を除く。）を定めなければならない。

一・二 (略)

(託送供給等約款の認可の申請)

第三条 平成二十六年改正法附則第九条第一項の規定により託送
供給等約款に係る経済産業大臣の認可の申請を行おうとする一
般電気事業者は、様式第一の二の託送供給等約款認可申請書に託送

託送供給等約款の案及び次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

(特定小売供給開始の届出)

第十四条 平成二十六年改正法附則第十六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十六年改正法第一条による改正前の電気事業法(以下「旧法」という。)第七条第四項の規定による届出をしようとする者は、様式第七の特定小売供給開始届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(特定小売供給の譲渡し及び譲受けの認可申請)

第十五条 旧法第十条一項の認可を受けようとする者は、様式第八の特定小売供給譲渡譲受認可申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 譲渡し及び譲受けを必要とする理由を記載した書類
- 二 譲渡しに関する契約書の写し
- 三 譲渡価額及びその算出の根拠を記載した書類
- 四 譲受けに要する資金の額及び調達方法を記載した書類
- 五 譲受人の譲受けの日以後三年内の日を含む毎事業年度における様式第九の事業収支見積書
- 六 様式第十の特定小売供給遂行体制説明書
- 七 譲受人がみなし小売電気事業者以外の者であつて、法人である場合にあつては、その者の定款、登記事項証明書、最近の事業年度末の貸借対照表及び損益計算書並びに役員の履歴書
- 八 譲受人が法人の発起人である場合にあつては、その法人の

供給等約款の案及び次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

(新設)

(新設)

定款及び役員となるべき者の履歴書

九 譲渡人又は譲受人が地方公共団体である場合にあっては、当該譲渡人又は譲受人の譲渡し又は譲受けについての議決に係る議会の会議録の写し

十 譲受人の譲受けの日以後三年内の日を含む毎年度における用途別の需要見込み及び供給の計画を記載した書類

十一 譲渡しに係る特定小売供給に水力発電所又は原子力発電所が属する場合において、発電水力に関する水利使用に係る権利又は原子力発電所の譲渡し又は譲受けについて行政庁の承認又は許可を要するときは、その承認書又は許可書の写し
(承認又は許可の申請をしている場合にあっては、その申請書の写し)

2 経済産業大臣は、旧法第十条第一項の認可を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(合併及び分割の認可申請)

第十六条 旧法第十条第二項の認可を受けようとする者は、様式第十一の合併認可申請書又は様式第十二の分割認可申請書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 合併又は分割を必要とする理由を記載した書類

二 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し

三 合併又は分割の条件に関する説明書

四 合併又は分割の日以後三年内の日を含む毎事業年度における様式第九の事業収支見積書

五 様式第十の特定小売供給遂行体制説明書

六 当事者の一方がみなし小売電気事業者以外の者である場合にあっては、その者の定款、登記事項証明書並びに最近の事

(新設)

業年度末の貸借対照表及び損益計算書

七 合併後存続する法人若しくは合併により設立する法人又は分割により特定小売供給の全部を承継する法人の定款及び役員となるべき者の履歴書

八 合併又は分割の日以後三年内の日を含む毎年度における用途別の需要見込み及び供給の計画を記載した書類

九 みなし小売電気事業者が合併しようとする発電事業者が発電事業の用に供する原子力発電所を設置している場合において、その合併について行政庁の認可を受けているとき、又は認可の申請をしているときは、その認可書又は申請書の写し

2| 経済産業大臣は、旧法第十条第二項の認可を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(特定小売供給の地位の承継の届出)

第十七条 旧法第十一条第二項の規定による地位の承継の届出をしようとする者は、様式第十三の特定小売供給承継届出書に特定小売供給の相続があつたことを証する書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

(新設)

(特定小売供給の休止及び廃止の許可申請)

第十八条 旧法第十四条一項の許可を受けようとする者は、様式第十四の特定小売供給休止(廃止)許可申請書に次に掲げる書類(特定小売供給の全部を休止し、又は廃止する場合は、第一号の書類に限る。)を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

(新設)

一 休止又は廃止を必要とする理由を記載した書類

二 特定小売供給の一部を休止し、又は廃止する場合は、休止

し、又は廃止する特定小売供給に係る供給区域の境界を明示した地形図

三 休止し、又は廃止する特定小売供給に係る電気工作物の概要を記載した書類

四 休止又は廃止の日以後三年内の日を含む毎事業年度における様式第九の事業収支見積書

2 経済産業大臣は、旧法第十四条第一項の許可を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(法人の解散の認可申請)

第十九条 旧法第十四条第二項の認可を受けようとする者は、様式第十五の解散認可申請書に解散を必要とする理由を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 経済産業大臣は、旧法第十四条第二項の認可を受けようとする者に対し、前項の書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(特定小売供給約款において定めるべき事項)

第二十条 平成二十六年改正法附則第十八条第一項の特定小売供給約款は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 適用区域又は適用範囲

二 供給の種別

三 供給電圧及び周波数

四 料金、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則(平成二十八年経済産業省令第 号)第四十三条第二項に規定する基準平均燃料価格及び換算係数並びに同条第四項に規定する基準調整単価

(新設)

(新設)

- 五 電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担に関する事項（電気の使用者の負担となるものについては、その金額又は金額の決定の方法）
- 六 前二号に掲げるもののほか、電気の使用者の負担となるものがある場合にあつては、その内容
- 七 契約の申込みの方法及び契約の解除に関する事項
- 八 供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法
- 九 供給の停止及び中止に関する事項
- 十 送電上の責任の分界
- 十一 電気の使用方法、器具、機械その他の用品の使用等に関する制限を設ける場合にあつては、その事項
- 十二 前各号に掲げるもののほか、電気の供給条件又はみなし小売電気事業者及び電気の使用者の責任に関する事項がある場合にあつては、その内容
- 十三 有効期間を定める場合にあつては、その期間
- 十四 実施期日

（特定小売供給約款の認可の申請）

第二十一条 平成二十六年改正法附則第十八条第一項の規定による特定小売供給約款の設定の認可を受けようとする者は、様式第十六の特定小売供給約款認可申請書に特定小売供給約款の案及び次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則の規定に基づいて作成した同令様式第一から様式第八までの書類
 - 二 電気の使用者の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書
- 2 | 平成二十六年改正法附則第十八条第一項の規定により特定小

（新設）

売供給約款の変更の認可を受けようとする者は、様式第十七の特定小売供給約款変更認可申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 変更を必要とする理由を記載した書類

二 変更しようとする部分を明らかにした変更前の特定小売供給約款

三 第二十条第四号の事項の変更（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第八号。以下「再エネ特措法」という。）第十六条第一項に規定する賦課金の額（以下「賦課金額」という。）若しくはその額に係る表示若しくは請求の方法のみの変更（以下「賦課金額のみの変更」という。）又は消費税及び地方消費税に相当する額（以下「消費税等相当額」という。）若しくはその額に係る表示若しくは請求の方法のみの変更（以下「消費税等相当額のみの変更」という。）を除く。）をしようとする場合にあつては、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則の規定に基づいて作成した同令様式第一から様式第八まで（同令第二十二條第一項又は第三十七條第一項に規定する場合にあつては、同令様式第九から様式第十三まで、同令第二十三條第一項又は第三十八條第一項に規定する場合にあつては、同令様式第十四から様式第十七まで）の書類

四 第二十条第五号又は第六号の事項を変更しようとする場合にあつては、電気の使用者の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

第二十二條 旧法第十九條第三項の経済産業省令で定める料金を引き下げる場合その他の電気の使用者の利益を阻害するおそれ

（新設）

がないと見込まれる場合は、次の各号のいずれかに該当する改正法附則第十八条第一項の認可を受けた特定小売供給約款（改正法附則第十六条第三項の規定によりなお効力を有するものとして読み替えて適用される旧法第十九条第四項又は第七項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの。以下この条から第二十六条までにおいて「特定小売供給約款」という。）の変更とする。

一 特定小売供給約款により電気の供給を受け、現に電気を使用している者（以下「電気使用者」という。）の料金及びその支払期日から支払が遅延することにより追加的に発生する当該電気使用者の負担（以下「料金等」という。）を変更する場合であつて、当該電気使用者の電気の使用量、最大需要電力その他の使用形態並びに当該電気使用者が料金を支払うべき義務の発生する日からその支払を行う日までの期間並びに小売電気事業等（小売電気事業及び発電事業（その小売電気事業の用に供するための電気を発電するものに限る。）をいう。以下同じ。）の用に供する石炭、石油及び液化天然ガス（輸入されたものに限る。）の価格が当該特定小売供給約款の変更の前後において同一であると仮定した場合において、いずれかの電気使用者の支払うべき料金等を合計した額が減少し、かつ、その他の電気使用者の支払うべき料金等を合計した額が増加しないと見込まれる場合

二 電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担に関する事項を変更する場合であつて、いずれの電気使用者の負担も増加しない場合

三 前二号に掲げるもののほか、電気使用者の負担となる事項を変更する場合であつて、いずれの電気使用者の負担も増加しない場合

- 四 供給電力若しくは供給電力量の計測方法又は料金調定の方法を変更する場合であつて、いずれの電気使用者の支払うべき料金等の額及びその他の負担も増加しない場合
- 五 送電上の責任の分界を変更する場合であつて、いずれの電気使用者の支払うべき料金等の額及びその他の負担も増加しない場合
- 六 電気の使用方法、器具、機械その他の用品の使用等を変更する場合であつて、いずれの電気使用者に対しても不利なものとしない場合
- 七 電気使用者が料金を支払うべき義務の発生する日からみなし小売電気事業者が当該電気使用者に対する電気の供給を停止できる日までの期間を変更する場合であつて、いずれの電気使用者に対する期間も短縮されない場合
- 八 電気の供給を停止できる条件又は電気の需給契約を解除できる条件を変更する場合であつて、いずれの電気使用者に対する条件も不利なものとしなない場合
- 九 電気使用者が選択し得る事項を追加する場合
- 十 前各号に掲げるもののほか、特定小売供給約款の構成又は使用する字句等を変更する場合

- 第二十三条 旧法第十九条第四項の規定による特定小売供給約款の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第十八の特定小売供給約款変更届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。
- 一 変更を必要とする理由を記載した書類
 - 二 変更しようとする部分を明らかにした変更前の特定小売供給約款
- 三 第二十条第四号の事項の変更（賦課金額のみの変更又は消

(新設)

費税等相当額のみの変更を除く。)をしようとするとき(次
条各号に掲げる費用の額の減少のみに対応する場合を除く。
)は、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則
の規定に基づいて作成した同令様式第一及び様式第三から様
式第八までの書類

四 第二十条第四号の事項の変更(賦課金額のみの変更又は消
費税等相当額のみの変更を除く。)をしようとするとき(次
条各号に掲げる費用の額の減少のみに対応する場合に限る。
)は、みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則
の規定に基づいて作成した同令様式第十八から様式第二十二
までの書類

五 第二十条第五号又は第六号の事項を変更しようとするとき
は、電気の利用者の負担となるものの金額の算出の根拠又は
当該金額の決定の方法に関する説明書

第二十四条 旧法第十九条第六項の他の法律の規定により支払う
べき費用の増加に対応する場合(特定小売供給を行うに当
たり当該費用を削減することが著しく困難な場合に限る。)と
して経済産業省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当
する特定小売供給約款の変更とする。

- 一 賦課金額の増加に対応する場合
- 二 石油石炭税相当額の増加(石油石炭税の税率の増加その他
の石油石炭税に関する制度の改正に起因するものに限る。)
に対応する場合
- 三 電源開発促進税相当額の増加(電源開発促進税の税率の増
加その他の電源開発促進税に関する制度の改正に起因するも
のに限る。)に対応する場合
- 四 消費税等相当額の増加(消費税若しくは地方消費税の税率

(新設)

の増加その他の消費税若しくは地方消費税の制度の改正に起因するもの又は前二号の増加に伴うものに限る。) に対応する場合

第二十五条 旧法第十九条第七項の規定による特定小売供給約款

の変更の届出をしようとする者は、様式第十九の特定小売供給約款変更届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 変更を必要とする理由を記載した書類

二 変更しようとする部分を明らかにした変更前の特定小売供給約款

三 第二十条第四号の事項の変更(賦課金額のみの変更又は消費税等相当額のみの変更を除く。)をしようとするときは、みなし小売電気事業特定小売供給約款料金算定規則の規定に基づいて作成した同令様式第十八から様式第二十二までの書類

四 第二十条第五号又は第六号の事項を変更しようとするときは、電気の使用者の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

(特定小売供給約款以外の供給条件の認可申請)

第二十六条 旧法第二十一条第一項ただし書の認可を受けようとする者は、様式第二十の特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由を記載した書類

二 料金又は電気の使用者の負担となるものの金額を定めよう

(新設)

(新設)

とする場合にあっては、料金の算出の根拠又は電気の使用者の負担となるものの金額の算出の根拠若しくは当該金額の決定の方法に関する説明書

(賦課金額に係る手続の特例)

第二十七条 第二十一条、第二十三条、第二十五条及び前条の規定に基づき申請書又は届出書を提出しようとする場合であつて、賦課金額又はその額に係る表示若しくは請求の方法の変更をしようとするときは、これらの規定に掲げるもののほか、賦課金額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(消費税等相当額の表示に係る手続の特例)

第二十八条 第二十一条、第二十三条、第二十五条及び第二十六条の規定に基づき申請書又は届出書を提出しようとする場合であつて、消費税等相当額又はその額に係る表示若しくは請求の方法の変更をしようとするときは、これらの規定に掲げるもののほか、消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を経済産業大臣に提出しなければならない。

(意見の聴取)

第二十九条 旧法第一百十条第一項の意見の聴取は、経済産業大臣又はその指名する職員が議長として主宰する意見聴取会によって行う。

2 経済産業大臣は、意見聴取会を開こうとするときは、その期日の二十一日前までに、意見聴取会の期日及び場所並びに事案の内容を審査請求人に対し通知しなければならない。

3 利害関係人(参加人を除く。)又はその代理人として意見聴

(新設)

(新設)

(新設)

- 取会に出席して意見を述べようとする者は、意見聴取会の期日の十四日前までに、意見の概要及びその事案について利害関係があることを疎明する事実を記載した文書によりその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
- 4 経済産業大臣は、前項の規定による届出をした者のうちから、意見聴取会に出席して意見を述べることができる者を指定し、その期日の三日前までに指定した者に対しその旨を通知しなければならぬ。
- 5 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、学識経験のある者、関係行政機関の職員その他の参考人に意見聴取会に出席を求めることができる。
- 6 意見聴取会においては、審査請求人、参加人、第四項の規定による指定を受けた者又はこれらの代理人及び前項の規定により意見聴取会に出席を求められた者以外の者は、意見を述べることができない。
- 7 意見聴取会においては、議長は、最初に審査請求人又はこれらの代理人に審査請求の要旨及び理由を陳述させなければならぬ。
- 8 意見聴取会において審査請求人又はこれらの代理人が出席しないときは、議長は、審査請求書の朗読をもって前項の規定による陳述に代えることができる。
- 9 審査請求人又は利害関係人の代理人は、その代理権を証する書類を議長に提出しなければならない。
- 10 意見聴取会に出席して意見を述べる者が事案の範囲を超えて発言するとき、又は意見聴取会に出席している者が意見聴取会の秩序を乱し、若しくは不穏な言動をするときは、議長は、これらの者に対し、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

11 議長は、意見聴取会の期日又は場所を変更したときは、その期日及び場所を第四項の規定による指定を受けた者及び第五項の規定により意見聴取会に出席を求められた者に通知しなければならない。

(旧供給区域の変更の許可申請)

第三十条 平成二十六年改正法附則第十七条第一項の規定により旧供給区域の変更の許可を受けようとする者は、様式第二十一の旧供給区域変更許可申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 変更を必要とする理由を記載した書類

二 増加し、又は減少する旧供給区域の境界を明示した地形図

三 旧供給区域を増加する場合は、増加する区域に対し電気の供給を開始する日以後三年内の日を含む毎事業年度におけるその区域内の用途別の需要の見込み及び供給の計画を記載した書類

四 旧供給区域を増加する場合は、所要資金の額及び調達方法を記載した書類

五 旧供給区域を増加する場合は、増加する区域に対し電気の供給を開始する日以後三年内の日を含む毎事業年度における様式第九の事業収支見積書

六 旧供給区域を増加する場合は、送電関係一覧図

七 旧供給区域の増加に伴い他から電気の供給を受ける場合は、その供給をする者との契約書の写し

八 申請者が地方公共団体である場合にあつては、当該申請者が旧供給区域を変更することについての議決に係る議会の会議録の写し

2 経済産業大臣は、平成二十六年改正法附則第十七条第一項の

(新設)

認可を受けようとする者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(旧供給区域の増加に伴う事業開始の届出)

第三十一条 第十四条の規定は、平成二十六年改正法附則第十七条第六項の規定による届出をしようとする者に準用する。

(旧認可供給条件の承認)

第三十二条 平成二十六年改正法附則第十九条の承認を受けようとする者は、様式二十二の旧認可供給条件承認申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 旧認可供給条件による供給を必要とする理由を記載した書類

二 料金又は電気の利用者の負担となるものの金額を定めようとする場合にあつては、料金の算出の根拠又は電気の利用者の負担となるものの金額の算出の根拠若しくは当該金額の決定の方法に関する説明書

(特定小売供給約款の公表)

第三十三条 平成二十六年改正法附則第二十条第三項の規定による特定小売供給約款の公表は、同条第一項の認可を受けた日以後遅滞なく、営業所及び事務所に添え置くとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

(公聴会)

第三十四条 経済産業大臣は、平成二十六年改正法附則第二十二條の規定により公聴会を開こうとするときは、その期日の二十一日前までに、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

- 2 | を告示しなければならない。
- 2 | 公聴会は、経済産業大臣又はその指名する職員が議長として主宰する。
- 3 | 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、その期日の十四日前までに、意見の概要を記載した文書によりその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
- 4 | 経済産業大臣は、前項の規定による届出をした者のうちから、公聴会に出席して意見を述べることができる者を指定し、その期日の三日前までに指定した者に対しその旨を通知しなければならない。
- 5 | 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、学識経験のある者、関係行政機関の職員その他の参考人に公聴会に出席を求めることができる。
- 6 | 公聴会においては、第四項の規定による指定を受けた者又は前項の規定により公聴会に出席を求められた者以外の者は意見を述べることができない。
- 7 | 第四項の規定による指定を受けた者又は第五項の規定により公聴会に出席を求められた者は、病気その他の事故により公聴会に出席することができないときは、意見を記載した書類を議長に提出することができる。
- 8 | 公聴会に出席して意見を述べる者が事案の範囲を超えて発言するとき、又は公聴会に出席している者が公聴会の秩序を乱し、若しくは不穏な言動をするときは、議長は、これらの者に対し、その発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。
- 9 | 議長は、公聴会の期日又は場所を変更したときは、その期日及び場所を第四項の規定による指定を受けた者及び第五項の規定により公聴会に出席を求められた者に通知しなければならない。

(準用)

第三十五条 第十四条から第十九条まで及び第二十九条の規定はみなし登録特定送配電事業者に準用する。この場合において、第十四条中「附則第十六条第三項」とあるのは「附則第二十三条第三項」と読み替えるものとする。

(新設)

(旧供給地点の減少の許可申請)

第三十六条 平成二十六年改正法附則第二十四条第二項の規定により旧供給地点の変更の許可を受けようとする者は、様式第二十三の旧供給地点減少許可申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

(新設)

一 変更を必要とする理由を記載した書類

二 減少する旧供給地点の位置を明示した地形図及び旧供給地点を記載した図面

三 申請者が地方公共団体である場合にあつては、旧供給地点の減少についての議会の会議録の写し

(軽微な減少)

第三十七条 平成二十六年改正法附則第二十四条第二項ただし書の経済産業省令で定める軽微な減少は、減少しようとする旧供給地点における需要が五十キロワット未満であり、かつ、当該みなし登録特定送配電事業者の最大供給電力(特別小売供給の用に供することができる最大電力をいう。)の十パーセント未満であることと見込まれることとする。

(新設)

(旧供給地点の減少の届出)

第三十八条 平成二十六年改正法附則第二十四条第四項の規定に

(新設)

よる届出をしようとする者は、様式第二十四の旧供給地点減少届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 減少を必要とする理由を記載した書類
- 二 減少する旧供給地点の位置を明示した地形図及び旧供給地点を記載した図面
- 三 届出者が地方公共団体である場合にあつては、旧供給地点の変更についての議会の会議録の写し

(みなし登録特定送配電事業者の供給条件において定めるべき事項)

第三十九条 平成二十六年改正法附則第二十五条第一項の供給条件は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 適用地点
- 二 供給の種別がある場合にあつては、その種別
- 三 供給電圧及び周波数
- 四 料金
- 五 電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担に関する事項(電気の利用者の負担となるものについては、その金額又は金額の決定の方法)
- 六 前二号に掲げるもののほか、電気の利用者の負担となるものがある場合にあつては、その内容
- 七 契約の申込みの方法及び契約の解除に関する事項
- 八 供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法
- 九 供給の停止及び中止に関する事項
- 十 送電上の責任の分界
- 十一 電気の使用方法、器具、機械その他の用品の使用等に関する制限を設ける場合にあつては、その事項

(新設)

十二 前各号に掲げるもののほか、電気の供給条件又はみなし登録特定送配電事業者及び電気の使用者の責任に関する事項がある場合にあつては、その内容

十三 有効期間を定める場合にあつては、その期間

十四 実施期日

第四十条 平成二十六年改正法附則第二十五条第一項の規定による供給条件の設定の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第二十五の特別小売供給条件届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 料金の算出の根拠に関する書類

二 電気の使用者の負担となるものの金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書

2 | 平成二十六年改正法附則第二十五条第一項の規定による供給条件の変更の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第二十六の特別小売供給条件変更届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、第三号及び第四号の書類は、前条第四号から第六号までの事項を変更しようとするものでない場合には、添付することを要しない。

一 変更を必要とする理由を記載した書類

二 変更しようとする部分を明らかにした変更前の供給条件

三 料金の算出の根拠又は電気の使用者の負担となるものの金額の算出の根拠若しくは当該金額の決定の方法に関する説明書

四 変更後の供給条件の実施の日以後三年内の日を含む毎事業年度における様式第四の事業収支見積書

(新設)

3 第二十七条及び第二十八条の規定は前二項の届出書の提出に準用する。

(立入検査の身分証明書)

第四十一条 平成二十六年改正法附則第二十五条の三第三項の証明書は、様式第二十七によるものとする。

(聴聞)

第四十二条 行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条第一項の規定による通知は、聴聞を行うべき期日の二十一日前までに
で行わなければならない。

2 第三十四条第四項の規定は、聴聞に準用する。この場合において、「前項の規定による届出」とあるのは、「行政手続法第十七条第一項の許可の申請」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

改正案	現行
<p>(用語の意義)</p> <p>第一条 この省令において使用する用語は、電気事業法（以下「法」という。）及び電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号。以下「改正法」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>(軽微な変更)</p> <p>第二条の二 法第二条の六第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 変更後の供給能力として見込まれる値（変更がない場合にあっては直近供給能力値をいう。以下この条において「変更後供給能力値」という。）を変更後の最大需要電力として見込まれる値（変更がない場合にあつては直近需要電力値をいう。以下この条において「変更後最大電力値」という。）で除した値が減少しないもの</p> <p>二 変更後供給能力値を変更後最大電力値で除した値が減少するものであつて、当該値が一・〇八以上であり、かつ、変更後供給能力値のうち、卸電力取引市場からの調達に係る値を除いた値が変更後最大電力値以上であるもの</p> <p>2 前項の規定は、次の各号に掲げる変更のいずれかに該当するものについては、適用しない。</p> <p>一 変更後最大電力値が百五十万キロワット以上増加し、又は変更後最大電力値が直近需要電力値の二倍を超えるもの</p> <p>二 変更後供給能力値が百五十万キロワット以上減少し、又は</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第一条 この省令において使用する用語は、電気事業法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。</p> <p>(新設)</p>

変更後供給能力値が直近供給能力値の二分の一を下回るもの
三 沖縄県及び離島（沖縄県に属するものを除く。）の需要に
応ずるために必要な供給能力の確保に関するもの

3 前二項において「直近需要電力値」とは、直近の法第二条の
四第一項（法第二条の六第三項において読み替えて準用する場
合を含む。）の規定により登録された最大需要電力の値とい
い、「直近供給能力値」とは、直近の法第二条の四第一項（法第
二条の六第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の
規定により登録された供給能力の値をいう。

（変更登録の申請）

第二条の三 法第二条の六第二項の申請書は、様式第三の二によ
るものとする。

2 法第二条の六第三項において準用する法第二条の三第二項の
経済産業省令で定める書類は、変更を必要とする理由を記載し
たものとする。

3 経済産業大臣は、法第二条の六第二項の変更登録の申請書を
提出した者に対し、前項の書類のほか、他の者からその小売電
気事業の用に供するための電気の供給を受ける場合における当
該電気の供給に係る契約書の写しその他の必要と認める書類の
提出を求めることができる。

（変更の届出）

第二条の四 法第二条の六第四項の規定による法第二条の三第一
項各号（第三号を除く。）に掲げる事項の変更の届出をしよう
とする者は、様式第三の三の小売電気事業者氏名等変更届出書に
当該変更が行われたことを証する書類（同項第一号に掲げる事
項に変更がある場合に限る。）を添えて、経済産業大臣に提出

（新設）

（新設）

しなければならない。

2 | 法第二条の六第四項の規定による同条第一項ただし書の軽微な変更の届出をしようとする者は、様式第三の四の小売電気事業変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

(小売電気事業の地位の承継の届出)

第二条の五 | 法第二条の七第二項の規定による地位の承継の届出をしようとする者は、様式第三の五の小売電気事業承継届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 | 当該事業の全部の譲渡し又は相続、合併若しくは分割があったことを証する書類

二 | 小売電気事業者の地位を承継した者が小売電気事業者以外の者である場合にあつては、次に掲げる書類

イ | 法第二条の五第一項各号(第四号を除く。)に該当しないことを誓約する書面

ロ | 法人である場合にあつては、当該法人の定款、登記事項証明書

ハ | 法人の発起人である場合にあつては、当該法人の定款

(事業の休止及び廃止並びに法人の解散の届出)

第二条の六 | 法第二条の八第一項の規定による小売電気事業の休止又は廃止の届出をしようとする者は、様式第三の六の小売電気事業休止(廃止)届出書に同条第三項の規定によりその小売供給の相手方に対し周知させるために行つた措置の内容を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 | 法第二条の八第二項の規定による小売電気事業者たる法人の

(新設)

(新設)

解散の届出をしようとする者は、様式第三の七の解散届出書を
経済産業大臣に提出しなければならない。

(事業の休止及び廃止に係る小売供給の相手方への周知)

第二条の七 法第二条の八第三項の規定により周知させようとする小売電気事業者は、あらかじめ相当な期間を置いて、次の各号のいずれかの方法により、その事業を休止し、又は廃止しようとする旨をその小売供給の相手方に対して適切に周知させなければならない。

- 一 訪問
- 二 電話
- 三 郵便、信書便、電報その他の手段による書面の送付
- 四 電子メールの送信
- 五 当該小売電気事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたその事業を休止し、又は廃止しようとする旨の情報を電気通信回線を通じて当該小売供給の相手方の閲覧に供する方法

(供給条件の説明等)

第三条 (略)

2 (略)

3 小売電気事業者又は小売電気事業者が行う小売供給契約の締結の取次ぎを業として行う者(以下この条及び次条において「取次業者」という。)が既に締結されている小売供給契約を更新しようとする場合における法第二条の十三第一項の規定による説明は、第一項の規定にかかわらず、同項第十六号に掲げる事項について行えば足りるものとする。ただし、同号に掲げる事項のみを説明することについて小売供給を受けようとする者

(新設)

(供給条件の説明等)

第三条 (略)

2 (略)

3 小売電気事業者が既に締結されている小売供給契約を更新しようとする場合における法第二条の十三第一項の規定による説明は、第一項の規定にかかわらず、同項第十六号に掲げる事項について行えば足りるものとする。ただし、同号に掲げる事項のみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

4 小売電気事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合（次項に規定する場合を除く。）における法第二条の十三第一項の規定による説明は、第一項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項のうち当該変更しようとするものについて行えば足りるものとする。ただし、同項各号に掲げる事項のうち当該変更しようとするもののみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

5 小売電気事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合（法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の当該小売供給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合に限る。）における法第二条の十三第一項の規定による説明は、第一項の規定にかかわらず、当該変更しようとする事項の概要について行えば足りるものとする。ただし、当該変更しようとする事項の概要のみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

6 法第二条の十三第二項の経済産業省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 小売電気事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を更新しようとする場合であつて、法第二条の十三第二項の書面を交付することなく同条第一項の規定による説明を行うことについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ている場合

三 小売電気事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合（法令の制定又は改廃に伴い

4 小売電気事業者が既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合（次項に規定する場合を除く。）における法第二条の十三第一項の規定による説明は、第一項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項のうち当該変更しようとするものについて行えば足りるものとする。ただし、同項各号に掲げる事項のうち当該変更しようとするもののみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

5 小売電気事業者が既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合（法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の当該小売供給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合に限る。）における法第二条の十三第一項の規定による説明は、第一項の規定にかかわらず、当該変更しようとする事項の概要について行えば足りるものとする。ただし、当該変更しようとする事項の概要のみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

6 法第二条の十三第二項の経済産業省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 小売電気事業者が既に締結されている小売供給契約を更新しようとする場合であつて、法第二条の十三第二項の書面を交付することなく同条第一項の規定による説明を行うことについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ている場合

三 小売電気事業者が既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合（法令の制定又は改廃に伴い当然必要とさ

当然必要とされる形式的な変更その他の当該小売供給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合に限る。)であつて、法第二条の十三第二項の書面を交付することなく同条第一項の規定による説明を行うことについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ている場合

7 小売電気事業者等(法第二条の十三第一項に規定する小売電気事業者等をいう。以下同じ。)は、前項第一号に掲げる場合においては、法第二条の十三第一項の規定による説明を行った後遅滞なく、小売供給を受けようとする者に対し、同条第二項の書面を交付しなければならない。

8 (略)

9 小売電気事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を更新しようとする場合における法第二条の十三第二項の経済産業省令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、第一項第十六号に掲げる事項とする。ただし、同条第一項の規定による説明として、小売電気事業者等が同号に掲げる事項のみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

10 小売電気事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合(次項に規定する場合を除く。)における法第二条の十三第二項の経済産業省令で定める事項は、第八項の規定にかかわらず、第一項各号に掲げる事項のうち当該変更しようとするものとする。ただし、同条第一項の規定による説明として、小売電気事業者等が第一項各号に掲げる事項のうち当該変更しようとするもののみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

11 小売電気事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給

れる形式的な変更その他の当該小売供給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合に限る。)であつて、法第二条の十三第二項の書面を交付することなく同条第一項の規定による説明を行うことについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ている場合

7 小売電気事業者等は、前項第一号に掲げる場合においては、法第二条の十三第一項の規定による説明を行った後遅滞なく、小売供給を受けようとする者に対し、同条第二項の書面を交付しなければならない。

8 (略)

9 小売電気事業者が既に締結されている小売供給契約を更新しようとする場合における法第二条の十三第二項の経済産業省令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、第一項第十六号に掲げる事項とする。ただし、同条第一項の規定による説明として、当該小売電気事業者が同号に掲げる事項のみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

10 小売電気事業者が既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合(次項に規定する場合を除く。)における法第二条の十三第二項の経済産業省令で定める事項は、第八項の規定にかかわらず、第一項各号に掲げる事項のうち当該変更しようとするものとする。ただし、同条第一項の規定による説明として、当該小売電気事業者が第一項各号に掲げる事項のうち当該変更しようとするもののみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

11 小売電気事業者が既に締結されている小売供給契約を変更し

契約を変更しようとする場合（法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の当該小売供給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合に限る。）における法第二条の十三第二項の経済産業省令で定める事項は、第八項の規定にかかわらず、当該変更しようとする事項の概要とする。ただし、同条第一項の規定による説明として、小売電気事業者等が当該変更しようとする事項の概要のみを説明することについては、小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

12・13 (略)

(書面の交付)

第四条 法第二条の十四第一項の経済産業省令で定める場合は、小売電気事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更した場合（法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の当該小売供給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更をした場合に限る。）であつて、同項の書面を交付しないことについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ている場合とする。

2 法第二条の十四第一項第三号の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一〜四 (略)

3 小売電気事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を更新した場合における法第二条の十四第一項第三号の経済産業省令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、前条第一項第十六号に掲げる事項及び供給地点特定番号とする。ただし、法第二条の十四第一項第一号及び第二号に掲げる事項、前条第一項第十六号に掲げる事項並びに供給地点特定番号のみを

ようとする場合（法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の当該小売供給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合に限る。）における法第二条の十三第二項の経済産業省令で定める事項は、第八項の規定にかかわらず、当該変更しようとする事項の概要とする。ただし、同条第一項の規定による説明として、当該小売電気事業者が当該変更しようとする事項の概要のみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

12・13 (略)

(書面の交付)

第四条 法第二条の十四第一項の経済産業省令で定める場合は、小売電気事業者が既に締結されている小売供給契約を変更した場合（法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の当該小売供給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更をした場合に限る。）であつて、同項の書面を交付しないことについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ている場合とする。

2 法第二条の十四第一項第三号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一〜四 (略)

3 小売電気事業者が既に締結されている小売供給契約を更新した場合における法第二条の十四第一項第三号の経済産業省令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、前条第一項第十六号に掲げる事項及び供給地点特定番号とする。ただし、法第二条の十四第一項第一号及び第二号に掲げる事項、前条第一項第十六号に掲げる事項並びに供給地点特定番号のみを記載した書

記載した書面を交付することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

4 小売電気事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更した場合（第一項に規定する場合を除く。）における法第二条の十四第一項第三号の経済産業省令で定める事項は、第二項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる事項のうち当該変更したもの及び供給地点特定番号とする。ただし、同項第一号及び第二号に掲げる事項、第二項第一号から第三号までに掲げる事項のうち当該変更したもの並びに供給地点特定番号のみを記載した書面を交付することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

5 法第二条の十四第二項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 当該小売電気事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第二条の十四第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第二項各号に掲げる事項又は第三項本文若しくは前項本文に規定する事項（以下この条において「契約締結時交付事項」という。）を電気通信回線を通じて小売供給を受けようとする者の閲覧に供する方法（小売供給を受けようとする者が当該ファイルの記録を出力することによる書面を作成することができない場合にあっては、当該ファイルに記録された契約締結時交付事項を電気通信回線を通じて小売供給を受けようとする者の閲覧に供する方法であつて、当該ファイルに記録された契約締結時交付事項を、その記録された日から起算して三月間、消去し、又は改変できないもの）

面を交付することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

4 小売電気事業者が既に締結されている小売供給契約を変更した場合（第一項に規定する場合を除く。）における法第二条の十四第一項第三号の経済産業省令で定める事項は、第二項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる事項のうち当該変更したもの及び供給地点特定番号とする。ただし、法第二条の十四第一項第一号及び第二号に掲げる事項、第二項第一号から第三号までに掲げる事項のうち当該変更したもの並びに供給地点特定番号のみを記載した書面を交付することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

5 法第二条の十四第二項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 当該小売電気事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第二条の十四第一項及び第二号に掲げる事項並びに第二項各号に掲げる事項又は第三項本文若しくは前項本文に規定する事項（以下この条において「契約締結時交付事項」という。）を電気通信回線を通じて小売供給を受けようとする者の閲覧に供する方法（小売供給を受けようとする者が当該ファイルの記録を出力することによる書面を作成することができない場合にあっては、当該ファイルに記録された契約締結時交付事項を電気通信回線を通じて小売供給を受けようとする者の閲覧に供する方法であつて、当該ファイルに記録された契約締結時交付事項を、その記録された日から起算して三月間、消去し、又は改変できないもの）

三 (略)
6 (略)

(電磁的方法の種類及び内容)

第四条の二 令第二条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

- 一 第三条第十二項各号又は前条第五項各号に掲げる方法のうち、小売電気事業者等が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

(小売電気事業者等による情報通信の技術を利用した承諾の取得)

第四条の三 令第二条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 電子メールを送信する方法であつて、小売電気事業者等が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるもの

- 二 当該小売電気事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された小売供給を受けようとする者の承諾に関する事項を電気通信回線を通じて小売供給を受けようとする者の閲覧に供し、当該小売電気事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該小売供給を受けようとする者の承諾に関する事項を記録する方法

- 三 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他の記録媒体に小売供給を受けようとする者の承諾に関する事項を記録したも

三 (略)
6 (略)

(新設)

(新設)

のを得る方法

(軽微な変更)

第五条の二 法第二十七条の十九第一項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 変更後の供給能力として見込まれる値(変更がない場合にあっては直近供給能力値をいう。以下この条において「変更後供給能力値」という。)を変更後の最大需要電力として見込まれる値(変更がない場合にあっては直近需要電力値をいう。以下この条において「変更後最大電力値」という。)で除した値が減少しないもの

2 | 二 変更後供給能力値を変更後最大電力値で除した値が減少するものであって、当該値が一・〇八以上であり、かつ、変更後供給能力値のうち、卸電力取引市場からの調達に係る値を除いた値が変更後最大電力値以上であるもの

前項の規定は、次の各号に掲げる変更のいずれかに該当するものについては、適用しない。

一 変更後最大電力値が百五十キロワット以上増加し、又は変更後最大電力値が直近需要電力値の二倍を超えるもの

二 変更後供給能力値が百五十キロワット以上減少し、又は変更後供給能力値が直近供給能力値の二分の一を下回るもの

三 沖縄県及び離島(沖縄県に属するものを除く。)の需要に
応ずるために必要な供給能力の確保に関するもの

3 | 前二項において「直近需要電力値」とは、直近の法第二十七条の十七第一項(法第二十九条の十九第三項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により登録された最大需要電力の値といい、「直近供給能力値」とは、直近の法第二十七条

(新設)

の十七第一項（法第二十九条の十九第三項において読み替えて準用するを含む。）の規定により登録された供給能力の値をいう。

（変更登録の申請）

第五条の三 法第二十七条の十九第二項の申請書は、様式第六によるものとする。

2 法第二十七条の十九第三項において準用する法第二十七条の十六第二項の経済産業省令で定める書類は、変更を必要とする理由を記載したものとする。

3 経済産業大臣は、法第二十七条の十九第二項の変更登録の申請書を提出した者に対し、前項の書類のほか、他の者からその小売供給の用に供するための電気の供給を受ける場合における当該電気の供給に係る契約書の写しその他の必要と認める書類の提出を求めることができる。

（変更の届出）

第五条の四 法第二十七条の十九第四項の規定による法第二十七条の十六第一項各号（第四号を除く。）に掲げる事項の変更の届出をしようとする者は、様式第七の小売供給氏名等変更届出書に当該変更が行われたことを証する書類（同項第一号に掲げる事項に変更がある場合に限る。）を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

2 法第二十七条の十九第四項の規定による同条第一項ただし書の軽微な変更の届出をしようとする者は、様式第八の小売供給変更届出書に、変更を必要とする理由を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

（新設）

（新設）

(小売供給の休止及び廃止の届出)

第五条の五 法第二十七条の二十第一項の規定による小売供給の休止又は廃止の届出をしようとする者は、様式第九の小売供給休止(廃止)届出書に、同条第二項の規定によりその小売供給の相手方に対し周知させるために行つた措置の内容を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

(小売供給の休止及び廃止に係る小売供給の相手方への周知)

第五条の六 法第二十七条の二十第二項の規定により周知させようとする登録特定送配電事業者は、あらかじめ相当な期間を置いて、次の各号のいずれかの方法により、その小売供給を休止し、又は廃止しようとする旨をその小売供給の相手方に対して適切に周知させなければならない。

- 一 訪問
- 二 電話
- 三 郵便、信書便、電報その他の手段による書面の送付
- 四 電子メールの送信
- 五 当該登録特定送配電事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたその事業を休止し、又は廃止しようとする旨の情報を電気通信回線を通じて当該小売供給の相手方の閲覧に供する方法

(供給条件の説明等)

第六条 法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第一項の規定による説明は、次に掲げる事項について行わなければならない。ただし、第四号に掲げる事項のうち苦情及び問合せに應じることができる時間帯については、登録特定送配電事業者が契約媒介業者等の業務の方法につ

(新設)

(新設)

(供給条件の説明等)

第六条 法第二十七条の二十六第三項において準用する法第二条の十三第一項の規定による説明は、次に掲げる事項について行わなければならない。ただし、第四号に掲げる事項のうち苦情及び問合せに應じることができる時間帯については、登録特定送配電事業者が契約媒介業者等の業務の方法についての苦情及

ての苦情及び問合せを処理することとしている場合は、この限りでない。

一〇二十四 (略)

2 (略)

3 登録特定送配電事業者又は登録特定送配電事業者が行う小売供給に関する契約の締結の取次ぎを業として行う者(以下この条及び次条において「取次業者」という。)が既に締結されている小売供給契約を更新しようとする場合における法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二十七条の第一項の規定による説明は、第一項の規定にかかわらず、同項第十五号に掲げる事項について行えば足りるものとする。ただし、同号に掲げる事項のみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

4 登録特定送配電事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合(次項に規定する場合を除く。)における法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二十七条の十三第一項の規定による説明は、第一項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項のうち当該変更しようとするものについて行えば足りるものとする。ただし、同項各号に掲げる事項のうち当該変更しようとするもののみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

5 登録特定送配電事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合(法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の当該小売供給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合に限る。)における法第二十七条の二十六第三項において読み替えて

び問合せを処理することとしている場合は、この限りでない。

一〇二十四 (略)

2 (略)

3 登録特定送配電事業者が既に締結されている小売供給契約を更新しようとする場合における法第二十七条の二十六第三項において準用する法第二十七条の十三第一項の規定による説明は、第一項の規定にかかわらず、同項第十五号に掲げる事項について行えば足りるものとする。ただし、同号に掲げる事項のみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

4 登録特定送配電事業者が既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合(次項に規定する場合を除く。)における法第二十七条の二十六第三項において準用する法第二十七条の十三第一項の規定による説明は、第一項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項のうち当該変更しようとするものについて行えば足りるものとする。ただし、同項各号に掲げる事項のうち当該変更しようとするもののみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

5 登録特定送配電事業者が既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合(法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の当該小売供給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合に限る。)における法第二十七条の二十六第三項において準用する法第二十七条の十三

準用する法第二条の十三第一項の規定による説明は、第一項の規定にかかわらず、当該変更しようとする事項の概要について行えば足りるものとする。ただし、当該変更しようとする事項の概要のみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

6 法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第二項の経済産業省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第二項の書面を交付することなく電話により法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第一項の規定による説明を行うことについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ている場合

二 登録特定送配電事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を更新しようとする場合であつて、法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第二項の書面を交付することなく法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第一項の規定による説明を行うことについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ている場合

三 登録特定送配電事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合（法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の当該小売供給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合に限る。）であつて、法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第二項の書面を交付することなく法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第一項の規定による説明を行うこと

第一項の規定による説明は、第一項の規定にかかわらず、当該変更しようとする事項の概要について行えば足りるものとする。ただし、当該変更しようとする事項の概要のみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

6 法第二十七条の二十六第三項において準用する法第二条の十三第二項の経済産業省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第二十七条の二十六第三項において準用する法第二条の十三第二項の書面を交付することなく電話により法第二十七条の二十六第三項において準用する法第二条の十三第一項の規定による説明を行うことについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ている場合

二 登録特定送配電事業者が既に締結されている小売供給契約を更新しようとする場合であつて、法第二十七条の二十六第三項において準用する法第二条の十三第二項の書面を交付することなく法第二十七条の二十六第三項において準用する法第二条の十三第一項の規定による説明を行うことについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ている場合

三 登録特定送配電事業者が既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合（法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の当該小売供給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合に限る。）であつて、法第二十七条の二十六第三項において準用する法第二条の十三第二項の書面を交付することなく法第二十七条の二十六第三項において準用する法第二条の十三第一項の規定による説明を行うことについて小売供給を受けようとする

7 登録特定送配電事業者等は、前項第一号に掲げる場合においては、法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第一項の規定による説明を行った後遅滞なく、小売供給を受けようとする者に対し、法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第二項の書面を交付しなければならない。

8 法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第二項の経済産業省令で定める事項は、第一項各号に掲げる事項とする。

9 登録特定送配電事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を更新しようとする場合における法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第二項の経済産業省令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、第一項第十五号に掲げる事項とする。ただし、法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第一項の規定による説明として、登録特定送配電事業者等が同号に掲げる事項のみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

10 登録特定送配電事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合（次項に規定する場合を除く。）における法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第二項の経済産業省令で定める事項は、第八項の規定にかかわらず、第一項各号に掲げる事項のうち当該変更しようとするものとする。ただし、法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第一項の規定による説明として、登録特定送配電事業者等が第一項各号に掲げる事項のうち当該変更しようとするもののみを説明

者の承諾を得ている場合

7 登録特定送配電事業者等は、前項第一号に掲げる場合においては、法第二十七条の二十六第三項において準用する法第二条の十三第一項の規定による説明を行った後遅滞なく、小売供給を受けようとする者に対し、法第二十七条の二十六第三項において準用する法第二条の十三第二項の書面を交付しなければならない。

8 法第二十七条の二十六第三項において準用する法第二条の十三第二項の経済産業省令で定める事項は、第一項各号に掲げる事項とする。

9 登録特定送配電事業者が既に締結されている小売供給契約を更新しようとする場合における法第二十七条の二十六第三項において準用する法第二条の十三第二項の経済産業省令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、第一項第十五号に掲げる事項とする。ただし、法第二十七条の二十六第三項において準用する法第二条の十三第一項の規定による説明として、当該登録特定送配電事業者が同号に掲げる事項のみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

10 登録特定送配電事業者が既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合（次項に規定する場合を除く。）における法第二十七条の二十六第三項において準用する法第二条の十三第二項の経済産業省令で定める事項は、第八項の規定にかかわらず、第一項各号に掲げる事項のうち当該変更しようとするものとする。ただし、法第二十七条の二十六第三項において準用する法第二条の十三第一項の規定による説明として、当該登録特定送配電事業者が第一項各号に掲げる事項のうち当該変更しようとするもののみを説明することについて小売供給を受け

することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

11 登録特定送配電事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合（法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の当該小売供給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合に限る。）における法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第二項の経済産業省令で定める事項は、第八項の規定にかかわらず、当該変更しようとする事項の概要とする。ただし、法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第一項の規定による説明として、登録特定送配電事業者等が当該変更しようとする事項の概要のみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

12 法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第三項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

13 登録特定送配電事業者等は、法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十三第三項の規定により、前項各号に掲げる方法により説明時交付事項を提供した場合においても、小売供給を受けようとする者からの求めがあったときは、その者に対し、説明時交付事項を記載した書面を交付するよう努めなければならない。

(書面の交付)

第七条 法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十四第一項の経済産業省令で定める場合は、登録

ようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

11 登録特定送配電事業者が既に締結されている小売供給契約を変更しようとする場合（法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の当該小売供給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合に限る。）における法第二十七条の二十六第三項において準用する法第二条の十三第二項の経済産業省令で定める事項は、第八項の規定にかかわらず、当該変更しようとする事項の概要とする。ただし、法第二十七条の二十六第三項において準用する法第二条の十三第一項の規定による説明として、当該登録特定送配電事業者が当該変更しようとする事項の概要のみを説明することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

12 法第二十七条の二十六第三項において準用する法第二条の十三第三項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

13 登録特定送配電事業者等は、法第二十七条の二十六第三項において準用する法第二条の十三第三項の規定により、前項各号に掲げる方法により説明時交付事項を提供した場合においても、小売供給を受けようとする者からの求めがあったときは、その者に対し、説明時交付事項を記載した書面を交付するよう努めなければならない。

(書面の交付)

第七条 法第二十七条の二十六第三項において準用する法第二条の十四第一項の経済産業省令で定める場合は、登録特定送配電

特定送配電事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更した場合（法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の当該小売供給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更をした場合に限る。）であつて、法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十四第一項の書面を交付しないことについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ている場合とする。

2 法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十四第一項第三号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一（三）（略）

3 登録特定送配電事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を更新した場合における法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十四第一項第三号の経済産業省令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、前条第一項第十五号に掲げる事項とする。ただし、法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十四第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに前条第一項第十五号に掲げる事項のみを記載した書面を交付することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

4 登録特定送配電事業者又は取次業者が既に締結されている小売供給契約を変更した場合（第一項に規定する場合を除く。）における法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十四第一項第三号の経済産業省令で定める事項は、第二項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる事項のうち当該変更したものとす。ただし、法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十

事業者が既に締結されている小売供給契約を変更した場合（法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の当該小売供給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更をした場合に限る。）であつて、法第二十七条の二十六第三項において準用する法第二条の十四第一項の書面を交付しないことについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ている場合とする。

2 法第二十七条の二十六第三項において準用する法第二条の十四第一項第三号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一（三）（略）

3 登録特定送配電事業者が既に締結されている小売供給契約を更新した場合における法第二十七条の二十六第三項において準用する法第二条の十四第一項第三号の経済産業省令で定める事項は、前項の規定にかかわらず、前条第一項第十五号に掲げる事項とする。ただし、法第二十七条の二十六第三項において準用する法第二条の十四第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに前条第一項第十五号に掲げる事項のみを記載した書面を交付することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

4 登録特定送配電事業者が既に締結されている小売供給契約を変更した場合（第一項に規定する場合を除く。）における法第二十七条の二十六第三項において準用する法第二条の十四第一項第三号の経済産業省令で定める事項は、第二項の規定にかかわらず、同項第一号から第三号までに掲げる事項のうち当該変更したものとす。ただし、法第二十七条の二十六第三項において準用する法第二条の十四第一項第一号及び第二号に掲げる

四第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第二項第一号から第三号までに掲げる事項のうち当該変更したのみを記載した書面を交付することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

5 法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十四第二項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 当該登録特定送配電事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十四第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第二項各号に掲げる事項又は第三項本文若しくは前項本文に規定する事項（以下この条において「契約締結時交付事項」という。）を電気通信回線を通じて小売供給を受けようとする者の閲覧に供する方法（小売供給を受けようとする者が当該ファイルの記録を出力することによる書面を作成することができない場合にあっては、当該ファイルに記録された契約締結時交付事項を電気通信回線を通じて小売供給を受けようとする者の閲覧に供する方法であつて、当該ファイルに記録された契約締結時交付事項を、その記録された日から起算して三月間、消去し、又は改変できないもの）

三 (略)

6 登録特定送配電事業者等は、法第二十七条の二十六第三項において読み替えて準用する法第二条の十四第二項の規定により、前項各号に掲げる方法により契約締結時交付事項を提供した場合においても、小売供給を受けようとする者からの求めがあったときは、その者に対し、契約締結時交付事項を記載した書

事項並びに第二項第一号から第三号までに掲げる事項のうち当該変更したのみを記載した書面を交付することについて小売供給を受けようとする者の承諾を得ていない場合には、この限りでない。

5 法第二十七条の二十六第三項において準用する法第二条の十四第二項の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 当該登録特定送配電事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第二十七条の二十六第三項において準用する法第二条の十四第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第二項各号に掲げる事項又は第三項本文若しくは前項本文に規定する事項（以下この条において「契約締結時交付事項」という。）を電気通信回線を通じて小売供給を受けようとする者の閲覧に供する方法（小売供給を受けようとする者が当該ファイルの記録を出力することによる書面を作成することができない場合にあっては、当該ファイルに記録された契約締結時交付事項を電気通信回線を通じて小売供給を受けようとする者の閲覧に供する方法であつて、当該ファイルに記録された契約締結時交付事項を、その記録された日から起算して三月間、消去し、又は改変できないもの）

三 (略)

6 登録特定送配電事業者等は、法第二十七条の二十六第三項において準用する法第二条の十四第二項の規定により、前項各号に掲げる方法により契約締結時交付事項を提供した場合においても、小売供給を受けようとする者からの求めがあったときは、その者に対し、契約締結時交付事項を記載した書面を交付す

面を交付するよう努めなければならない。

(電磁的方法の種類及び内容)

第八条 令第三条第一項において準用する令第二条第一項(令第三条第二項において準用する令第二条第三項において準用する場合を含む。)の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

- 一 第六条第十二項各号又は前条第五項各号に掲げる方法のうち、登録特定送配電事業者等が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

(登録特定送配電事業者等による情報通信の技術を利用した承諾の取得)

第九条 令第三条第一項において準用する令第二条第一項(令第三条第二項において準用する令第二条第三項において準用する場合を含む。)に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 電子メールを送信する方法であつて、登録特定送配電事業者等が当該電子メールの記録を出力することによる書面を作成することができるもの
- 二 当該登録特定送配電事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された小売供給を受けようとする者の承諾に関する事項を電気通信回線を通じて小売供給を受けようとする者の閲覧に供し、当該登録特定送配電事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該小売供給を受けようとする者の承諾に関する事項を記録する方法
- 三 磁気ディスク、シー・デー・ロムその他の記録媒体に小

るよう努めなければならない。

(新設)

(新設)

売供給を受けようとする者の承諾に関する事項を記録したものを得る方法

附則

附則

1 | (施行期日)
(略)

(略)

2 | (旧一般電気事業者による供給条件の説明等に関する経過措置)
施行日以後に締結される小売供給契約について、改正法附則第二条第一項の規定により施行日に新電気事業法第二条の二の登録を受けたものとみなされる旧一般電気事業者（以下単に「旧一般電気事業者」という。）が、電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第 号。以下「経過措置等政令」という。）第二十六条第一項の規定により施行日前に法第二条の十三第一項及び第二項の規定の例により、同項に規定する事項を記載した書面を交付し、かつ、同条第一項に規定する供給条件について説明しているときにおける第三条第一項及び第八項の規定の適用については、第三条第一項第一号中「名称及び登録番号」とあるのは、「名称」とする。施行日前に法第二条の十三第一項及び第三項の規定の例により、同条第二項に規定する事項を提供し、かつ、同条第一項に規定する供給条件について説明しているときにおける第三条第一項及び第八項の規定の適用についても、同様とする。

(新設)

3 | 施行日以後に締結される小売供給契約について、旧一般電気事業者が、経過措置等政令第二十六条第二項の規定により施行

(新設)

日前に法第二条の第十四第一項の規定の例により、同項に規定する事項を記載した書面を交付しているとき、又は同条第二項の規定の例により同条第一項に規定する事項を提供しているときにおける第四条第二項の規定の適用については、同項中「次の各号」とあるのは、「次の第二号から第四号まで」とする。